

復興のための 暮らしの手引き

～ここから/KOKO-KARA～



平成23年
冬版

～ここから歩き始めたすべての方へ～

本冊子は、復旧・復興に向けて歩き始めようとしておられる被災者の方々、あるいは既に歩き出された方々への情報提供を目的にしたものです。

本冊子には、復旧・復興に役立つと思われる情報を掲載していますが、もとより、本冊子のみで被災者の方々が抱えておられるすべての問題が解決するはずもありません。本冊子を契機として、被災者の方々が抱えておられる問題の相談先や解決の糸口を見つけられれば、執筆陣としてはそれに勝る喜びはありません。

本冊子に掲載された情報は平成23年11月25日時点のものであり、その後、法律や制度等が変更されている場合もあります。今後も必要に応じて情報は更新していきますが、最新版は当会のホームページ (<http://www.ichiben.or.jp/shinsai/>) で公開いたします。

また、当会のホームページでは震災に関する法律問題の解説「**震災法律相談Q&A**」も掲載しておりますので、こちらも是非ご利用ください。

本冊子はどなたでも自由に複写・複製・配布してご利用頂けます。上記ホームページからのダウンロードもご自由に行って頂いて結構です。但し、内容の改変はご遠慮ください。

なお、本冊子の内容の変更に関する情報や、新たに掲載を希望する情報、その他内容面のご意見・ご希望につきましては、下記までお寄せ頂けると幸いです。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階 第一東京弁護士会内

「ここから／KOKO-KARA」編集委員会

FAX 03(3595)8576

E-mail : kokokara@ichiben.or.jp

本冊子の制作に当たっては、以下の方々をはじめとして、ここには掲載しきれないほど多くの方々のご協力を頂きました。ここに深く謝意を表します。

第一東京弁護士会東日本大震災対策本部

ここから／KOKOKARA編集委員会

(編集代表 平 岩 利 文)

【本冊子の制作にあたり、執筆、助言、その他のご協力を頂いた方々】(敬称略、五十音順)

植田薫、岡本正、長田大徳、霞ヶ関ナレッジスクエア、菅野謙吾、菊間千乃、國松崇、倉本義之、小久保哲朗、曾根芳文、橋本裕幸、藤川忠宏、松田秀明、松本深雪、水谷理枝、三平聡史、宮田和佳、矢野領、吉田可保里

目次

住む・暮らす

6頁

持ち家

- 建物を失った場合の手続 —
- 住宅再建のための診断・相談 —
- 建築制限について —
- 支援金・融資 —
 - ◆被災者生活再建支援制度
 - ◆災害復興住宅融資制度
- 生活復興支援制度 7頁
- ◆母子寡婦世帯の住宅補修資金
- ◆災害救助法による応急修理

借家

- 住まいを探す —
- 仮設住宅を出た後の住まい —
- 被災者生活再建支援制度 —

土地

8頁

- 土地の境界がなくなった —
- 農地と宅地の交換 —
- 再液状化防止費用 —
- 集団移転費用の国費負担 —

暮らし

- がれき撤去について — 9頁
- 高速道路通行料の無料化 —
- 地デジ移行について —
- 仮設住宅が掲載された地図 —
- 仮設住宅間の転居 —

コラム「仮設住宅でのコミュニティ作り」10頁

家族

11頁

身元の確認など

- 身元の確認 —

- ◆身元の確認や行方不明者についての相談

— 葬儀 —

- ◆葬儀を行うことが難しいとき

死亡・相続など

— 行方不明者の財産 —

- ◆行方不明者の財産管理

- ◆行方不明の場合の相続 12頁

— 相続放棄など —

- ◆借金を相続してしまった場合

- ◆相続放棄の熟慮期間の延長

— 成年後見人の死亡など — 13頁

- ◆成年後見人が死亡・行方不明の場合

介護

— 介護利用料 —

- ◆介護利用料等の支払い猶予・減免

— 仮設住宅の介護 —

- ◆仮設住宅の介護拠点施設

各種相談窓口

14頁

— 障害者支援 —

- ◆障害者支援センター情報

- ◆福祉用具でお困りの方

- ◆発達障害のある方のご家族や周りの方

- ◆目や耳の不自由な方のご家族や周りの方

— 女性相談 — 15頁

- ◆女性向け電話相談窓口

— 心の相談 —

- ◆心の相談窓口

コラム「家族の思い出の写真の復元等」16頁

子ども

17頁

入学・転校

—転校手続き—

不安・悩み相談

—不安や悩みの相談窓口—

学費など

—学費の減免等— 18 頁

- ◆高等学校の授業料減免
- ◆専修学校等の授業料補助

—奨学金—

- ◆奨学金に関する情報提供
- ◆奨学金制度の緊急採用
- ◆第二種奨学金(有利子)の貸与期間の延長

—給付等—

- ◆教科書等の無償給与
- ◆塾や予備校の費用の支給

—震災遺児支援金—

- ◆親を失った子

—被災学生・研究者— 19 頁

未成年後見人

全国里親会

—保護者を亡くした子どもを引き取って生活している方—

働く 20 頁

自営業者の方

- 雇用調整助成金—
 - ◆事業縮小でも雇用維持の事業者
- 被災者雇用開発助成金—
 - ◆被災者を雇用した企業
- 若年者雇用奨励金—
 - ◆被災地居住の3年以内既卒者

—助成金の申請—

- ◆各種助成金支給申請の延長

—資金調達等—

- ◆災害復旧貸付

お勤めの方

—失業—

- ◆解雇された
- ◆休業で賃金をもらえない 21 頁

—未払い賃金立替払い制度—

- ◆未払い賃金がある

—無料の職業訓練制度—

- ◆求職者支援制度

—派遣労働者の雇用安定—

- ◆派遣契約の継続を

—被災地合同就職説明会— 22 頁

- ◆被災地居住の新卒者等

—震災特別相談窓口—

- ◆内定取り消しを受けた学生

—就職活動の宿舎提供—

- ◆宿泊施設の無償提供

義援金・支援金 23 頁

公的な支援金・弔慰金

—災害弔慰金—

- ◆肉親を亡くされた方

—災害障害見舞金—

- ◆大怪我や失明された方

—被災者生活再建支援金—

- ◆家を失った方

公的な義援金 24 頁

- ◆家族を亡くされた方・家を失った方・原発避難者

その他の支援金・義援金等

—学校災害における特別弔慰金—

◆お子さんを亡くされた方

—全国里親会の一時金支給—

◆保護者を亡くした子どもを引き取って生活している方

—日本財団弔慰金・見舞金—

◆配偶者・親・子を失った方

—あしなが育英会の特別一時金—

◆親を失った子

コラム「受け取った義援金・支援金は通帳を分けて！」 25 頁

税金等 26 頁

税金一般

—税金の相談—

◆税金でお悩みの方

国税全般

—国税の緩和制度—

◆家屋等の財産に相当な損失を受けた方

◆災害を受けたことにより納付が困難となった方

—申告・納付期限の延長—

◆青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の方

個人の税金 27 頁

—所得税—

—相続税・贈与税— 28 頁

事業主の方の税金

—事業用資産に関する特例等—

◆個人事業主の方

◆法人の方

—消費税— 29 頁

個人の方・事業主の方の共通

—損害賠償金等についての税金—

—不動産・自動車に関する税金—

—自動車重量税の還付—

—印紙税関係—

—固定資産税(軽減等の特例)— 30 頁

公共料金等

—電話料金—

—公共料金・使用料等の特別措置—

—国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等—

年金他

—国民年金関係—

—生命保険料の払込み—

ローン・借金 31 頁

住宅ローン

—既存の住宅ローン—

◆据置き、金利引下げなど

—新規の住宅ローン—

◆新たに住宅ローンを借りる方

震災前の債務の処理

—個人版私的整理ガイドライン—

◆個人の方の私的整理 32 頁

—債権買取り—

◆被災事業者の方の債務(二重ローン問題)

—手形・小切手—

◆不渡りにしない扱い

—リース—

◆リースの取扱い 33 頁

—クレジット—

- ◆クレジットの支払いについて

—私的整理・法的倒産手続—

- ◆私的整理・破産・民事再生などをご検討される方

新たな借入れ(個人の方)

—災害援護資金融資—

- ◆重い障害を負った方・住宅家財被害を受けた方

—生活福祉資金貸付—

- ◆生活費が足りない方

—生活復興支援資金貸付—

- ◆低所得者世帯の被災者

—母子寡婦福祉資金貸付金—

- ◆母子寡婦世帯の住宅補修資金 34 頁

新たな借入れ(事業者の方)

—中小企業・個人事業主の融資・保証の相談窓口—

- ◆中小企業電話相談ナビダイヤル

—復興特別貸付・緊急保証—

- ◆被災事業者に対する特別な融資制度

—中小企業倒産防止共済制度—

- ◆中小企業倒産防止共済に加入している事業者の方

—特定地域中小企業特別資金—

- ◆原発被害の中小企業等

—農林漁業者— 35 頁

- ◆無利子つなぎ融資など

—日本財団による船舶融資—

- ◆漁船、交通船等を失った事業者の方

フローチャート「二重ローン対応に関する新制度の概要」 36 頁

生活保護

37 頁

利用できる方

- ◆生活保護の利用
- ◆最低生活費とは
- ◆避難所等の避難先で生活している場合
- ◆自家用車を保有している場合
- ◆預貯金や保険、資産がある場合

何がもらえるか

- ◆生活費・住宅費・医療費等
- ◆転居に必要な費用
- ◆家財道具等の購入費用 38 頁

義援金等との関係

- ◆生活保護受給後に義援金等を受け取った場合
- ◆義援金等受領後に生活保護申請する場合

公的証明

39 頁

人に関するもの

- 戸籍の再製—
- 滅失した戸籍に関する申し出—
- 死亡届—
- 死亡の推定(年金や労災)—
- 死亡の認定(相続)— 40 頁
- 医療費の自己負担金免除—
- 実印や印鑑登録カードをなくしてしまった(個人の方)—
- 代表印や印鑑登録カードをなくしてしまった(法人の方)—
- 運転免許証をなくしてしまった—41 頁
- 年金証書をなくしてしまった—

不動産に関するもの

- 権利証等をなくしてしまった—
- 土地の境界がなくなった—

そのほかの証明書等

- り災証明書を取得したい—
- 被災証明書を取得したい— 42 頁
コラム「福島県原発周辺の避難指示圏内に
住居を有し、市町村の判断で現在
避難中の方」
- 登記手数料の免除—
- 震災特例旅券—
- 避難者の情報— 43 頁

自動車・船に関するもの

- 廃車手続—
- 自動車検査証の有効期限—
- 車庫証明— 44 頁

外国人の方 45 頁

避難先での外国人登録手続き

査証申請に関する特別措置

出国事実の照会

各種支援

- 外国人住民災害支援情報—
- 外国語による相談窓口—

法律相談 47 頁

法律相談

- 法律相談—
◆法律に関することで困ったことがあった

ら

—法テラス—

- ◆お金がなくて弁護士への相談を躊躇している方々へ

原発事故関連 49 頁

東電に対する損害賠償請求

—賠償の対象となる損害—

- コラム「中間指針や東電補償基準に記載の
ない項目も賠償の対象となる可能
性があります」 50 頁

コラム「自主的に避難した方の損害につい
て」

コラム「被災者ノート」

—請求手続—

- ◆東電の請求書式を利用した請求
- ◆紛争解決機関の利用 52 頁
- ◆訴訟・調停等 53 頁
- ◆請求手続に関するご相談 54 頁

—他の被災者救済制度等との関係— 55 頁

- ◆生活保護との関係
- ◆災害救助法に基づく救助との関係
- ◆災害弔慰金等との関係
- ◆義援金との関係
- ◆その他

放射線に関する健康相談 56 頁

放射性物質の除去(除染)

特定地域中小企業特別資金

避難者に対する行政サービス

被災者への被災証明書の発行 57 頁

住む・暮らす

持ち家

ー建物を持った場合の手続ー

今回の震災で所有していた建物が流失、消失、倒壊するなどしてしまった場合には、法務局に「滅失登記」の申請をする必要がありますが、各地の法務局では、この滅失登記を職権で（つまり被災者の方が申請して費用を負担しなくても）行っています。今回の震災で全壊してしまったにもかかわらず法務局が把握していない建物については、所有者が法務局に申し出れば滅失登記手続を法務局が行ってくれます。職権による滅失登記が行われた場合には、法務局から対象となった建物の登記名義人宛に登記が完了した旨の通知が送付されます。

☎お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所

ー住宅再建のための診断・相談ー

国土交通省は被災した住宅の補修のため、住宅診断の実施や相談に応じています。相談や診断にかかる費用は無料です。

補修方法や補修費用についてのアドバイスのほか、希望があれば補修・再建を行う事業者も紹介しています。

☎お問い合わせ先／

ナビダイヤル（0570・016・100712）

【祝日を除く月曜～金曜：午前10時～午後5時】

ー建築制限についてー

被災地での無秩序な復興の防止や、危険な地域での建築を防止するため、建物の建設が制限されている地域があります。制限されるのは新築、増築といった大規模な建物の工事に限られますので、現状の建物を修繕する工

事は制限を受けず自由に行うことができます。

建築が制限される区域は、浸水により危険性が高いと考えられる地域や、復興計画の詳細を検討する必要があると判断された地域などです。建築が制限されている地域、また制限期間は各県、市によって異なりますので、各行政にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各縣市町村役場

ー支援金・融資ー

◆被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、家が全壊又は大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給される制度です。

さらに住宅を建設、購入、補修される場合には加算した支援金が支給されます。

☛「お金」「もらう」「1. 支援金・弔慰金」のページをご覧ください。

◆災害復興住宅融資制度

独立行政法人住宅金融支援機構は、今回の震災で被害を受けられた住宅の所有者に住宅の建設、購入、補修にかかる費用の融資を行っています。

建設、購入の場合は当初3年間、補修の場合は当初1年間、それぞれ元金を据え置くことが可能です。

融資が受けられる住宅は、独立行政法人住宅金融支援機構の基準をみたす必要がありますので、詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／

住宅金融支援機構災害専用ダイヤル（0120・086・353）（048・615・0420）

【祝日を除く月曜～金曜：午前9時～午後5時】

◆生活復興支援制度

社会福祉協議会では、今回の震災で被害を受けた世帯に住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な費用の融資を行っています。

貸付限度額は250万円です。この融資には所得などの制限がありますので、詳しくはお近くの市町村役場または社会福祉協議会にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場、社会福祉協議会

◆母子寡婦世帯の住宅補修資金

母子寡婦世帯の方は、災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な費用の融資を受けることができます（母子寡婦福祉資金貸付金）。

貸付限度額は200万円です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

◆災害救助法による応急修理

今回の震災により住宅に大きな被害を受けたにもかかわらず、その応急修理をする費用がない場合は、国が災害救助法に基づき住宅の応急修理をしてくれます。

修理の対象は、被災された住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な部分に限定されます。また、応急修理を受けるためにはいくつか条件がありますので、詳しくはお近くの市町村役場にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

借家

—住まいを探す—

国交省は、被災者向け公営住宅等情報センター（03・5229・7633）【祝日を除く月曜～金曜：午前10時～午後5時】で、全国の公営住宅、都市再生機構の賃貸住宅、民間

の賃貸住宅の情報を提供しています。

また日本赤十字社では、仮設住宅等へ入居される方々への支援として、家電製品（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）を寄贈しています。この家電セットを受け取ることができるのは、仮設住宅に入居される方、及び仮設住宅と同様の扱いを受ける公的住宅、民間賃貸住宅などに入居される方ですが、具体的には各県が支給対象を決めることとなっていますので、対象となるかどうかは各県庁にお問い合わせ下さい。

なお、被災者が自力で賃貸住宅を借りた場合には、「みなし仮設住宅」として国と自治体が家賃を負担する制度もあります（負担額には上限があります）。今回の震災でご自宅を失って賃貸住宅に移り住んでおられる被災者の方については、この「みなし仮設住宅」の適用を受けられる可能性もありますので、お近くの市町村役場にお問い合わせみてください。

☎お問い合わせ先／被災者向け公営住宅等情報センター、各県庁、各市町村役場

—仮設住宅を出た後の住まい—

仮設住宅は原則2年余りの入居制限がありますが、現在、お住まいの仮設住宅を出た後に利用できる災害公営住宅（復興住宅）の建設も一部の自治体（福島県相馬市）で始まっています。また、岩手県、宮城県でも復興住宅の整備費が予算化されており、復興住宅の整備は今後、時間とともに進んでいくと思われます。

また、将来的に復興住宅を被災者の方に払い下げられることを検討している自治体もあります。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

—被災者生活再建支援制度—

被災者生活再建支援制度は、借りていた家が全壊又は大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給される制度です。

住宅を新しく借りる場合には加算した支援金が支給されます。

☛「お金」「もらう」「1. 支援金・弔慰金」のページをご覧ください。

土地

— 土地の境界がなくなった —

今回の震災でご自身の土地と隣地や道路との境界がなくなってしまった場合、改めて境界を確定しなければなりません。

法務局に精度の高い地図が備え付けられている被災地であれば、これに基づいて隣地との境界を復旧させることができると考えられます。

ただし、隣地との境界に「境界標」を設置する場合には隣地の所有者の方の同意が必要となりますし、場合によっては新たな境界を画定する必要もあります。「早急に自宅敷地を売却したいので境界を復旧（又は確定）したい」といった事情がある方は、弁護士や土地家屋調査士等の専門家に相談ください。

☛お問い合わせ先／土地家屋調査士、弁護士等の専門家

— 農地と宅地の交換 —

農地と宅地の交換は都市計画法や農地法など複数の法律による煩雑な手続きが必要とされていますが、政府は、今回の震災の被災地内においては、手続きの窓口を一本化した上で、県知事の許可があれば転用を認める方向で調整を進めています。

手続きの簡素化が認められるのは、国が指

定する復興特区内で、市町村が新たに利用（復興）計画を作る場合とされていますから、ご自身の土地がこの制度の適用を受けられるかどうかについては、個別に市町村役場等で確認してください。

☛お問い合わせ先／各県及び各市町村役場、弁護士等の専門家

— 再液状化防止費用 —

国土交通省は、今回の震災で液状化した住宅地の地盤を改良し、再液状化を防ぐ経費を第三次補正予算案で要求する方針を固めています（平成 23 年 9 月 7 日現在）。

少なくとも数十戸の戸建て住宅を含む地域が液状化対策工事を行う際、国が自治体の事業費の一部を補助することにより、住民の方の再液状化防止工事費用を通常の工事費の 4 割～6 割程度に抑えることを目指しています。

☛お問い合わせ先／各県及び各市町村役場

— 集団移転費用の国費負担 —

政府は、今回の震災の被災者の方々が高台や内陸に集団移転する際の費用について、1 戸あたり 1655 万円と定められている現在の限度額を撤廃し、移転費用の全額を国費で負担する方針を固めています（平成 23 年 10 月 7 日現在）。

移転費に含まれる土地の取得費や造成費など一部の項目には限度額が残されますが、国と自治体が話し合って限度額を超える「例外認定」ができるようにしたり、現在の制度の対象が「10 戸以上」の集団移転とされているのを「5 戸以上」に緩和することも検討されています。

☛お問い合わせ先／各県及び各市町村役場

一がれき撤去について一

政府は、所有者が分からない倒壊した家屋や水に浸かった自動車については、所有者の承諾がえられなくても撤去できるとする指針を示し、各県に通知しています。

このため、倒壊してがれき状態になっていたり、ももとの敷地から津波で流されてしまった家屋は所有者の承諾がなくても撤去されることとなります。なお、位牌やアルバムなど、被災された方にとって大切だと考えられるものについては一時保管することとされています。

また、貴金属や金庫などの有価物は、一時保管をした上で、所有者が明らかにならない場合は遺失物法に基づいた処理がなされることとなっています。遺失物法では保管期間が3ヶ月と定められていますので、今後の情報にお気をつけください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場、警察署

一高速道路通行料の無料化一

国土交通省では、平成23年12月から平成24年3月までの期間、被災地の高速道路について、これまで行われていた無料化の対象を被災者から一般利用者に広げる方向で検討に入っています（平成23年10月21日現在）。現時点では、①岩手、宮城、福島県の東北道などについては、ETC搭載の有無、車種、時間帯を問わず無料化され、②山形、秋田の全域と、新潟、青森の一部については、土日祝日に限り、ETC搭載の普通車・軽自動車・バイクのみが無料化される見込みです。

一地デジ移行について一

政府は、平成23年7月24日に予定されていたテレビの地上デジタル放送への移行

について、岩手・宮城・福島の3県については、平成24年3月31日まで延期する方針を明らかにしています。そのため、地デジ対応になっていないご家庭でも、しばらくは現状のままテレビを視聴することが可能となります。なお、市町村民税が非課税の世帯の方やNHK放送受信料が全額免除されている世帯の方（今回の震災の被災地の方を含みます）については、地上デジタル放送対応チューナー1台が無償で給付されます。

☎お問い合わせ先／

●総務省情報流通業政局地上放送課
(03・5253・5791)

●地上デジタル放送対応チューナーの無償給付については総務省地デジチューナー支援実施センター (0570・023・724)
(043・332・2525)【月曜～金曜：午前9時～午後9時、土日祝日：午前9時～午後6時】

一仮設住宅が掲載された地図一

被災地に建てられた仮設住宅について、①位置、②名称、③住所、④各戸代表者名や、仮店舗で営業している小売店や銀行などの情報を盛り込んだ地図が今秋、ゼンリンから発行される予定です。

対象となるエリア・戸数は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県約55市町村約5万戸です。

☎お問い合わせ先／ゼンリン (0120・210・616)

一仮設住宅間の転居一

国土交通省は、今回の震災で県外の仮設住宅に入居しているにおける岩手、宮城、福島の3県の被災者について、地元の仮設住宅に転居することを認める方針を決めています。

いったん、地元を離れて県外の仮設住宅に入っている方でも、地元で仮設住宅ができた後は住み慣れた地元の仮設住宅に転居することが可能です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

仮設住宅でのコミュニティ作り

各地の仮設住宅では、入居者、特に一人暮らしのお年寄りの孤立化を防ぐために、朝夕のカーテンの開け閉めの有無をみんなで確認しあったり、独自に自治会を立ち上げるなどしてコミュニティ作りを進めているところがあります。

お互いに声を掛け合うきっかけになるようにと、仮設住宅にリボンを付けた竹竿を配っているNPO法人（とどろみの森クラブ）のような団体もあります。

また、都内のアーティストや建築家らによる「わわプロジェクト」（080・4150・2550、<http://wawa.or.jp>）では仮設住宅での暮らしを応援する隔月刊の「わわ新聞」を仮設住宅に届けています。

大規模な避難場所から仮設住宅への移転が進んでいますが、様々な団体や情報を利用して、仮設住宅での暮らしを少しでも快適に、また、お年寄りなどの災害弱者が孤立化してしまわないよう、ご配慮ください。

家族

身元の確認など

—身元の確認—

◆身元の確認や行方不明者についての相談

警察庁では、今回の災害でお亡くなりになり身元が確認された方々の一覧表をホームページ上で公開しています。

さらに、岩手県警察では、「行方不明者相談ダイヤル」を設置しているほか、「遺体安置所に収容されている御遺体の身元不明者情報」として、身元が不明の御遺体の性別、推定年齢、発見場所、身体的特徴や着衣所持金品等を公表しています。

宮城県警察では、「相談センター」を設置しているほか、「犠牲者の所持品等から推察される氏名等事項一覧」を公表しております。また、「氏名の推測ができない（身元不明）犠牲者の方々」として、身元が不明の御遺体の性別、推定年齢、発見場所、身体的特徴や着衣所持金品等についても公表しています。

福島県警察では、「行方不明者相談ダイヤル」を設置しているほか、「氏名等が推測できない（身元不明）ご遺体」として、身元が不明の御遺体の性別、推定年齢、発見場所、身体的特徴や着衣所持金品等についても公表しています。

☎お問い合わせ先／

●警察庁

「今回の災害でお亡くなりになり身元が確認された方々の一覧表について」

<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/mimoto/identity.htm>

●岩手県警察

「行方不明者相談ダイヤル」（0120・801・471）

「遺体安置所に収容されている御遺体の

身元不明者情報」

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0802/oshirase/kouhou/saigaiyouhou/mimotofumeikakunin.html>

●宮城県警察

「相談センター」（022・221・7171）

「犠牲者の所持品等から推察される氏名等事項一覧」

http://www.police.pref.miyagi.jp/hp/jishin/itai/hanmei/itai_hanmei.html

「氏名の推測ができない（身元不明）犠牲者の方々」

<http://www.police.pref.miyagi.jp/hp/jishin/itai/mimotofumei/mimotofumei.html>

●福島県警察

「行方不明者相談ダイヤル」（0120・510・186）

「氏名等が推測できない（身元不明）ご遺体」

<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/mimoto/identity.htm>

—葬儀—

◆葬儀を行うことが難しいとき

親族の方がお亡くなりになった場合、ご遺体の埋葬（火葬）の費用の一部について、自治体から給付を受けられる場合があります。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

死亡・相続など

—行方不明者の財産—

◆行方不明者の財産管理

今回の震災で行方不明になっている方の財産をどのように管理すればよいのか分からない場合には、「（不在者）財産管理人」を選任

してもらうことができます。

また、お亡くなりになった方に財産はあるものの相続人がいるかどうかわからない、といった場合には、「相続財産管理人」を選任してもらうことができます。

いずれの場合も家庭裁判所に選任の申し立てをする必要があります。

お近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

☎お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

◆行方不明の場合の相続

行方不明になっている方については、「失踪宣告」などの手続きを経ない限り、「相続」は開始しません。このため、残された財産を分ける（遺産分割）とか、残された借金を引き継がないようにする（相続放棄）ためには、家庭裁判所に失踪宣告の申し立て等を行う必要があります。

手続きの進め方についてはお近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

☛「公的証明」「死亡の推定（相続）」のページをご覧ください。

一 相続放棄など一

◆借金を相続してしまった場合

お亡くなりになった方の財産より借金の方が多い場合には、家庭裁判所で「相続放棄」の手続きを取れば「プラスの財産も借金も引き継がない」ことができます。また、「相続したプラスの財産の限度で相続した借金を払う」という手続き（「限定承認」といいます）もあります。

相続に関する問題は、「誰が相続人なのか」「相続放棄をした方がいいのか」「一部の相続

人が相続放棄をした場合、お亡くなりになった方の借金は誰が引き継ぐことになるのか（あるいは、お亡くなりになった方の借金を「誰も相続しない」ようにするために相続放棄手続きを取る必要があるのは誰と誰なのか）」といった点も含めて複雑ですし、一定の期間内に手続きを行わなければならない場合があるなど複雑です。

できるかぎり、お近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

☎お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

◆相続放棄の熟慮期間の延長

今回の震災でご家族を亡くされた被災者の方等については、相続放棄の「熟慮期間」（期限のことです）が平成23年11月30日まで延長されていました。対象となるのは、以下の被災地域に住所を有していた方で、平成22年12月11日以降に相続の発生を知った被災者の方にもこの期間延長は適用されます。なお、「住所の有無」は住民票や公共料金の支払記録等、各種の資料から判断されます（住民票がなければ期間延長の適用を受けられない、とわけではありません）。

「相続するかどうかを決める」期間は延長されていますが、この期間中に相続財産を処分したり、お亡くなりになった方の借金を返済したりしてしまうと相続放棄自体が認められなくなる可能性もあります。

なお、11月30日以降であっても、熟慮期間は、相続の開始を知った時から3か月ですので、お亡くなりになったことを知った時期いかんによっては、なお相続放棄ができる可能性があります。

なるべくお早めに、必ずお近くの弁護士等

の専門家や家庭裁判所で相談をしてください。

【対象区域】

- ①岩手県・宮城県・福島県 全市町村
- ②茨城県 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡太子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
- ③栃木県 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須分那珂川町
- ④千葉県 千葉市美浜区、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
- ⑤新潟県 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
- ⑥長野県 下水内郡栄村

☎お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

—成年後見人の死亡など—

◆成年後見人が死亡・行方不明の場合

今回の震災で、後見人が亡くなったり、行方不明になってしまった、後見人自身も被災して後見業務ができない、といった場合には、

成年後見制度の利用者(被後見人といいます)は施設や病院に入るための手続きや、被災者向けの公的給付手続き、預貯金の引き出しをすることができません。

後見人が亡くなった場合には、申出をするか、裁判所の職権により、あらたな後見人が選任されることとなります。申出は、親族からはもちろん利害関係人からでもできますので、例えば、被後見人が施設に入居されている場合に、その施設からの申出も可能と考えられます。

お早め、お近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談してください。

☎お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

介護

—介護利用料—

◆介護利用料等の支払い猶予・減免

今回の震災で被災した方で、介護サービスの利用料の支払いが困難な方については、利用料の減免を受けられる可能性があります。

介護サービスが必要であるにもかかわらず、経済的な事情でサービスを受けることを控えたりしないでください。

なお、減免措置を受けるためには一定の条件がありますから、お近くの市町村介護保健担当窓口や地域包括支援センターに確認してください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

—仮設住宅の介護—

◆仮設住宅の介護拠点施設

今回の震災の被災者向けの仮設住宅には、介護保険サービスを受けられる介護拠点施設

が併設されます。対象は青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県で、介護拠点施設ではデイサービスや訪問介護・看護などの介護保険サービスが受けられます。また、配食サービスや見守り、心のケアにつなぐ相談員も配置される予定です。

☎お問い合わせ先／厚生労働省、各市町村役場、地域包括支援センター

各種相談窓口

一障害者支援一

◆障害者支援センター情報

日本障害フォーラム(JDF)が山台市に「みやぎ支援センター」を、郡山市に「被災地障害者支援センターふくしま」をそれぞれ開設しています。これらのセンターでは、今回の震災により被害を受けた障害者施設等を巡回し、必要物資等を聞き取り、物資を運搬するなどの活動を行っています。

☎お問い合わせ先／

- JDF 東北関東大震災被災障害者総合支援本部

<http://www.dinf.ne.jp/doc/JDF/index.html>

- みやぎ支援センター(022・306・4663)
- 被災地障害者支援センターふくしま(080・6007・8531)

◆福祉用具でお困りの方

お使いの福祉用具(杖や車いす、義足など)について、「使っていた車いすの調子が悪い」「杖が曲がってしまった」など、お困りのことがありましたら、下記の連絡先にご連絡ください。現地の専門のスタッフが相談支援に伺います。

☎お問い合わせ先／障害者等福祉用具支援

本部(03・3811・0697)

◆発達障害のある方のご家族や周りの方

発達障害のある方は、日常生活の変化が苦手であったり、感覚の刺激に想像以上に敏感です。このため、避難所での指示がすぐに理解できなかったり、大勢の人がいる環境それ自体を健常者以上に苦痛に感じておられる場合があります。このような発達障害を抱えた方のサポートについて「発達障害者支援センター」が相談を受けつけています。

☎お問い合わせ先／

発達障害者支援センター

- 岩手県(019・601・2115)

<http://www.echna.ne.jp/~ryouiku/hattatu-index.html>

- 宮城県(022・376・5306)

<http://ekubo.blog.ocn.ne.jp/>

- 山台市(022・375・0110)

<http://www.city.sendai.jp/kenkou/hattatsu/gaiyou/index.html>

- 福島県(024・951・0352)

<http://www.pref.fukushima.jp/shinshin/hattatsu/>

◆目や耳の不自由な方のご家族や周りの方

目や耳の不自由な方をサポートしている方向けの情報窓口が開設されています。目の不自由な方に対する移動支援・食事支援の方法や、耳の不自由な方への情報の伝え方などについての相談に応じてくれる窓口です。

☎お問い合わせ先／

【目の不自由な方】

- 東北関東大震災視覚障害者支援対策本部
本部(090・3464・1090)

宮城県 (090・1704・0434)

【耳の不自由な方】

- 東日本大震災聴覚障害者救援中央本部
本部 (03・3268・8847)
<http://www.jfd.or.jp/tohoku-eq2011>
- 岩手県 (019・601・2710)
- 宮城県 (022・293・5531)
- 福島県 (024・522・0681)

一女性相談一

◆女性向け電話相談窓口

今回の震災により生じた生活上の悩みや避難生活における悩みなど、女性の方専用の相談窓口が設置されています。

また、NPO 法人全国女性シェルターネットは、配偶者などによる暴力 (DV) や子供への虐待などの相談に無料で応じる電話窓口であるパープルホットラインを開設しています。

「避難場所で生活しているから」とか、「震災で相手もイライラしているだろうから」といった理由で、心や身体の被害を一人で抱え込まないでください。

☎お問い合わせ先／

- 岩手県の女性相談窓口 (019・606・1762)
- 宮城県の女性相談窓口 (022・211・2570)
- 仙台市の女性相談窓口 (022・224・8702)
- 福島県の女性相談窓口 (024・522・1010)

なお、福島県では各市町村の保健福祉事務所でも相談を受け付けています。

- パープルホットライン (0120・941・826)
<http://nwsnet.or.jp/purpleline/>

一心の相談一

◆心の相談窓口

一般社団法人日本臨床心理士会では、被災に伴う精神的な悩みについての相談に無料で応じる電話窓口である「東日本大震災心の相談電話」を開設しています。

臨床心理士が悩みに答えてくれます。

☎お問い合わせ先／

東日本大震災心の相談電話 (0120・719・789) (03・3813・9960) 【月・火・木・金：午後7時～午後9時】

家族の思い出の写真の復元等

富士フィルムでは、今回の震災で汚損してしまった写真の洗い方や修復のしかたを教えてください。大切な思い出の写真が汚れてしまった方は、富士フィルムまで連絡してみてください。

また、汚損してしまった写真をカメラやスキャナーでデジタル保存し、画像を修復してくれるボランティアもあります。梅雨に入って汚損した写真は湿気で更に痛みが進んでしまいます。

できる限りお早めの連絡・対応をお勧めします。

☎お問い合わせ先／

●富士写真フィルム相談窓口（0120・166・557）、日本社会情報学会「思い出サルベージアルバム・オンライン」pr.jsis.bjk@gmail.com

●社会貢献学会「あなたの思い出まもり隊プロジェクト」（神戸学院大学「TKK 学び合い連携センター」内（078・974・4569）
<http://js-ss.org/news/information/entry-67.html>

再出発の1枚

福島県相馬市では、全日本写真連盟の主催による「頑張る家族の肖像」撮影プロジェクトが始まっています。

相馬市内の仮設住宅の集会場に特設スタジオを設け、プロカメラマンなどがご家族の写真を撮影し、プリントしたアルバムとDVDが送られます。

女性の希望者には、美容師ボランティアのメイクアップやヘアアレンジサービスもしてくれます。

☎お問い合わせ先／相馬市企画政策課

(0244・37・2218)

http://www.city.soma.fukushima.jp/O31_1_jishin/ganbaru_kazoku/index.html

子ども

入学・転校

一転校手続き一

文部科学省は都道府県の教育委員会等に対して、今回の震災で被災した児童・生徒等の転校手続きについては、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れるよう通知しています。

☎お問い合わせ先／

- 各都道府県の義務教育課
- 文部科学省の携帯版HP

<http://keitai.mext.go.jp/i/saigai/jidouukeire/index.html>

不安・悩み相談

一不安や悩みの相談窓口一

震災から半年以上がたち、避難所での生活、物資の不足、住環境、将来に対する漠然とした不安などで、被災者の皆さんの心の中に知らず知らずのうちにストレスがたまっているかもしれません。特にお子さんたちは、頑張っている親御さんを間近で見ていて、不安や悩みを誰にも打ち明けず、自分の中に抱えてしまう傾向があるようです。お子さんの様子が心配な方は、各種の団体が開設している相談窓口を積極的に利用してください。また、お子さん自身が利用できる専用の相談窓口もあります。

①東日本大震災心の相談電話

東日本大震災心理支援センター、日本臨床心理士会（0120・719・789）（03・3813・9960）【月・火・木・金：午後7時～午後9時】

☛「家族」「各種相談窓口」「心の相談窓口」をご覧ください。

②児童相談所全国共通ダイヤル

（0570・064・000）

各地域の児童相談所に電話をつないでくれます。

③子どもの人権110番

法務省人権擁護局（0120・007・110）
【月曜～金曜：午前8時30分～午後5時15分】

子どもだけでなく、大人も利用できます。

④虐待の相談

社会福祉法人子どもの虐待防止センター
（03・5300・2990）【平日：午前10時～午後5時、土曜：午前10時～午後3時】

⑤シングルマザーの相談

NPO 法人全国女性シェルターネットのパープルホットライン（0120・941・826）
【火曜：午前10時～午後9時、木曜：午前10時～午後5時】

⑥チャイルドライン

NPO 法人チャイルドライン支援センター
（0120・997・777）【月曜～土曜：午後4時～午後9時】

18歳までの子供専用の悩み相談窓口です。

⑦あしなが育英会

2年後を目途に、“心を癒す家”「東北レインボーハウス」（仮称）を仙台市、陸前高田市、石巻市、福島県内の計4カ所に開設する予定です。ハウスには震災遺児の心のケアをサポートするボランティアが常駐し、震災遺児らの交流や居場所造りを支援します（なお、2年後の開設までの期間も、遺児が集まることのできる「つどい」や遺児家庭訪問などの活動を行う予定です。）。
（0120・778・565）

学費など

—学費の減免等—**◆高等学校の授業料減免**

今回の震災による経済的な困窮で授業料等が支払えなくなってしまった場合、授業料や入学料等の減額又は免除措置を受けることが可能です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場、各学校

◆専修学校等の授業料補助

今回の震災による経済的な困窮で授業料等が支払えなくなってしまった専修学校（専門学校を含む）の学生については、学校が被災地になくても、実家が被災していれば、

①高校卒業以上を対象とする専門学校の学生には授業料（学校で減免後の額。以下同じ。）と入学金の3分の2

②中学卒業程度以上が対象の専修学校高等課程の学生には授業料と入学金の全額がそれぞれ補助されます。

☎お問い合わせ先／各学校

—奨学金—**◆奨学金に関する情報提供**

文部科学省では、今回の震災で被災した児童生徒等に対する奨学金関連情報を提供しています。

☎お問い合わせ先／初等中等教育局児童生徒課（03・5253・4111）

◆奨学金制度の緊急採用

日本学生支援機構では、今回の震災により家計の状況が急変（悪化）し、緊急に奨学金が必要となった場合には、奨学金の申込みを受け付けています。

震災を原因とする経済的な困窮を理由に学業の継続を諦めることのないように、奨学金制度など使える制度を最大限に活用して、子

どもたちに勉強の機会を確保してあげてください。

☎お問い合わせ先／在籍する各学校

◆第二種奨学金(有利子)の貸与期間の延長

今回の震災を原因とする内定取消しなどにより、卒業を見送って在学する学生などに対し、日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与期間の延長が認められる場合があります。

☎お問い合わせ先／在籍する各学校

—給付等—**◆教科書等の無償給与**

今回の震災で学用品を失ってしまった児童生徒に対しては、教科書が無償で支給されます。

また、今回の震災による経済的な困窮で就学が困難になった児童生徒の保護者の方は、学用品費、通学費等の支給を受けることができる場合があります。

☎お問い合わせ先／県および各市町村役場、各学校

◆塾や予備校の費用の支給

一般社団法人チャンス・フォー・チルドレンは、今回の震災で被災した小、中、高校生を対象に、塾や習い事などの費用として一人あたり年間上限25万円を支給する予定です。

☎お問い合わせ先／チャンス・フォー・チルドレン（022・265・3461）

—震災遺児支援金—**◆親を失った子**

あしなが育英会は、今回の震災で保護者が死亡・行方不明になったり、著しい障害を負ったりしてしまった0歳児から大学院生ま

での子どもに対し、特別一時金を支給しています。特別一時金の額は、当初より増額され、0歳児から大学院生までいずれも150万円です。

また、交通遺児育英会では、車で出かけた保護者が震災による事故や津波に遭い死亡し、または重い後遺障害を負った場合、高校生以上を対象に奨学金や入学一時金を貸与しています。交通事故証明書が発行されないときは自己申告で対応が可能です。保護者が車で出かけたまま行方不明になった場合も事情によっては支給対象になります。

ほかにも、朝日新聞厚生文化事業団では、震災で両親を亡くした未就学児・小学生に300万円、中学生に200万円、高校生に150万円の「応援金」を贈っています。受付期間は平成24年3月31日までです。

☎お問い合わせ先／

- あしなが育英会 (0120・778・565)
- 交通遺児育英会奨学課 (0120・521・286)
- 朝日新聞厚生文化事業団「こども応援金」係 (03・5540・7446)

一被災学生・研究者一

日本学術会議では、国内外の大学や研究機関で、研究者や学生の受け入れ、研究支援などの情報をホームページで公開しています。

☎お問い合わせ先／

日本学術会議 (03・3403・3793)

<http://www.sci.go.jp/ja/member/iinkai/wakateacademy/>

未成年後見人

ご両親が死亡または行方不明になっている未成年者のために親戚の方が親代わりとして

保険金の請求や転学の手続をする場合には、「未成年後見人」として裁判所から選任される必要があります。

まずは避難地の裁判所にお問い合わせ下さい。

☎お問い合わせ先／避難地を管轄する裁判所、最寄の弁護士会

全国里親会

一保護者を亡くした子どもを引き取って生活している方一

全国里親会では、国の支援を受けられる親族里親制度や養育里親制度の説明や養育相談も実施しています。

なお、保護者を亡くした子どもを引き取って生活している方に対する一時金の支給については、「お金」「もらう」「全国里親会」をご覧ください。

☎お問い合わせ先／全国里親会 (03・3404・2024)

働く

自営業者の方

一雇用調整助成金一

◆事業縮小でも雇用維持の事業者

売り上げが急減した企業が従業員を解雇せずに休業扱いにした場合、休業手当の8割を雇用調整助成金として国が補助します。

助成金を受けるには、本来業績が3ヵ月間悪化していることが条件ですが、被災地については、この期間が1ヵ月に短縮されました。

☎お問い合わせ先／

- 岩手労働局求人企画部門（019・624・8905）
- 宮城労働局職業対策助成金コーナー（022・299・8063）
- 福島県…お近くのハローワーク

一被災者雇用開発助成金一

◆被災者を雇用した企業

被災離職者や被災地に居住する求職者をハローワークの紹介で平成23年5月2日以降、継続して1年以上雇用する見込みで雇い入れた企業には、「被災者雇用開発助成金」が支給されます。

支給額は、短時間労働（週30時間未満）については大企業30万円、中小企業60万円、短時間労働以外については大企業50万円、中小企業90万円です。

この奨励金は、被災地以外の企業でも受給できます。

☎お問い合わせ先／お近くのハローワーク

一若年者雇用奨励金一

◆被災地居住の3年以内既卒者

被災地に住む3年以内の既卒者を3ヵ月のトライアル雇用後、正規雇用した企業には、正規雇用から3ヵ月定着した後に1人当

り60万円（通常は50万円）の奨励金が支給されます。

はじめから正規雇用した場合には、正規雇用から6ヵ月定着した後に1事業所10人まで1人当たり120万円（通常は1事業所1人限り100万円）の奨励金が支給されます。

☎お問い合わせ先／お近くのハローワーク

一助成金の申請一

◆各種助成金支給申請の延長

今回の震災の影響により各種助成金の支給申請書類などを期限までに提出できない事業者の方については、支給申請などが可能になった後一定期間内にその理由を記した書面を添えることで期限までに支給申請があったものとして扱われます。

震災とその後の混乱で検討していた各種助成金の支給申請を断念してしまった方、今からでも間に合う可能性がありますので、事業再建の一助にしてください。

☎お問い合わせ先／都道府県労働局またはお近くのハローワーク

一資金調達等一

◆災害復旧貸付

日本政策金融公庫や商工中金による融資制度を利用することができます。

☛「ローン・借金」「新たな借入れ」「事業者の方」「復興特別貸付・緊急保証」をご覧ください。

お勤めの方

一失業一

◆解雇された

今回の震災を機に解雇・雇止めされた方は、

場合によってはその解雇等が無効となり、職場復帰も可能となることが考えられます。例えば、企業が経営上必要とされる人員削減のために行う整理解雇事案においては、①人員削減の必要性、②整理解雇を選択することの必要性、③被解雇者選定の妥当性、④手続きの妥当性といった要素を考慮し、その解雇が有効か無効かを判断することになります。

解雇・雇止めに関する疑問があるような場合は、弁護士に相談することをお勧めします。

☎お問い合わせ先／お近くの弁護士会

◆休業で賃金をもらえない

事業所が災害を受け事業が停止したため、賃金をもらえず失業状態の人は、実際に離職していなくても失業手当を受給できます。一時的に離職を余儀なくされ、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業手当が支給されます。

また、特に雇用情勢が悪化し、その地域で就職を希望してもすぐには職業に就くことが困難な地域にお住まいの方で、再就職が困難な場合には、60日から120日に拡大されていた失業手当の給付日数の延長期間が、更に90日分延長され210日に拡大されています（ただし、更なる延長は行われない見通しです。）。

☎お問い合わせ先／お近くのハローワーク

—未払い賃金立替払い制度—

◆未払い賃金がある

被災地の中小企業が震災で事業活動を停止し、賃金未払いのまま退職を余儀なくされた場合、国から未払い賃金の立替払いを受けられます。ただし、退職した日から6ヶ月以内の申請が必要となるため、注意が必要です。

☎お問い合わせ先／

●岩手労働局監督課（019・604・3006）

●宮城労働局監督課（022・299・8383）

●福島労働局監督課（024・536・4602）

—無料の職業訓練制度—

◆求職者支援制度

失業された方が生活費をもらいながら無料で職業訓練を受けられる「求職者支援制度」が平成23年10月1日にスタートしました。失業保険の受給期間終了後であっても、生活費を受け取りながら新しい仕事に就くための技術を身につけることができます。

この「求職者支援制度」においては、「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できます。期間は1コース3～6ヶ月です。

なお、訓練内容はパソコンの操作や簿記・経理など多岐にわたりますが、ハローワークの関与の下に実施されるものですので、疑問に感じる事があればすぐにハローワークに問い合わせてみてください。

☎お問い合わせ先／お近くのハローワーク

—派遣労働者の雇用安定—

◆派遣契約の継続を

厚生労働大臣は、人材派遣関係団体、経済団体に対し、派遣元、派遣先が派遣労働者の雇用の安定と確保を図るため最大限の配慮をするように要請しています。

派遣元に対しては、契約解除があっても①新たな就業機会の確保に努める、②雇用調整助成金を活用して休業手当を支払うことを求めています。

派遣先に対しては、①派遣契約をできるだけ維持する、②契約を継続しない場合には派遣元への賠償や関連企業への就職あっせんをすることを求めています。

震災を理由にした派遣切りを受けたら、大

臣要請の趣旨に反した契約解除かどうかを含め、弁護士に相談することをお勧めします。

☎お問い合わせ先／

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部
需給調整事業課 (03・3502・5227)

―被災地合同就職説明会―

◆被災地居住の新卒者等

中小企業庁は、被災地に住む新卒者等を対象とした合同就職説明会を被災各県で開くとともに、被災地の新卒者受け入れに熱心な企業名と連絡先をホームページで公開しています。

厚生労働省も、「新卒応援ハローワーク」を設置し、エントリーシート・履歴書の作成相談や、面接指導を行っています。

また、日本商工会議所では、HP「ドリームマッチプロジェクト」で、内定を取り消された新卒者等を対象に、様々な配慮をした採用活動をしている中小企業の求人情報を公開しています。

現在大学4年生の方や平成23年3月に大学等を卒業した方など、対象者となる可能性のある方は、是非お問い合わせしてみてください。

☎お問い合わせ先／

●中小企業庁経営支援部経営支援課 (03・3501・1763)

www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm

●盛岡新卒応援ハローワーク (019・653・8609) 【月曜～金曜：午前8時30分～午後5時】

●仙台新卒応援ハローワーク (022・726・8055) 【月曜～金曜：午前10時～午後6時30分】

●福島新卒応援ハローワーク (024・534・

0466) 【月曜～金曜午前8時30分～午後5時15分】

●ドリームマッチプロジェクト

<http://dream-match.jp/index.html>

―震災特別相談窓口―

◆内定取り消しを受けた学生

被災地のハローワークは、震災の影響で採用内定を取り消された学生などを対象にした「学生等震災特別相談窓口」を開設しています。また、内定取消企業への指導、全国的な求人紹介なども実施しています。

☎お問い合わせ先／お近くのハローワーク

―就職活動の宿舎提供―

◆宿泊施設の無償提供

- ① 本人や家族が青森、岩手、宮城、福島、栃木、茨城、千葉、新潟、長野県の災害救助法適用市町村に住んでいた方
- ② これらの地域の学校に在籍する学生
- ③ これらの地域の学校の平成23年3月卒業者で採用内定取り消しを受けてしまった方

のいずれかに該当する方が首都圏で就職活動をする場合には、「国立オリンピック記念青少年総合センター」(東京都渋谷区代々木)と「労働大学校」(埼玉県朝霞市)が宿泊施設として無償提供されます。

国立オリンピック記念青少年総合センターは就職活動日の2日前から翌日まで、労働大学校は1回5泊まで・延べ15泊まで利用可能で、いずれの施設も少なくとも平成24年3月末までは利用できます。

☎お問い合わせ先／

●オリンピックセンター (03・3469・2525)

●労働大学校はお近くのハローワーク

義援金・支援金

公的な支援金・弔慰金

震災にあわれた方には、被害の程度に応じてさまざまなお金が支給されます。お金の趣旨が違いますから、条件をみれば、重複して受け取れます。

申請手続き・必要書類は各お問い合わせ先にご確認下さい。

一災害弔慰金一

◆肉親を亡くされた方

地震・津波でご家族を失ったご遺族に市町村を通じて災害弔慰金が支給されます。原発事故で避難中や避難後に体調を崩し死亡した方のご遺族も対象になります。

受け取れるのは、亡くなった方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です（以前は兄弟姉妹は除外されていましたが、その後対象に追加されました）。

金額は、死亡した方が一家の家計を支えていた場合には500万円、その他の場合には250万円です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

一災害障害見舞金一

◆大怪我や失明された方

地震・津波で重い障害を負った方には、災害障害見舞金が支給されます。

対象となるのは、

- ① 両眼失明
- ② 喃む機能と言語の機能の両方を失った
- ③ 神経機能又は精神の障害で常に介護が必要
- ④ 胸・腹部分の機能障害で常に介護が必要
- ⑤ 両腕又は両足の膝以上を失ったか、両腕又は両足が使えなくなった

のいずれかの場合です。

障害を負った方が一家の家計を支えていた場合には250万円、その他の場合には125万円が支給されます。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

一被災者生活再建支援金一

◆家を失った方

地震・津波で住まいを失った方に被災者生活再建支援金が支給されます。

(1)基礎支援金

対象になるのは、

- ① 住宅が全壊した
- ② やむを得ず住宅を解体した（半壊や敷地の被害などで倒壊の危険があれば全壊扱いされます）
- ③ 危険な状態であるため居住不能が長期間継続している
- ④ 大規模な半壊

の場合です。

アパートを借りて住んでいた人にも、そのアパートの破損の程度に応じ、支援金が支給されます。

支給額は、

- ① 全壊 100万円
- ② やむを得ず解体 100万円
- ③ 長期間避難 100万円
- ④ 大規模半壊 50万円

です。

(2)加算支援金

基礎支援金の対象となる方が住宅を再建した場合、加算支援金が支給されます。

支給額は、

- ① 建設・購入 200万円
- ② 補修 100万円
- ③ 賃貸入居（公営住宅を除く）50万円

です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

公的な義援金

◆家族を亡くされた方・家を失った方・原発避難者

日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた義援金のうち、合計約3050億円が被災15都道県に送金されました（平成23年10月20日現在）。これ以外の団体や各県・各市町村にも義援金が寄せられています。これらは、市町村を通じて被災者にお渡ししています。

他の都道府県に避難された方でも、平成23年3月11日に住んでいた市町村に申請すれば、義援金を受け取ることができます。

実際に受け取ることができる義援金の金額は、家族の受けた被害（死亡・行方不明など）、家屋の損壊の程度（全壊・半壊など）、お住まいであった地域（県・市町村）によって異なります。

現在、2次配分まで行われています。今後も配分される可能性があります。

申請窓口は3月11日に住民登録していた市町村ですが、遠方に避難されている方は、郵送による申請もできます。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

その他の支援金・義援金等

—学校災害における特別弔慰金—

◆お子さんを亡くされた方

文部科学省は、学校の管理の下で東日本大震災に被災し死亡した幼稚園、保育園、小中学校の児童・生徒の保護者に対し、500万円の特別弔慰金を支払います。

☎お問い合わせ先／文部科学省総務課広報
(03・5253・4111)

—全国里親会の一時金支給—

◆保護者を亡くした子どもを引き取って生活している方

全国里親会は、今回の震災で保護者を亡くした子どもを引き取って生活しているかたに一時金7万円を支給します。今回の震災で両親のいずれかが亡くなって一人親となったために子どもの養育が困難となってしまった親から子供を預かっている親族や知人の方も対象になります。

なお、全国里親会では、国の支援を受けられる親族里親制度や養育里親制度の説明や養育相談も実施しています。

☎お問い合わせ先／全国里親会（03・3404・2024）

—日本財団弔慰金・見舞金—

◆配偶者・親・子を失った方

日本財団は、地震・津波で配偶者又は親・子が死亡したり、行方不明になったりしている方に死亡者・行方不明者1人当たり5万円の弔慰金・見舞金を現地で支給しています。現地支給を受けられなかった方には、郵送での申請を受け付けています。

☎お問い合わせ先／日本財団東日本大災害支援センター（0120・656・519）

—あしなが育英会の特別一時金—

◆親を失った子

あしなが育英会は、地震や津波で保護者が死亡・行方不明になったり、著しい障害を負ったりした子どもに対し、特別一時金を支給します。

未就学児・小中学生・高校生・浪人生・大学・短大・専門学校・各種学校のいずれも150万円です。当初の設定金額よりも増額されました。

☎ お問い合わせ先／あしなが育英会
(0120・778・565)

☛ 「子ども」のページをご覧ください。

受け取った義援金・支援金は通帳を分けて！！

東日本大震災に関連する義援金・支援金は、平成23年8月30日に公布、施行された法律により特別な扱いがされることになりました。

＜義援金・支援金の特別扱い＞

- ・差押禁止とする
- ・破産手続において自由財産とする（破産しても手元に残るという意味です）

このように、優遇措置が取られています。しかし、他の財産（以前の預貯金や給与収入）と一緒に預金口座に義援金・支援金を混ぜて入金してしまうと、混ざってしまい、「通常の財産」として扱われるリスクがあります（＝特別扱いがなされない）。

そこで、義援金・支援金は、他の財産とは別の預貯金口座に分けて保管する、など「混在しない」ようにしておくことがベターです。

なお、特別扱いを受ける義援金・支援金については細かいルール、例外的解釈があるなど複雑です。詳しくは最寄りの弁護士会等にご相談下さい。

税金等

税金一般

—税金の相談—

◆税金でお悩みの方

「税金」には様々な種類があり、その納付先も税金によって国、県、市区町村と分かれています。

以下は主な税金とその納付先（相談先）です。税金のことについて（納税だけでなく、還付についても）困ったり悩んだりしたときは、以下の納付先（相談先）や税理士等の専門家に相談してみてください。

1 国に納める税金（税務署に相談する税金）

- ①所得税
- ②相続税、贈与税
- ③法人税
- ④消費税
- ⑤酒税
- ⑥印紙税、登録免許税、自動車重量税など

各税務署において、震災に関する税の相談を受け付けています。

また遠方に避難されている方についても避難先のお近くの税務署においても相談を受け付けています。

まずは、最寄りの税務署にお電話のうえ、ご相談下さい。

2 都道府県に納める税金（県税事務所に相談する税金）

- ①事業税
- ②不動産取得税
- ③自動車税
- ④自動車取得税、ゴルフ場利用税など

3 市区町村に納める税金（市役所に相談す

る税金）

- ①固定資産税
- ②軽自動車税
- ③事業所税、都市計画税など

国税全般

—国税の緩和制度—

◆家屋等の財産に相当な損失を受けた方

納税者の方が「災害により家屋等の財産に相当な損失を受けた場合」には、税務署長に申請することにより、一定の国税について、1年以内の期間、納税の猶予を受けることができます。

☎お問い合わせ先／お近くの税務署

◆災害を受けたことにより納付が困難となった方

「災害により家屋等の財産に相当な損失を受けた場合」に該当しない方であっても、「災害その他やむを得ない理由で、国税を一時に納付することができないと認められる場合」には、税務署長に申請をすることにより、1年以内の期間、納税の猶予を受けることができます。

猶予期間の延長や申請受付期間、上記1と2の猶予を合わせて受ける方法等の詳細については、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／お近くの税務署

—申告・納付期限の延長—

◆青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の方

1 延長された申告納付期限

3月11日以降に到来する国税に関する

申告・納付等の期限は次の通りとなっています。

- ① 青森県、茨城県
→平成23年7月29日
- ② 岩手県（一定の地域除く）、宮城県（一定の地域除く）、福島県
→平成23年9月30日
- ③ 岩手県及び宮城県のうち一定の地域
→平成23年12月15日

2 個別の取り扱い

延長された期日以降においても、今回の震災による災害等により申告・納付等ができない場合には個別に申請して、期限の延長を受ける事ができます。

また、申告は可能であっても、財産に相当な損失を受けた方や、資金不足となり納付が困難な方については、申請により最長で3年間納税の猶予を受けることができます。

具体的にはお近くの税務署や税理士等にご相談下さい。

☎お問い合わせ先／お近くの税務署、税理士等の専門家

個人の税金

—所得税—

1 年金所得の方

平成23年中の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、平成23年分の公的年金等以外の一定の所得が20万円以下の場合には、確定申告は不要です。

ただし、この場合でも、平成23年分の所得税の還付を受けるためには申告書を提出する必要があります。

2 扶養控除について

控除の対象となる「配偶者」や「扶養親

族」に該当するかどうかは、平成23年12月31日時点で判断されます。

ただし、控除の対象となる「配偶者」や「扶養親族」の方が、平成23年中に亡くなられている場合には、亡くなられた時点で控除の対象となるか否かが判断されます。

3 雑損控除と災害減免法

今回の震災により住宅や家財に損害を受けた場合の税金面での救済の方法として「雑損控除」と「災害減免法」があります。個人の方はいずれか有利な方法で所得税の減免又は免除を受けることができます。

また、災害減免法又は雑損控除の適用により、平成22年分の所得税について還付を受けられる場合があります。

救済を受けるためには一定の手続きが必要ですので最寄りの税務署、税理士等にご相談下さい。

4 住宅借入金特別控除の適用を受けていた家屋が震災の被害を受け、居住の用に供することができなくなった場合

今回の震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に住めなくなった場合でも、その住宅に関する住宅借入金等特別控除の残りの適用期間については、引き続き特別控除の適用を受けることができます。

5 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

今回の震災で被害を受けたことにより、平成24年3月10日までの間に財形住宅貯蓄又は財形年金貯蓄の払出しを受ける方は、払い出しの際に税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出すれば、住宅の取得目的以外で払い出す場合であっても、利子等には課税がされません。

—相続税・贈与税—

相続等により土地や建物を取得した場合には、取得した財産の総額が一定額を超える場合には、相続税や贈与税の申告が必要になります。

今回の震災により相続等により取得した財産に損害が生じている場合には各種の軽減を受けることができます。

1 土地等の評価について

相続等により取得した土地等の評価については「震災の発生直後の価額」によるものとされています。「震災発生直後の価額」とは平成23年分の路線価に調整率を乗じて計算します。また原発周辺の一定の地域についてはその価額は「0」として構わないこととされました。

2 家財等について

相続等により取得した家財等に被害を受けた場合には、被害を受けた価額を減額して財産の総額を計算します。

3 延納中の場合等

すでに相続税や贈与税の申告をしており、その税金について延納、物納、納税猶予中等である場合には、その相続税等の一部が免除されます。

以上の特例措置等を受ける場合には、申請が必要だったり、対象地域や提出期限が定められていたりするものもあります。必ずお近くの税務署又は税理士にご相談ください。

なお、今後も中長期的な復興支援のための税制支援策が検討されていますので、実施される減税措置等については、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

事業主の方の税金

—事業用資産に関する特例等—

◆個人事業主の方

- 1 今回の震災によって、平成23年分の事業用資産等について損失が生じた場合は、その損失額を平成22年分の事業所得金額等の計算において必要経費に算入することができます。
- 2 今回の震災により事業用資産等について損失が生じた方の平成23年分の純損失の金額中、一定のものについては5年間繰り越すことができます。
- 3 平成28年3月31日までの間に、今回の震災により滅失又は損壊した建物・機械装置等に代わる代替資産を取得して事業に利用した場合には、一定の特別償却が可能です。
 - また、
 - ① 平成28年3月31日までに事業用資産を譲渡した場合で、
 - ② その譲渡日の属する年の12月31日までにその譲渡した資産の買換資産を取得し、
 - ③ その取得の日から1年以内に事業用に利用した場合
 等の条件を満たせば、課税を繰延べることができます。

◆法人の方

- 1 平成23年3月11日から平成24年3月10日までに終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額については、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰戻して法人税の還付請求をすることができます。
- 2 今回の震災により棚卸資産等に損失が生

じた場合、平成23年3月11日から平成23年9月10日までの間に終了する中間期間に課される所得税については、仮決算の中間申告をすることにより、法人税額から控除し切れなかった金額の還付を受けることができます。

- 3 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、被災した資産に代替する資産として取得した建物や機械装置等を事業に利用した場合は、その事業年度において、取得価額の一定割合について特別償却が可能です。
- 4 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災区域内の建物等の買換えを行った場合には、一定の条件を満たせば、譲渡益に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳の方法により損金算入ができます。

—消費税—

消費税については、届出書の提出等について特例措置が設けられています。

以上の特例措置等を受ける場合には、申請が必要だったり、対象地域や提出期限が定められていたりするものもあります。必ずお近くの税務署又は税理士にご相談ください。

なお、今後も中長期的な復興支援のための税制支援策が検討されていますので、実施される減税措置等については、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

個人の方・事業主の方の共通

—損害賠償金等についての税金—

一定の損害賠償金や慰謝料等については、所得税は課税されません。但し、事業用資産について受け取る損害賠償金等については、事業所得の収入金額として算定される場合があります。

—不動産・自動車に関する税金—

登録免許税、不動産取得税、自動車取得税などについて各種の軽減措置が講じられています。

軽減措置を受けるためには手続きが必要なものもあります。

●併せて「公的証明」「その他の証明書等」の頁もご覧ください。

—自動車重量税の還付—

車検証の有効期間内に今回の震災を原因として車が滅失等したときは、平成23年3月11日以降の車検残存期間に応じて自動車重量税の還付を受けられます。

また、被災自動車の使用者が新たに自動車を取得した場合には、平成26年4月30日までの間に受ける最初の車検時の自動車重量税が免除されます。

—印紙税関係—

地方公共団体または政府系金融機関等が行う一定の金銭の貸付に係る契約書で、平成33年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税が非課税となります。

また、今回の震災により滅失・損壊した建物の代替建物を取得する場合等に、平成33年3月31日までの間に被災者が作成する一定の「不動産譲渡契約書」や「建設工事請負契約書」についても、印紙税が非課税とされ

ます。

—固定資産税(軽減等の特例)—

住宅が建つ土地については固定資産税が軽減されていますが、今回の震災で住宅が流出してしまった場合でも軽減特例の適用を受けられます。また、津波により甚大な被害を受けたと指定された一定の区域には、平成23年度分の固定資産税は課されません。

以上の特例措置等を受ける場合には、申請書が必要だったり、提出期限が定められているものもあります。必ずお近くの税務署や県税事務所、市役所、税理士等にご相談ください。

なお、今後も中長期的な復興支援のための税制支援策が検討されていますので、実施される減税措置等については、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

保険、年金等

—国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等—

国民健康保険料や医療費の一部負担、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じられています。

保険者によって取り扱いが異なりますので、詳細は、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。

☎お問い合わせ先/各市町村役場、健康保険組合、

—国民年金関係—

以下の方々については国民年金保険料が免

除されます。いずれの場合もご本人からの申請が必要です。免除の申請手続きは平成24年3月末日までに行う必要があります。

- ① 今回の震災によって、住宅・家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方。
- ② 福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示・屋内待避支持を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方

☎お問い合わせ先/

●市町村役場またはお近くの年金事務所

●ねんきんダイヤル(0570・05・1165)
(03・6700・1165)【平日：午前8時30分～午後5時15分】

—生命保険料の払込み—

生命保険協会に加盟する生保47社は、生命保険料を支払わなくても保険契約を有効とする猶予期間を9ヶ月間に延長しています。

対象となるのは、災害救助法適用地域に指定された地域にお住まいの契約者の方です。

なお、猶予期間が終わる平成23年12月末までに猶予期間分の保険料を支払う必要がありますが、この支払いが難しい場合には、平成24年1月より継続して保険料を支払うことにより、猶予期間分の保険料の払込期限を平成24年10月末まで延長することができます。

☎お問い合わせ先/各契約先の生命保険会社

ローン・借金

住宅ローン

—既存の住宅ローン—

◆据置き、金利引下げなど

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）は、被災の割合など一定の要件のもと、返済金の支払いの据え置きや金利引き下げなどを行っています。また、銀行・信用金庫など他の金融機関でも、返済金の支払いを据え置き、毎月の返済額や返済期間を見直し、といった相談を受け付けています。

なお、毎月の返済を銀行等の口座から自動引落されるようにしている場合は、放置しておくともこれまでどおり返済が続いてしまいます。生活を立て直すためには、返済方法を見直すことも必要です。まずは、取引のある金融機関にご相談ください。

また、後述の「震災前の債務の処理」もご確認ください。

☎お問い合わせ先／各お取引金融機関、住宅金融支援機構被災者専用ダイヤル（0120・086・353）、IP電話などは（048・615・0420）

—新規の住宅ローン—

◆新たに住宅ローンを借りる方

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）では、災害復興住宅融資として、一般の住宅ローンよりも優遇された内容の融資を用意しています。

銀行・信用金庫など他の金融機関でも、同様の住宅ローンの制度を設けているようです。

☎お問い合わせ先／各お取引金融機関、住宅金融支援機構被災者専用ダイヤル（0120・086・353）、IP電話などは（048・615・0420）

・「暮らす」「持ち家」のページをご覧ください。

震災前の債務の処理

—個人版私的整理ガイドライン—

◆個人の方の私的整理

一般社団法人個人版私的整理手続ガイドライン運営委員会が作成したガイドラインに基づき、私的な債務整理を行う手続です。

この制度を利用し、債務の整理を行った場合、信用情報、いわゆるブラックリストに掲載されることなく、債務整理が可能となることに特徴があります。また、保証人がいる場合でも、保証人に請求するのが相当という場合以外には、保証人に対して請求を行わないこととされています（請求が相当という場合は保証人も同時に弁済計画案を策定することになります）。

弁済計画案策定にあたっては、全ての資産を弁済に充てる必要はなく、一定の範囲の資産（義援金等も含まれる）については自由財産として保持することが許されています。

なお、この制度を利用するには、東日本大震災の影響で、震災前の債務の返済ができないこと又は近い将来においてその債務の支払ができなくなることが確実と見込まれることなど、いくつかの要件があり、その要件が厳しいことから、利用数が非常に少ないという問題がありました。

そのため、基準の緩和が検討され、仮設住宅に入居中のために現在の収入が支出を上回っている場合でも、将来の住居費を含めれば返済ができないという場合

にはこの制度を利用できることとなりました。

☎お問い合わせ先／

●個人版私的整理ガイドラインコールセンター（0120・380・883）

●各お取引金融機関、最寄りの弁護士会

●一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会

<http://www.kgl.or.jp/>

—債権買取り—

◆被災事業者の方の債務（二重ローン問題）

金融機関が保有する債権を買い取り、返済の凍結・減免などを行うことにより、被災した事業者が、いわゆる二重ローンによって、再建できなくなる事態が生じないようにするための制度です。

以下では、平成23年11月30日現在の状況を簡単にご紹介をしますが、この制度は、今後も順次整備されていきますので、ご利用の際には、そのときの最新情報をご確認下さい。

① 被災各県に設置される産業復興機構が買い取る方式

産業復興相談センターを立ち上げ、こちらで相談業務などを行い、事業者の債権が可能かどうかを判断します。

再建可能な場合には、別に設立された産業復興機構が債権買取り等を検討することになります。債権買取りを行った場合は、5年間は元利返済を凍結し、その後、協議することとなっており、機構が買い取った債権は、一部放棄、残部の譲渡がなされることが予定されています。

② 東日本大震災事業者再生支援機構が買い取る方式

小規模事業者・農林水産事業者・医療福祉事業者を対象とすることが予定されています。

☎お問い合わせ先／

●岩手県産業復興相談センター（019・681・0812）

●宮城県産業復興相談センター（022・722・3858）

●福島県産業復興相談センター（022・573・2561）

●茨城県産業復興相談センター（029・302・5880）

●各お取引金融機関

●中小企業庁金融課（03・3501・2876）

●中小企業庁経営支援課（03・3501・1763）

—手形・小切手—

◆不渡りにしない扱い

全国銀行協会は、今回の震災のために支払期日に企業が手形の決済ができない場合には、「不渡り」扱いとしないよう金融機関に要請しています。

平成23年3月11日以降に金融機関が受け付ける手形や小切手などが対象で、「不渡り」扱いにしない期間は、「当分の間」とされています。

なお、この冊子の原稿を執筆している平成23年10月31日時点ではまだこの特例扱の期間内ではありますが、今後の方針・実際の取扱方法等につきましては、お取引のある金融機関にご確認下さい。

☎お問い合わせ先／お取引金融機関

—リース—

◆リースの取扱い

経済産業省は各リース会社に対し、中小企業から支払猶予や契約期間の延長などの申し込みを受けた場合には、「柔軟かつ適切な対応」を行うよう要請しています。リース料の支払が困難な場合などには、取引先のリース会社と相談してみてください。

なお、各リース会社の相談窓口については、社団法人リース事業協会（03・3234・2801）【平日 10 時～12 時、13 時～16 時】のホームページにもまとめられています（<http://www.leasing.or.jp/>）。

—クレジット—

◆クレジットの支払いについて

支払期限の延期やカードの再発行などのご相談、クレジット会社の連絡先等については、社団法人日本クレジット協会被災者専門相談窓口（0120・623・456）にお問い合わせ下さい（<http://www.j-credit.or.jp/>）。

—私的整理・法的倒産手続—

◆私的整理・破産・民事再生などをご検討される方

各種の制度を利用しても再建することが困難な場合には、私的整理・法的倒産手続を利用することを検討する必要がありますので、最寄りの弁護士会までご相談ください。

なお、私的整理とは、法的な倒産手続によらないで債務の整理をする手続、破産とは、債務を全額免除する法的倒産手続、民事再生とは、再生計画に従って弁済を行う法的倒産手続です。会社更生は、株式会社・有限会社が利用できる再建のための法的倒産手続です。

各手続の進め方、原発事故関係の賠償

金や義援金がどのように取り扱われるかについては、利用する手続・裁判所によって異なりますので、ご検討の際には、弁護士にお尋ねください。

なお、「義援金・支援金など」の差押えに関するコラムもご確認ください。

☎お問い合わせ先／最寄りの弁護士会

新たな借入れ(個人の方)

—災害援護資金融資—

◆重い障害を負った方・住宅家財被害を受けた方

地震・津波によって世帯主が療養に要する期間が 1 カ月以上の重い障害を負うか、住宅・家財に被害を受けた方は、市町村から 350 万円を限度に災害援護資金の融資を受けることができます。

保証人がいる場合には無利子、いない場合には年 1・5%の利息が付きます。返済期間は 13 年で、返済開始は 8 年目からです。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

—生活福祉資金貸付—

◆生活費が足りない方

東日本大震災で被害を被った方を対象に、所得状況等にかかわらず、小口の貸付を行う制度です。

☎お問い合わせ先／各市町村社会福祉協議会

—生活復興支援資金貸付—

◆低所得者世帯の被災者

☛「暮らす」「持ち家」のページをご覧ください。

—母子寡婦福祉資金貸付金—

◆母子寡婦世帯の住宅補修資金

☛「暮らす」「持ち家」のページをご覧ください。

新たな借入れ(事業者の方)

—中小企業・個人事業主の融資・保証の相談窓口—

◆中小企業電話相談ナビダイヤル

今回の震災の影響を受けた全国の中小企業者からの相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル」が設置されています(0570・064・350)【平日：午前9時～午後5時半】。

—復興特別貸付・緊急保証—

◆被災事業者に対する特別な融資制度

多くの金融機関では東日本大震災によって影響を受けた事業者に対する特別な融資制度が設けられています。

例えば、日本政策金融公庫・商工中金では、「東日本大震災復興特別貸付」が実施されています。この制度では、金利は基準金利(年2・15%)より0・5~1・4%引き下げ、貸付限度を1億5000万円から3億円に倍増し、返済期間も10年から20年に延長されています(いずれも中小企業の直接被害の場合)。

また、信用保証協会では、「東日本大震災復興緊急保証」を創設し、保証限度額を増額しています。1社当たりの保証枠は、通常の災害保証・セーフティ保証を併用すれば、無担保で1億6000万円、担保付で5億6000万円まで利用できます。

いずれの制度も対象は、①震災で被害を受けた中小企業、②計画停電・原発事故で間接

被害を受けた中小企業です。

これらの制度の詳細については、お取引のある各金融機関にご相談下さい。

☎お問い合わせ先/

●日本政策金融公庫(0120・154・505)

【平日：午前9時～午後7時】

●商工組合中央金庫(0120・079・366)

【平日：午前9時～午後7時】

●各お取引金融機関、

●各県信用保証協会

—中小企業倒産防止共済制度—

◆中小企業倒産防止共済に加入している事業者の方

中小企業倒産防止共済では、被災により支払い不能になった取引先の手形・小切手等をお持ちの場合や取引先が亡くなったり行方不明になられたりした場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度に、無利子・無担保・無保証人で共済金の貸付が受けられます。

☎お問い合わせ先/独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室(050・5541・7171)

<http://www.smri.go.jp/kyosai/>

—特定地域中小企業特別資金—

◆原発被害の中小企業等

公益財団法人福島県産業復興センターは、福島県及び中小企業基盤整備機構からの貸付を受け、平成23年6月1日から、原発事故で移転を余儀なくされた中小企業等向けに無担保・無利子の移転資金融資を開始しています。

対象は、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内のいずれかに事業所を持つ中小企業や個人事業主で、福島県内に工場・

事業所を移転し、事業を再開・継続することが条件です。

無利子・無担保で3000万円まで借りられます。返済期間は20年で最初の5年間は返済が猶予されます。

☎お問い合わせ先／公益財団法人福島県産業振興センター（024・525・4019、024・534・0928）

<http://www.utsukushima.net/modules/invitation/article.php?storyid=332>

☛「原発事故関連損害」のページをご覧ください。

—農林漁業者—

◆無利子つなぎ融資など

農林中央金庫は、東日本大震災で被害を受けた農業者・漁業者の経営継続のために、総額3000億円の無利子融資を実施します。

J A（農協）が貸付ける農業資金2500億円、J F（漁協）が貸付ける漁業資金500億円に同金庫が利子補給をするものです。対象は、地震・津波による被害、原発事故による避難指示・出荷停止・風評被害の影響を受けた農林水産業者です。融資期間は3年です。

また、原発事故により、出荷制限・自粛などの影響を受けた農林漁業者が、東京電力からの賠償金が入金されるまでの間、無利子でつなぎ融資を受けられる制度も実施されています。

なお、農林漁業については、「農業・農村復興のマスタープラン」、「水産復興マスタープラン」などが策定され、大規模な補正予算が組まれており、今後の復興のための資金に充てられることとなっています。

☎お問い合わせ先／

●農業資金貸付

J Aバンクサポートダイヤル（0120・345・502）、各J Aバンク

●漁業資金貸付

各県漁業協同組合連合会、各J Aバンク

●過去つなぎ融資

お取引の各金融機関、農林水産省経営局金融調整課（03・6744・2171）

—日本財団による船舶融資—

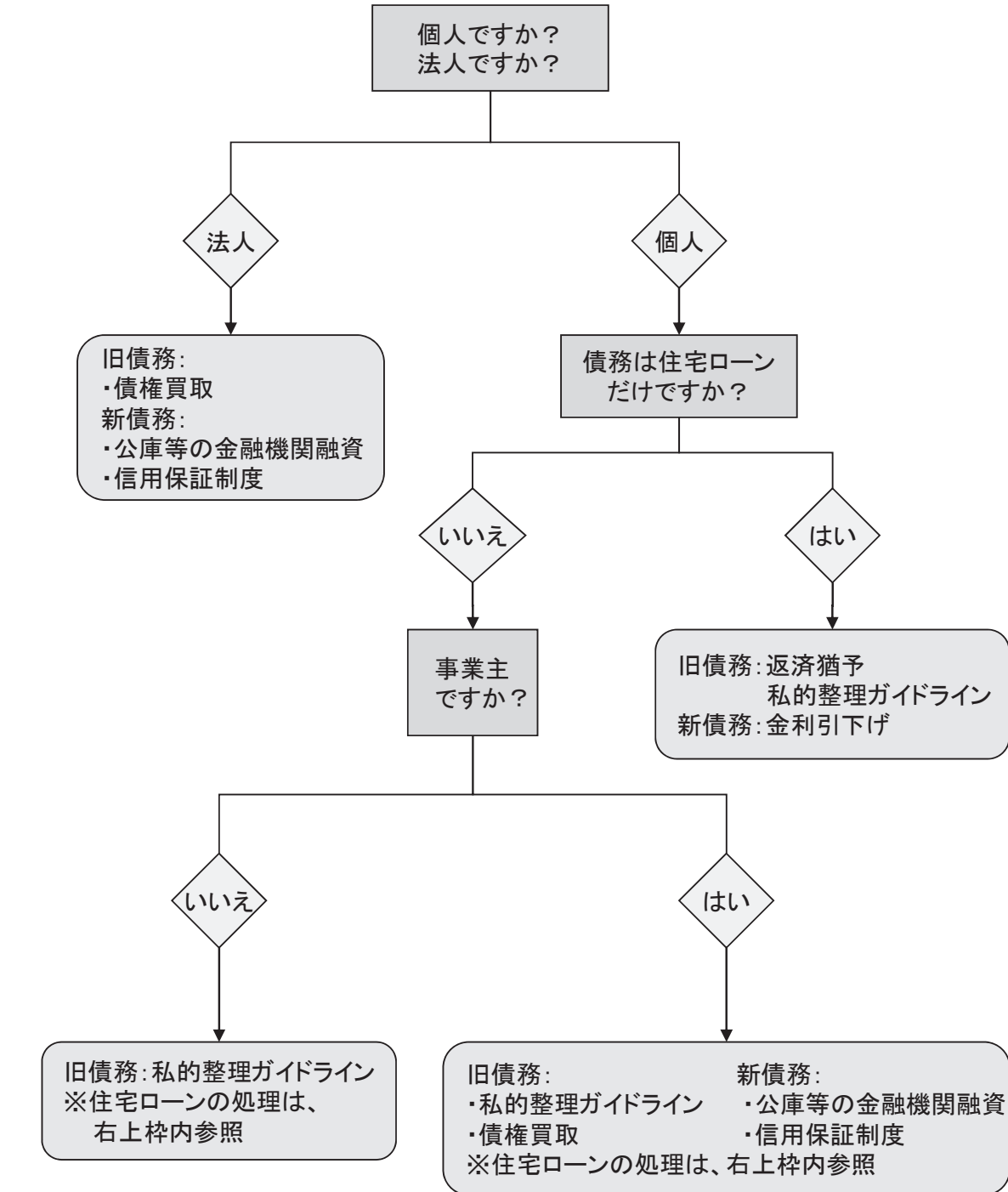
◆漁船、交通船等を失った事業者の方

日本財団は、漁船、交通船等を失った事業者に対し、新たに船などを購入するための資金を融資しています。金額は1事業者1億円までで、償還期間は15年間、無利子での融資が受けられます。

☎お問い合わせ先／日本財団海洋グループ貸付チーム（03・6229・5142）

<http://www.nippon-foundation.or.jp/org/news/2011032903.html>

二重ローン対応に関する新制度の概要



ローン
借金

生活保護

利用できる方

◆生活保護の利用

生活保護の利用は、生活に困った人のために日本国憲法で認められている権利です。厚生労働省は、今回の審査で被災された方々が生活保護を利用しやすいように、様々な通知を出しています。

安定した住居や仕事を確保するまでの生活の支えとして、生活保護を検討してみてください。

◆最低生活費とは

病気や障がいのある方はもちろん、健康に問題がない失業中の方でも、年金や仕事の収入がある方でも、その方の世帯の収入が「最低生活費」以下であれば原則として生活保護の利用が可能です。

「最低生活費」は、地域と家族構成によって決まりますが、障がい者や一人親の世帯の場合には加算分があります。

◆避難所等の避難先で生活している場合

被災地を離れた避難所等の避難先で生活されている方は、避難先の市区町村役場の福祉事務所を窓口にして生活保護を利用することができます。

通帳など資産を証明する書類が手元になかったり、地元に残した自動車や自宅がどうなっているか分からなくても、申請に対しては柔軟に対応することになっていますから、「どうせ申請しても認められないだろう」と諦めずに、最寄りの市区町村役場の窓口で相談してみてください。

◆自家用車を保有している場合

これまで厚生労働省は生活保護受給者が車を持つことを厳しく制限してきました。しかし、今回の震災の被災者の方については、厚生労働省の社会・援護局長が「車を持ったまま生活保護の適用が認められ得る」と国会で答弁しており、車を持ったまま生活保護を受ける途が開かれています。

◆預貯金や保険、資産がある場合

資産は「活用」することが生活保護利用の要件ですから、最低生活費1ヶ月分を超える預貯金がある場合には、生活保護を利用することはできません。

保険については、解約することが求められますが、解約返戻金額と保険料が一定額以下であれば解約する必要はありません。

居住用の不動産についても原則として処分は不要です。

何がもらえるか

◆生活費・住宅費・医療費等

地域と家族構成によって決まる生活費と住宅費が支給されます。

また、医療費と介護サービス費はすべて無料になります。

また、小学校から高校までの学費の一部も支給されます。

◆転居に必要な費用

避難所や仮設住宅から一般の民間賃貸住宅に転居する場合などに、新住居の敷金その他の転居費用を生活保護から支給してもらうことができます。

◆家財道具等の購入費用

被災して手持ちの家財道具や布団などが無い場合には、①炊事用具、食器等の家具什器費 24,900 円（特別基準 40,000 円）、②布団代 16,900 円、③衣服代 12,700 円、④おむつ代 21,000 円などが支給されます。

義援金等との関係

◆生活保護受給後に義援金等を受け取った場合

生活保護を既に受けている方が、義援金や法律に基づく給付金を受け取ったとしても、「自立更生計画書」を提出すれば、世帯の自立更生に必要な額は手元に残しておくことができ、収入認定されて生活保護を打ち切られることはありません。

自立更生計画の内容についても、機械的に厳しいことを言わず、柔軟に対応することとされています。

◆義援金等受領後に生活保護申請する場合

受け取った義援金を使い切らないうちに生活保護の申請をする場合でも、「自立更生計画書」を提出して認められた範囲で「収入認定除外」の取り扱いを受けることができます。

このような方法をとることで、後日、大きな買い物をするときのために義援金等を取っておくことができます。

公的証明

人に関するもの

一戸籍の再製一

戸籍の原本は各市町村役場で保管されていますが、その「副本」は法務局に保管されています。

法務局に保管されている「副本」から戸籍を再現した市町村役場の窓口ではこれまでと同じように戸籍謄本や戸籍抄本の発行を受けることができます。

震災により滅失した宮城県の南三陸町、女川町、岩手県の陸前高田市、大槌町の戸籍についても、法務局で保管されていた「副本」に基づき、4月25日に戸籍の再製データの作成が完了しました。

これに伴って、戸籍謄本の取得や届出といった戸籍業務が各市町村で開始されています。

一滅失した戸籍に関する申し出ー

以下の期間に戸籍に関する届出（婚姻、離婚、養子縁組、死亡に伴う除籍等）をなさっていた方は、その届出などが震災により失われてしまった上、法務局でも「副本」としてのデータ作成が間に合わなかったため、届出先の各市町村に対し、もう一度届出をする必要があります。

① 本籍地を南三陸町・女川町・陸前高田市のいずれかとして、南三陸町・女川町・陸前高田市・大槌町のいずれかにされた届出
→平成23年1月下旬から3月11日までの間

② 本籍地を大槌町として、南三陸町・女川町・陸前高田市・大槌町のいずれかにされた届出
→平成23年2月下旬から3月11日までの間

☎お問い合わせ先／各市町村役場

一死亡届一

被災された方でご遺体が発見されていない方についても死亡届を市区町村に提出することができます。その際、少なくとも①の書類が必要となりますが、②から⑤の書類についても可能な限りご用意して頂きたいということです。

- ① 届出人の申述書（定型の書式が市町村役場の窓口を用意されています。）
- ② 死亡したと考えられる方の被災状況を現認した者等の申述書
- ③ 在勤証明書又は在学証明書など、死亡したと考えられる方が震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる資料
- ④ 死亡したと考えられる方の行方が判明していない旨の公的機関からの証明書
- ⑤ 僧侶などが葬儀をした旨の証明書などその他参考となる書面

死亡届を提出しないと、「行方不明」のまま、つまり社会生活上は、「生存されている」ものとして扱われます。税金や保険料等の納付義務が生じたり、受取人として指定されている方が生命保険金を受領できなくなったりします。他方、死亡届を提出し、これが受理されると、相続としての各種手続きが開始されます。死亡届を提出するかどうかは、ご親族の皆様と十分にご相談ください。

☎お問い合わせ先／法務局、地方法務局、各市町村役場

一死亡の推定(年金や労災)一

年金や労災の支給にあたっては、お亡くなりになった方の「死亡の推定」がその条件になっていることがあります。

厚生労働省ではこの「死亡の推定」を、今回のような震災にも適用できるようにしたうえで、その期間についても、これまでの死亡

認定時を「災害発生時から1年」から「災害発生時から3ヶ月」に短縮されることになりました。この推定期間の短縮により、今回の震災から3ヶ月以上が経過している現在、この「死亡の推定」の制度を利用することで遺族年金等を受け取ることができます。

☎お問い合わせ先／

- 日本年金機構被災者フリーダイヤル
(0570・05・1165)(03・6700・1165)
- 社会保険労務士等の専門家

－死亡の認定(相続)－

ご親族に行方不明の方がいらっしゃる場合で、相続手続きを取る必要に迫られている時は、死亡認定制度(戸籍法に基づく制度です)や失踪宣告制度(民法に基づく制度です)を利用することになります。

いずれも官公署(海上保安庁)や家庭裁判所での手続きが必要となりますから、弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

なお、後になって、行方不明だった方が、幸い、ご無事だったことが確認できれば、死亡認定や失踪宣告の効力は失われます(この場合も戸籍の訂正や家庭裁判所への請求が必要となりますので、同じく弁護士などの専門家にご相談ください)。

なお、相続放棄の手続きについては、「家族」の頁をご覧ください。

☎お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

－医療費の自己負担金免除－

宮城県や福島県などの災害救助法適用地域にお住まいの方で家が全半壊したり、収入がなくなったりした方など、被災の程度が甚大な方については、3割の自己負担分

や入院時の食事代などの免除を受けられる可能性があります。

なお、健康保険のきかない先端医療の技術料や差額ベッド代などはこのような特別措置の対象になりません。必ず受診した医療機関の窓口で確認してください。

☎お問い合わせ先／各医療機関の窓口、各市町村役場

－実印や印鑑登録カードをなくしてしまった(個人の方)－

実印も印鑑登録カードもなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、登録印鑑の変更手続きを取るとともに、新たな印鑑登録カードの交付申請を提出してください。

実印だけをなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、市町村の窓口で登録印鑑の変更手続きを取ってください。

実印は手元に残っているけれど、印鑑登録カードをなくしてしまったという場合には、印鑑登録カードの再発行手続きを市町村の窓口申請すれば新しい印鑑登録カードを発行してもらえます。

いずれの手続きも、窓口は市町村役場です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

－代表印や印鑑登録カードをなくしてしまった(法人の方)－

代表印も印鑑登録カードもなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、改印届、紛失した印鑑登録カードの廃止届を法務局に提出の上、新たな印鑑登録カードの交付申請を提出してください。この場合、会社の新しい印鑑の他に、代表者個人の方の実印とその印鑑証明書も必要となります。

代表印だけをなくしてしまった場合には、会社の新しい印鑑と代表者個人の方の実印及

びその印鑑証明書を法務局に持参の上、改印届を提出することになります。

代表印は手元に残っているけれど、印鑑登録カードをなくしてしまったという場合には、会社の代表印を法務局に持参の上、印鑑登録カードの廃止届を提出し印鑑登録カードの交付申請手続きを取ってください。

いずれの手続きも、窓口は法務局です。

☎お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所

一 運転免許証をなくしてしまった一

運転免許証は運転免許センターや警察署で再発行の手続きを受け付けています。

なお、今回の震災における被災地に居住されている方がお持ちの運転免許証の有効期限は今年8月31日まで延長されていました。しかし、岩手県だけでも4943人の方が期間内に更新手続きをされず、運転免許証を失効されてしまいました(岩手県警調べ)。このような方であっても、失効後6ヶ月以内に手続きをすれば適性試験のみで新しい運転免許証を取得できます。管轄の運転免許センターや所轄の警察署に問い合わせてみてください。

☎お問い合わせ先／管轄の運転免許センター、警察署

一 年金証書をなくしてしまった一

☛「お金」「もらう」のページをご覧ください。

不動産に関するもの

一 権利証等をなくしてしまった一

今回の震災でご自宅の権利証や登記識別情報通知書をなくしてしまっても、それが理由で所有権などの権利まで失うわけではありません。

せん。

また、「不動産の所有者が誰なのか」は、法務局にある不動産登記簿(現在事項証明書)によって確認することができます。

権利証等をなくしてしまっても、罰則などはありませんし、ご自宅を売却したり、抵当権を設定したりすることも可能です。

なお、抵当権を設定したり、所有権を移転したりする場合、権利者の本人確認が厳しく行われますから、権利証等をなくしてしまったからといって、知らない間に土地に抵当権が設定されていたとか、売却されてしまっていたという事態はまず起こりません。

詳しい手続き等については司法書士や弁護士、法務局にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所、司法書士、弁護士等の専門家

一 土地の境界がなくなった一

☛「住む」「暮らす」のページをご覧ください。

その他の証明書等

一 防災証明書を取得したい一

り防災証明書というのは、市町村が、被災した方の申し出を受けて、実際に居住に用いられている建物(「住家」といいます)の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づいて発行する証明書のことです。被害の程度によって「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」等に分けられます。

被害者生活再建支援金の申請など、各種の支援や公的給付、税金の減免などを受ける際に必要となる場合が多いので、できる限り取得しておかれることをお勧めします。

市町村によって発行体制が異なっており、

各避難所を順番に回って発行をしている市町村もあるようですから、被災した家屋のあった市町村役場の窓口で確認してください。その際、被害状況の分かる被害写真があれば便利ですが、カメラがない場合は、被害状況のスケッチやメモで対応してくれる市町村もあります。

《事業者の方》

事業者の方については、専用のり災証明書があります。復旧、復興の為に様々な融資を受ける際に、必要となることがありますので、取得しておくことをお勧めします。

また、県外に避難している方については郵送で、印鑑を震災でなくしてしまった方については申請者の拇印で対応してくれるところもあります。

「天災だから…」と諦めることなく、あなた自身やご家族のためにも各種の公的給付や支援等を受けるための準備をすすめてください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

一被災証明書を取得したい一

り災証明書が住家の被害状況を証明するのに対して、被災証明書は住家以外の建物、土地、塀・門扉など付帯物・車両・家具などに被害があったことを証明するものです。

地震災害を受けた事実を証明するもので、り災程度（全壊・半壊など）を証明するものではありません。証明する内容は、被災場所・被災物件・被災状況（例：ひび割れた、傾いた、壊れた、使用不能など）です。

損害保険会社への申告や、個人で銀行から融資を受ける場合、勤務先で提出を要する場合などに使用します。

基本的に被災者ご本人の申請に基づいて発行されますが、一部の地方自治体では被災者

のご親族にも被災証明書を発行している自治体もあるようです。

り災証明書と同じく市町村役場の窓口にお問い合わせしてみてください。

福島原発周辺の避難指示圏内に住居を有し、市町村の判断で現在避難中の方

被害が確認できなくても「被災証明書」が発行されています。計画的避難区域又は緊急時非難準備区域についてもこれに準じて市町村が被災証明書を発行してくれているようです。本来は、り災証明書が必要な手続でも、被災証明書で代用できるものもありますので、詳しくは避難前にお住まいだった自治体にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

一登記手数料の免除一

震災により所有又は賃借権を有する建物や船舶に被害を受けた方を対象に、被害を受けた船舶・建物やその敷地、代わりに取得した船舶や建物の登記事項証明書や地図・図面などの写しを取得する際の交付手数料が免除されます。免除の対象となる請求をするには、り災証明書等が必要になります。被害を受けた建物、船舶の所有者や賃借人がお亡くなりになっている場合には、その相続人の方も免除の対象になります。詳しくは、最寄りの法務局にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／最寄りの法務局、司法書士

一震災特例旅券一

震災によりパスポートを紛失、喪失された方は、万一の不正使用を防止するために紛失届

の提出をしておきましょう。また、震災でパスポートを紛失、喪失なさった方のうち、希望する方には、紛失したパスポートの残存有効期間を限度とする震災特例旅券を国に収める手数料なしで発行してくれます。お住まいの都道府県によっては、都道府県手数料(2,000 円)についても免除される場合があります。申請の受付は平成 25 年 3 月末までです。

☎お問い合わせ先／各都道府県旅券事務所

一 避難者の情報一

総務省では、被災した方へのお見舞金の給付や被災地の復興情報を提供するため、避難者の方の移動先を把握する「全国避難者情報システム」を立ち上げ、全国の市町村で、避難されている方からの情報提供の受付が行われています。

避難所や親戚宅で生活している被災者の方は、書面に被災時の住所や現在の所在地を任意で記入し、避難先の自治体に提出することになります。

また、福島県内の 13 市町村から避難されている方については、避難先の自治体にご自身の情報を提供することで、一定の行政サービスを受けることができます。

【対象となる市町村は以下のとおり】

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

☎お問い合わせ先／お近くの各市町村役場

自動車・船に関するもの

一 廃車手続一

津波で自動車が流されてしまったなどの場合、自動車の登録番号がわからなくなってし

まっても、登録番号の一部や、車種などによって自動車が特定できれば抹消登録の申請ができます。

その際、自動車がなくなってしまったことを証明する公的な証明書が無くても、被災した旨の申立書があれば、抹消登録の手続きができます。詳しくはお近くの運輸局、運輸支局の窓口でご確認ください。

なお、自動車保険を解約すれば、保険料の支払いを止めることができます。ただし、契約を解約すると、従来の自動車保険でカバーされていた様々な保障がなくなってしまうのでご注意ください。詳しくは、自動車保険を契約している保険会社にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／

●東北運輸局 (022・299・8851)

●各保険会社

宮城県では、浸水した自動車を県が保管場所に移動させ、集めた自動車のナンバーや車種リストを公表しています。津波に流されてしまった自動車をお探しの方や、引渡しを希望される方は県にお問い合わせみてください。

なお、引渡し希望されなかった自動車や、所有者が不明の自動車は、一定期間保管した後、県が費用を負担して処分する予定です。

一 自動車検査証の有効期限一

国土交通省は、以下の対象自動車については、平成 23 年 3 月 11 日から 6 月 10 日までに有効期間が満了した自動車検査証の「満了日」を平成 23 年 6 月 11 日に延長しています。

【対象自動車】

弁護士有志チームが、今回の震災発生後に国の各府省庁から発信された通知や事務連絡等をまとめて公開しているサイト (<http://www.sinsailaw.info/home>) があります。

地方公共団体、各種支援団体、関連企業、研究者、各種専門仕業の方々が、復興支援に関する通知等を検索される場合に役立ちます。

以下の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車および災害復旧等車両。

- ① 岩手県の一部地域（宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町、大槌町）
- ② 宮城県の一部地域（気仙沼市、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、南三陸町、女川町）
- ③ 福島県の一部地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）

一 車庫証明 一

自動車を購入する場合、自動車保管場所証明書(車庫証明)を取得する必要があります。車庫証明の申請に際しては、「使用の本拠の位置・保管場所の位置」を申請書に記入しなければなりません。一時的に避難所で暮らしているなど、生活の拠点が定まっていないために、この「使用の本拠の位置・保管場所の位置」が特定できない場合には、今まで住んでいた自宅の住所を「使用の本拠の位置」として提出すればいい扱いとなっています。

また、「保管場所使用承諾証明書」については、土地の所有者の方にその作成をお願いすることになりますが、「駐車場を借りていたが、貸主さんも被災して連絡が取れない」等といった事情がある場合には、お近くの警察署に対応方法を問い合わせてください。

☎お問い合わせ先／お近くの警察署

外国人の方

避難先での外国人登録手続き

地震、津波や原発事故によって被災し、外国人登録している元の居住地を離れて避難しているものの、避難先の市区町村への居住地変更手続きをしていない方は、避難先の市区町村窓口を経由して以下の手続きを行うことができます。

- ・登録証明書の引替交付・再交付・切替交付の申請
- ・登録事項の変更の申請
- ・登録原票の写しまたは登録原票記載事項証明書の交付請求

☎お問い合わせ先／現在避難している市区町村役場の外国人登録担当係

査証申請に関する特別措置

「技能実習」および「研修」の在留資格で入国し、今回の震災で再入国許可を取得せずに日本を出国した方、または、出国時には有効であった再入国許可の有効期限が切れてしまった方については、査証申請に関する特別措置（在留資格認定証明書交付申請手続によらず、我が国の在外公館で査証の発給を受けた上で入国し、到着した空港又は海港において上陸申請を行い、法務大臣による上陸特別許可を受けることとなります。）が設けられています。ただし、通常の新査証申請手続きよりも時間を要するようですので、申請は日程に余裕を持って行う必要があります。

☎お問い合わせ先／

- 最寄りの大使館または総領事館
- 地方入国管理局
- 財団法人国際研修協力機構（JITCO）

出国事実の照会

法務省入国管理局では、今回の震災で被災した可能性のある方の安否確認のため、日本から出国しているかどうかの事実に関する照会に応じています。

対象となるのは、青森県、岩手県、宮城県、福島県の4県の中で災害救助法適用地域の市町村において外国人登録を受けている外国人で、照会者と家族・親族（これに準ずる場合を含む）の関係にある方です。

☎お問い合わせ先／法務省入国管理局総務課出入国情報管理室（03・3580・4111）
（代表）【平日：午前9時30分～午後6時】
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00020.html

各種支援

一外国人住民災害支援情報一

財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の開設した「外国人住民災害支援情報」では、震災直後に設置された「東北地方太平洋沖地震多言語支援センター（NPO 法人多文化共生マネージャー全国協議会）」（平成23年4月30日をもって閉所）において提供された外国人住民災害支援情報を引き継ぐとともに、新たな支援情報や関連情報、さらに災害時に外国人被災者支援で使用可能な多言語の文例を提供しています。

<http://www.clair.or.jp/tabunka/shinsai/index.html>

一外国語による相談窓口一

各地の国際交流協会において、多言語での相談対応を行っています。

☎お問い合わせ先／

(いずれも曜日・時間帯により対応できない
言語あり)

- 公益財団法人岩手県国際交流協会 外国人相談 (019・654・8900)

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・
スペイン語

<http://iwate-ia.or.jp/>

- 財団法人宮城県国際交流協会 みやぎ外国人相談センター (022・275・9990)

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・
タガログ語・ポルトガル語

<http://mia-miyagi.jp/index.html>

- 財団法人福島県国際交流協会 外国出身者のための生活相談 (024・524・1316)

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・
タガログ語・ポルトガル語

<http://www.worldvillage.org/>

法律相談

法律相談

—法律相談—

◆法律に関することで困ったことがあったら

日本各地の弁護士会は、市民に対する法律相談を実施しております。東日本大震災の被災者に対する専門の相談を実施している弁護士会もあります。

- ・隣の家の塀が倒れそうで何とかしてほしい(近隣問題)
- ・親が亡くなったが、借金もあるかもしれない(相続問題)
- ・解雇されてしまった(労働問題)
- ・借金が払えない(債務整理)
- ・売掛金があるが、払ってもらえない(債権回収)

その他法律に関することで困ったことがありましたら、遠慮せずに所在地の弁護士会に連絡してください。

☎お問い合わせ先／

●無料電話相談(震災関係)

東日本大震災電話相談(0120・366・556)

【平日：午前10時～午後3時】

●青森県弁護士会「電話相談」(0120・918・817)【平日：午後5時～午後8時】

●岩手弁護士会「電話相談」(0120・755・745)【平日：午後1時～午後4時】

●福島県弁護士会「電話相談」【いずれも平日：午後2時～午後4時】

福島(024・534・1211)

郡山(024・925・6511)

会津若松(0242・27・2522)

いわき(0246・25・0455)

※面談相談や上記以外の電話相談については、所在地の弁護士会にお問い合わせください。

【被災地の弁護士会などの震災特設サイト等】

●岩手弁護士会

http://www.32.ocn.ne.jp/~iwate_ba/

●仙台弁護士会

<http://www.senben.org/shinsai>

●福島県弁護士会

<http://business3.plala.or.jp/fba/>

●第一東京弁護士会

<http://www.ichiben.or.jp/shinsai/>

●日本弁護士連合会

http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/higashinihon_daishinsai.htm!

—法テラス—

◆お金がなくて弁護士への相談を躊躇している方々へ

日本司法支援センター(法テラス)による民事法律扶助をご利用下さい。日本司法支援センター(法テラス)による民事法律扶助業務とは、経済的に余裕がない方のために、弁護士や司法書士の費用の立替えを行う(「代理援助」「書類作成援助」)業務です。弁護士費用でお困りの場合は、遠慮せずに、現在ご相談中の弁護士にお申し出いただくか、各地の法テラスにお問い合わせください。

また、法テラスでは、11月1日より、震災対応専門の相談窓口「震災 法テラスダイヤル」を開設しています。オペレーターが、震災に関するお問い合わせについて法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報提供をしますので、そちらにもお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／

●法テラス岩手(050・3383・554)

- 6)【平日：午前9時～午後5時】
- 法テラス仙台（050・3383・553
5)【平日：午前9時～午後5時】
- 法テラス南三陸（050・3383・02
10)【平日：午前10時～午後4時】
- 法テラス福島（050・3383・554
0)【平日：午前9時～午後5時】
- 「震災 法テラスダイヤル」（0120・
078・309)【平日：午前9時～午後
9時、土曜：午前9時～午後5時】

原発事故関連

東電に対する損害賠償請求

福島第一、第二原子力発電所の事故により損害を被った住民個人および事業者は、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、東京電力株式会社（東電）に対し、損害賠償を請求することができます。

原発事故に伴う損害賠償については、農林漁業者、中小企業者、避難者に対する仮払いが実施されてきましたが、平成23年10月以降、本補償（賠償）の手続きが開始されています。

※ 本項目は、平成23年11月25日現在の情報に基づき記載しています。原発事故に伴う損害賠償については状況が流動的であり、その後変更が生じている可能性がありますので、実際の手続きに際しては以下の東電の相談窓口等で最新の状況を確認されることをおすすめします。

☎原子力事故による損害に対する補償に関するお問い合わせ先／東電福島原子力補償相談室（コールセンター）（0120・926・404）【午前9時～午後9時】

一賠償の対象となる損害一

原発事故によって生じたあらゆる損害が、原則として賠償の対象になります。

賠償対象や範囲については、文部科学省に設置された「原子力損害賠償紛争審査会」が、目安となるガイドライン（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」といいます。））を公表しています。

東電は、中間指針の内容を踏まえ、賠償の

基準として「主な損害項目における補償基準の概要」（以下、「東電補償基準」といいます。）を作成し、東電のウェブサイト上で公表しています。東電による賠償の実務は、基本的に東電補償基準に従って運用されることとなります。

中間指針および東電補償基準によれば、賠償の対象となる損害の類型として

① 政府による避難等の指示等に係る損害

- ・避難区域等の居住者についての検査費用、避難、一時立入、帰宅費用の実費、避難、避難生活が原因の傷害、疾病、死亡による逸失利益、治療費、薬代等、避難等を余儀なくされたことについての慰謝料、所有する財物の価値の減少による損害
- ・避難区域等において就労していた者についての就労不能に伴う逸失利益
- ・避難区域等で事業を営んでいた事業者についての逸失利益等

② 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害

- ・漁業者、海運業者、旅客船業者の逸失利益
- ・航空運送業者の迂回に伴う増加費用
- ・上記各業者に勤務していた者が就労不能になった場合の逸失利益

③ 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

④ その他の政府指示等に係る損害

- ・上記以外の事業活動の制限や検査に関する政府指示による逸失利益、追加費用

⑤ いわゆる風評被害

⑥ いわゆる間接被害

- ・事業者の販売先、調達先等が原発事故により避難、事業停止したことによる二次的な損害

⑦ 放射線被曝による損害

- ・原発事故の復旧作業等に従事した原発作業員、自衛官、消防隊員、警察官、住民その他の者の放射線被曝による健康被害

などが挙げられます。

中間指針や東電補償基準に記載のない項目も賠償の対象となる可能性があります！

中間指針や東電補償基準はあくまで大量の賠償手続きを迅速に進めるために便宜的に作成されたものであり、これらに記載されているのは賠償の対象となる損害項目の例示にすぎません。したがって、中間指針や東電補償基準に記載されていない損害についても原発事故との因果関係が認められる限り賠償の対象になり得ます。賠償の範囲や金額について疑問がある場合は、前記の東電のコールセンターや後述する弁護士会等の相談窓口をご利用ください。

ただし、東電補償基準に記載のない損害項目については東電側が任意の支払にに応じない可能性もありますので、その場合には後述する紛争解決機関等を利用することを検討すべきでしょう。

自主的に避難した方の損害について

原子力損害賠償紛争審査会では、原発事故に伴い、避難指示等に基づかずに行った避難（自主的避難）についても、一定の地域の住民の方については東電による賠償の対象とする方向で議論が進められています。

また、自主的避難について賠償の対象とする場合には、同一の地域の住民で自主的避難を行わなかった方についても、賠償の対象とする方針です。

被災者ノート

福島県弁護士会では、原発事故の被災者の方々が損害賠償請求をするときに必要と思われる事項を書きとめておくことで、後日損害の主張・立証が容易になるよう、「福島県原子力災害被災者・記録ノート」（通称：被災者ノート）を作成・配布しています。

被災者の方々はぜひこちらをご利用いただき、東電に対する賠償請求に際しお役立てください。

被災者ノートは、福島県弁護士会のウェブサイトからダウンロードできます。

http://business3.plala.or.jp/fba/sinsai_soudan/hisaisya_note.html

—請求手続—

請求の手続きには、大きく分けて、①東電の請求書式を利用した請求、②紛争解決機関を利用した請求、および、③民事訴訟、調停等の裁判所での手続きによる請求の3種類が存在します。

◆東電の請求書式を利用した請求

東電は、初回は平成23年3月11日（震

災発生)から同年8月31日まで、その後は3ヶ月ごとに期間を区切り、それぞれの期間に生じた損害についての賠償を順次実施する方針です。

東電側が請求用書類を用意しており、これに必要事項を記入して東電に提出することで、賠償の手続きが開始されます。

実際に賠償金の支払いを受けるにあたっては、東電との間で所定の書式による合意書を締結する必要があります。

1 東電の書式を利用する場合の留意点

(1) 追加の請求はできるのか

東電との間で合意書を締結して賠償金の支払いを受けた後、特定の項目について請求漏れがあったことが判明した場合、追加で賠償を請求することはできるのか、という問題があります。

この点、当初の東電の書式では、請求書に「同一補償対象期間における各補償項目の請求は1回限り」とあり、また、賠償金の支払いの際に締結を求められる合意書に「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」という条項が盛り込まれていましたが、現在は、この条項は削除され、現在、東電のウェブサイト上では、

- ・一括の請求でなくても、準備が整った一部の項目からでも受付を行うこと
- ・迅速な支払いのため、合意が成立した項目から先行して支払を行うこと
- ・請求漏れなどがあった場合には、追加請求の相談にも応じること

などが表明されています。ただし、東電の作成したQ&Aでは、追加の請求が可能なのは「やむを得ない事情により請求

漏れがあった場合」に限られるような記載も見られるところです。

したがって、実際には、特定の損害項目について合意書を締結した場合、後日当該項目についての追加請求が可能なケースは限定的なものとなる可能性があります。

このため、これから請求書を提出される方で、とりあえず損害の一部の請求をお考えの方は、「損害の一部についての請求」であることを請求書に一言書き添えるなどして、追加の請求があり得ることを明示するようにしてください。

また、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」という条項が入った合意書をすでに提出してしまった方についても、これを理由に東電が追加請求をすべて拒絶することはないと思われませんが、できればお近くの弁護士会等の相談窓口にご相談ください。

(2) 住めなくなった土地や住宅等についての損害賠償については別途請求が必要

東電の書式では、原発事故に伴う損害賠償の重要な項目の一つである、事故によって使用できなくなった土地や住宅等の財産の価値の減少分の補償についてはカバーされていません。したがって、この点についての損害賠償請求は他の手続きによって行う必要があります。

(3) 提出する資料はコピーを保存

請求に際し、領収書等の原本の提出が求められているため、証拠書類の原本が手元からなくなることとなります。少なくとも、提出書類については全てコピー

を保存するなどの保全策を講じることが必要です。

(4) 請求書の記載方法がわかりにくい

請求書の記載方法については、請求用書類と併せて配布されている東電の説明資料を参照してください。なお、当初の東電の説明資料は非常に分厚いものでしたが、平成23年10月中旬以降、簡易版の手引き書「ご請求簡単ガイド（個人さま用）」が配布されています。これと併せて、東電は請求書類の記載方法についての説明会を開催しているほか、相談窓口の設置や戸別訪問による記入のサポートを行っています。

なお、平成23年12月以降に実施される2回目の請求（同年9月分～）については、請求書類自体が簡素化される見込みです。

2 具体的な手続

(1) 仮払いを受けた方

本賠償に先立って仮払い金の支払いを受けた方に対しては、東電から本賠償に関する請求用書類一式が送付されていますので、当該書類に必要事項を記入し、損害に関する資料（各種支払いに関する領収書等）を添付して後記書類郵送先に送付してください。なお、領収書等の資料が手元にない場合でも、一部の項目については標準的な金額の支払いを受けられる可能性があります。詳しくは、東電のコールセンター等にお問い合わせください。

東電が請求書を受け付けた時点で、「請求書受領通知」が請求人に送付され

ます。その後、請求内容の確認を経て「結果通知書」および「合意書」が送付されてきますので、その内容を検討し、同意できる場合には、合意書に署名捺印して再度東電に送付してください。

※ 既に支払われた仮払い金の取扱い

仮払い金として先行して支払われた金額は、本賠償の支払い額から控除されることとなります。仮払い金の額が本賠償の手続きにおいて正式に認定された損害額を上回っている場合、東電は、直ちに超過部分の返還を請求するのではなく、2回目以降の賠償金の支払い時に順次支払い額からの控除を行う方針です。

(2) 仮払いを受けていない方

仮払い金の支払いを受けていない方でも、冒頭に記載した東電の福島原子力補償相談室（コールセンター）に連絡すれば請求用書類を入手することができます。

当該書類に必要事項を記入し、資料を添付して以下の書類郵送先に送付してください。その後の手続きの流れは仮払い金の支払いを受けた方と同じです。

【書類郵送先】

〒105-8730 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号（郵便事業株式会社 芝支店 私書箱78号）

東京電力株式会社 宛

◆紛争解決機関の利用

1 原子力損害賠償紛争和解仲介室

東電との間で賠償額に関する協議が整わない、あるいは、東電補償基準に記載のない項目について賠償を請求したが東電が任

意の支払いに応じない、などの理由で東電との間で賠償に関する合意ができない場合、第三者機関に東電との和解を仲介してもらう方法があります。

政府は、文部科学省内に「原子力損害賠償紛争和解仲介室」（以下、「紛争解決センター」といいます。）を設け、被害者と東京電力との間の和解仲介に当たらせています。紛争解決センターは、文部科学省の他、法務省、裁判所、日本弁護士連合会出身の専門家らにより構成されており、中立の立場の委員が、当事者の間に入り、裁判以外の方法で仲介する民事上の紛争解決手段（ADR）として、東京または福島で個々の事案の和解の仲介に当たります。

ただし、紛争解決センターが行うのはあくまで和解の仲介であり、最終的に当事者間で和解の合意が成立しない限り、強制的に紛争を解決する機能はありません。

2 具体的な手続

申立てに際しては、必要書類を紛争解決センターの東京事務所宛に郵送にて提出します。

申立書用紙は、各紛争解決センター事務所の受付に備え付けられたもの、または、紛争解決センターのホームページからダウンロードしたものを利用します。申立書の記載内容については、ホームページに記載例が掲載されています。なお、申立書用紙や記載例については、被災地の県庁、市役所、避難所、弁護士会等にも備え付けられる予定です。

申立てに関する手数料は無料です（ただし、弁護士に手続きを依頼した場合の弁護士費用や交通費等は自己負担となります。）。

なお、福島県は、市町村や弁護士とも連

携のうえ、東電補償基準に不服のある被災者について、紛争解決センターへの集団申立てを支援する方針を打ち出しています。

紛争解決センターでは、仲介委員の関与の下、面談、電話、書面等によるやりとりを通じて和解の成立を目指します。標準的な仲介期間として、概ね3か月程度が予定されています。

☎お問い合わせ先／

原子力損害賠償紛争和解仲介室（紛争解決センター）（0120・377・155）【平日：午前10時～午後5時】

[東京事務所]

〒105-0004

東京都港区新橋 1-9-6(COI 新橋ビル 3階)

原子力損害賠償紛争解決センター 東京事務所

[福島事務所]

〒963-8811

福島県郡山市方八町 1-2-10(郡中東口ビル 2階)

原子力損害賠償紛争解決センター 福島事務所

ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm

Eメール：chukai@mext.go.jp

◆訴訟・調停等

東電の用意した請求書類や第三者機関の仲介手続きを利用しても東電との間で合意が成立しない見込みとなった場合には、通

常の民事裁判や民事調停等、裁判所における手続きを通じて賠償請求を行うことになります。

もちろん、当初から上記の手続きを利用せず、民事裁判や民事調停等による請求を行うことも可能です。

◆請求手続に関するご相談

各地の弁護士会において、原発事故に伴う損害賠償に関する無料相談会を開催しています。詳しい開催スケジュール等については、日弁連や各地の弁護士会のウェブサイトをご覧ください。

また、全国の弁護士会や有志の弁護士グループにおいて、東電に対する損害賠償請求についてのサポート体制の整備が進められています。

個別の事件について弁護士に依頼する場合、原則として費用がかかりますが、収入等につき一定の要件を満たす場合には民事法律扶助（弁護士費用の立替払い）を利用することができますので、費用の負担に不安があるときは、この点についても併せてご相談ください。

なお、平成23年11月以降、原子力損害賠償支援機構では、弁護士による無料の対面相談（事前予約制、一人1時間まで）や各地の仮設住宅等での説明会を実施しています。

☎お問い合わせ先／

●福島県弁護士会

震災・原発無料面談相談予約受付
(0120・700・791)【平日：午前10時～午後4時】

原子力発電所事故 被害者救済支援セン

ター (024・533・7770)【平日：午前10時～午後3時】

http://business3.plala.or.jp/fba/sin_sai_soudan/pdf/kyusaisien.pdf

震災・原発無料電話相談【いずれも平日：午後2時～午後4時】

福島 (024・534・1211)

郡山 (024・925・6511)

会津若松 (0242・27・2522)

いわき (0246・25・0455)

●新潟県弁護士会原発事故被害者サポートセンター (025・222・5533)【平日：午前10時～午後4時】

<http://www.niigata-bengo.or.jp/>

●茨城県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター (029・222・7072)【平日：午前10時～午後3時】

<http://www.ibaben.or.jp/post-46.html>

●栃木県弁護士会東日本大震災被災者等支援センター (028・622・2008)

●山形県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター (023・635・3648)

●その他の弁護士会については、震災相談窓口にご相談ください。

●各地で原発被災者を支援する弁護団結成の動きが進んでいます。最新の情報は日弁連のウェブサイト等で確認できます。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/genpatsu_baisho.html

- 原子力損害賠償支援機構電話相談窓口
(0120・01・3814)【年末年始を除く：
午前10時～午後5時】

- 原子力損害賠償支援機構福島事務所での
弁護士による対面相談の予約（0120・
330・540）【年末年始を除く：午前9時
～午後5時】

一 他 の 被 災 者 救 済 制 度 等 と の 関 係

被災者が各種の被災者救済制度等に基づく給付を受けている場合、東電から支払われる賠償金から当該給付の額が控除されるか、あるいは、東電から賠償金の支払いを受けることが当該給付を受給する権利に影響を与えるか、といった点が問題となります。

これらの点については、概ね以下のように考えられます。

◆生活保護との関係

生活保護を受給している人が東電から賠償金の支払いを受けた場合で、当該賠償金の額が自立更生計画に定めた経費の額を上回る時は、生活保護の停・廃止がなされる可能性があります。ただし、被災者については、自立更生費用の算定はある程度柔軟になされるべきと考えられますので、生活保護の継続の余地がないか、自治体との間で十分協議することをおすすめします。

◆災害救助法に基づく救助との関係

災害救助法に基づく救助は被災者の損害を填補するものではなく、これまでに同法に基づく支援を受けていたとしても、東電の賠償額からの控除の対象にはならないと

考えられます。

◆災害弔慰金等との関係

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金や災害障害見舞金は、損害を填補する目的である部分を除いて、東電の賠償額からの控除の対象にはならないと考えられます。

◆義援金との関係

義援金は、善意の寄付を原資とするものであり、損害の填補を目的とするものではありません。したがって、義援金を受け取っていたとしても、東電から支払われる賠償金の額が減額されることはありません。

◆その他

中間指針では、以下のもの（既に支払われたか、それと同視しうる程度に支払われることが確実であるものに限る）は東電の賠償額（各給付が填補する損害と同質の損害に係る賠償額）から控除されるべきものとされています。

- ①労働者災害補償保険法および厚生年金保険法に基づく各種の保険給付（前者については附帯事業として支給される特別支給金を除く）ならびに国民年金法に基づく各種給付（死亡一時金を除く）
- ②国家公務員災害補償法および地方公務員災害補償法に基づく各種補償金並びに国家公務員共済組合法および地方公務員等共済組合法に基づく各種長期給付
- ③地方公共団体から被災者に対して支払われた宿泊費または賃貸住宅の家賃補助
- ④賃金の支払の確保等に関する法律に基

づき立替払いがなされた未払賃金

⑤損害保険金

他方、次のものについては賠償金から控除すべきではないとされています。

- ①生命保険金
- ②労働者災害補償保険法に基づき附帯事業として支給される特別支給金
- ③国民年金法に基づく死亡一時金
- ④雇用保険法に基づく失業等給付

放射線に関する健康相談

放射線の健康への影響などに不安を抱えている方については、放射線やその影響に関する専用の相談窓口があります。

☎お問い合わせ先／

- 文部科学省の健康相談ホットライン
(0120・755・199)【午前9時～午後6時】
- 独立行政法人放射線医学総合研究所
(043・290・4003)【平日：午前9時～午後5時】

放射性物質の除去(除染)

平成23年8月に成立した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく政府の基本方針（平成23年11月11日閣議決定）において、国は、年間被曝線量が1ミリシーベルト以上となる地域について、国の費用負担の下で除染を実施する意向を表明しています（平成26年3月末までに作業を完了することを目標としています。）。

なお、現時点では、国が費用を負担するの

は自治体が除染を行った場合に限る、とする方針であり、個人が行った除染については対象外とされる見込みです。

東電の損害賠償に関する中間指針や東電補償基準でも除染費用については触れられていませんので、個人が行った除染の費用の取扱いについては、現在のところ不透明な状況となっています。

特定地域中小企業特別資金

公益財団法人福島県産業復興センターは、福島県及び中小企業基盤整備機構からの貸付を受け、平成23年6月1日から、原発事故で移転を余儀なくされた中小企業等向けに無担保・無利子の移転資金融資を開始しています。

対象は、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内のいずれかに事業所を持つ中小企業や個人事業主で、福島県内に工場・事業所を移転し、事業を再開・継続することが条件です。

無利子・無担保で3000万円まで借りられます。返済期間は20年で最初の5年間は返済が猶予されます。

☎お問い合わせ先／

- 公益財団法人福島県産業復興センター
(024・525・4019) (024・534・0928)
<http://www.utsukushima.net/modules/invitation/article.php?storyid=332>

避難者に対する行政サービス

福島県内の13市町村から避難されている方については、避難先の自治体にご自身の情報を提供することで、一定の行政サービスを

受けることができます。

【対象となる市町村は以下のとおり】

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

☎お問い合わせ先／お近くの各市町村役場

被災者への被災証明書の発行

福島原発周辺の避難指示圏内に住居を有し、市町村の判断で現在避難中の方については、被害が確認できなくても「被災証明書」が発行されています。計画的避難区域又は緊急時非難準備区域についてもこれに準じて市町村が被災証明書を発行してくれているようです。本来は、被災証明書が必要な手続でも、被災証明書で代用できるものもありますので、詳しくは避難前にお住まいだった自治体にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

連絡先

連絡先一覧の見方

1. 一番大きな分野別に「**〇〇〇**（大項目）」という形でまとめています。
下記の「大項目のもくじ」で記載ページを探ることができます。
2. 「**〇〇〇**（大項目）」の中で、さらに県別・種類別等で分けたものが、**〇〇**（小項目）となっています。
この小項目については、小項目ごとに、上から「あいうえお順」に並んでいます。
3. **〇〇**（小項目）の中に連絡先と、その電話番号が記載されています。
連絡先一覧についても、各小項目の中で、それぞれ上から「あいうえお順」に並んでいます。

大項目のもくじ

弁護士会	59ページ
外国人の方	59ページ
損害保険関連	59ページ
生命保険関連	60ページ
クレジットカード関連	61ページ
火災・中小企業等共済関連	62ページ
その他共済関連	62ページ
大学生協	63ページ
全労済	63ページ
法務局一覧	63ページ
企業関連（雇用関係）	64ページ
商工中金	64ページ
日本政策金融金庫	64ページ
労働基準監督署一覧	65ページ

ハロ-ワーク（職業安定所）	65ページ
日本財団	67ページ
受信料（NHK）	67ページ
運転免許センター一覧	67ページ
運輸局一覧	67ページ
税務署一覧	68ページ
県税事務所	68ページ
全国避難者情報システム	69ページ
住宅金融支援機構	69ページ
障害者の方関連	69ページ
介護・地域包括センター一覧	69ページ
子ども関連	75ページ
原発事故関連	75ページ
日本年金機構	75ページ
年金事務所一覧	75ページ
金融機関一覧（銀行）	76ページ
金融機関一覧（銀行除く）	79ページ
企業関連（経営等）	81ページ
信用保証協会一覧	81ページ
個人版私的整理ガイドライン	82ページ
産業復興相談センター	82ページ
商工会一覧	82ページ
農林水産関連	82ページ
中小企業向け融資関連	82ページ
いのちの電話ダイヤル	83ページ
学校関連	83ページ
警察署一覧	83ページ
県・市区町村役場一覧	85ページ

弁護士会

岩手弁護士会

連絡先.....0120-755-745

仙台弁護士会

連絡先.....0120-216-151

福島県弁護士会

連絡先.....024-534-1211(福島)
.....024-925-6511(郡山)
.....0242-27-2522(会津若松)
.....0246-25-0455(いわき)
.....0248-22-3381(白河)
.....0244-36-4789(相馬)

札幌弁護士会

連絡先.....0120-325-101

函館弁護士会

連絡先.....0138-41-0232

茨城県弁護士会

連絡先.....029-222-7072

栃木県弁護士会

連絡先.....028-622-2008

千葉弁護士会

連絡先.....043-227-8431

青森弁護士会

連絡先.....0120-918-817

秋田弁護士会

連絡先.....018-862-3770

山形弁護士会

連絡先.....0120-250-372

新潟県弁護士会

連絡先.....025-222-5533

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・日本弁護士連合会・法テラス主催

東日本大震災電話相談.....0120-366-556
※外国人被災者への電話相談.....03-3591-2291

外国人の方

法務省入国管理局

総務課出入国情報管理室(代表).....03-3580-4111

国際交流協会

公益財団法人岩手県国際交流協会 外国人相談(対応言語:日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語)
.....019-654-8900

財団法人福島県国際交流協会 外国出身者のための生活相談(対応言語:日本語・英語・中国語・韓国語・タガログ語・ポルトガル語).....024-524-1316
財団法人宮城県国際交流協会 みやぎ外国人相談センター(対応言語:日本語・英語・中国語・韓国語・タガログ語・ポルトガル語).....022-275-9990

被災地の中国残留邦人向けのホットライン

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室
.....03-3593-7890
財団法人「中国残留孤児援護基金」.....03-3501-1050
首都圏「中国帰国者支援・交流センター」
.....03-5807-3172

損害保険関連

外国損害保険協会

問い合わせ.....03-5425-7963

各保険会社

あいおいニッセイ同和損保.....0120-024-024
.....0120-101-101
アクサ損保.....0120-699-644
.....0120-193-877
朝日火災海上.....0120-12-0555
アドリック損保.....0120-370-452
アニコム損保.....0800-888-8256
.....03-6810-2314
アメリカンホーム.....0120-29-9016
.....0120-218-546
アリアンツ火災海上.....0120-958-041

.....03-4588-7600
 イーデザイン損保.....0120-097-045
0120-098-045
 AIU.....0120-115-165
0120-166-755
 エイチ・エス損保.....03-3811-8350
 エース損保.....0120-011-313
0120-550-385
 SBI損保.....0800-8888-831
0800-2222-581
 共栄火災海上.....0120-044-077
0120-112-392
 ジェイアイ傷害火災.....0120-395-470
0120-022-616
 セコム損保.....0120-210-545
0120-333-962
 セゾン自動車火災.....0120-251-024
0120-281-389
 ゼネラル.....0120-258-015
 ソニー損保.....0120-715-155
0120-474-505
 損保ジャパン.....0120-727-110
0120-888-089
 そんぽ24(平日).....0120-919-200
 大同火災海上.....0120-091-161
0120-671-071
 チューリッヒ.....0120-879-108
 東京海上日動火災.....0120-119-110
0120-868-100
 日新火災海上.....0120-25-7474
 日本興亜損保.....0120-258-110
0120-919-498
 ニューインディア.....0120-384-906
 日立キャピタル損保.....0120-777-640
 現代海上火災.....03-5511-6565
 富士火災海上.....0120-220-557
0120-228-386
 三井住友海上.....0120-258-189

.....0120-632-277
0120-937-836
 三井ダイレクト損保.....0120-312-645
 明治安田損保.....0120-550-346
0120-255-400
社団法人日本損害保険協会
 損害保険全般に関するお問い合わせ.....0120-107-808
 (携帯・PHS:03-3255-1306)
 地震保険契約会社照会センター.....0120-501331

生命保険関連

各生命保険会社

アイエヌジー生命.....0120-521-513
 あいおい生命.....0120-568-390(月～金)
 アイリオ生命.....0120-977-010
 アクサ生命.....0120-948-193
 朝日生命.....0120-714-532
 アメリカンファミリー生命.....0120-016-830
 アリアンツ生命.....0120-997-863
 AIG エジソン生命・0120-956-101(震災優先ダイヤル)
0120-981-088(カスタマーサービスセンター)
 エイアイジー・スター生命.....0120-160-414
 オリックス生命.....0120-506-094
 カーディフ生命.....0120-820-275
 かんぽ生命.....0120-552-950
 クレディ・アグリコル生命.....0120-60-1221
 ジブラルタ生命.....0120-65-2269
 住友生命.....0120-409-554
 ソニー生命.....0120-158-821
 ソニーライフ・エイゴン生命.....0120-955-900
 損保ジャパン DIY 生命.....0120-833-337
 損保ジャパンひまわり生命.....0120-563-506
 第一生命.....0120-811-255
 第一フロンティア生命.....0120-876-126
 大同生命.....0120-789-501
 太陽生命.....0120-972-111

チューリッヒ・ライフ生命……………0120-236-523
 T&D フィナンシャル生命
 ……0120-301-396(お客様サービスセンター)
 ……0120-302-572(金融機関等窓販専用)
 東京海上日動あんしん生命
 ……0120-016-234(契約内容に関するお問い合わせ)
 ……0120-536-338(保険金のご請求)
 東京海上日動フィナンシャル生命……………0120-652-104
 日本興亜生命……………0120-538-107
 日本生命……………0120-201-021
 ネクスティア生命……………0120-953-831
 ハートフォード生命……………0120-167-810
 ピーシーエー生命……………0120-272-811
 富国生命……………0120-259-817
 フコクしんらい生命
 ……0120-700-651(お客さま専用)
 ……0120-546-491(被災されたお客さま専用)
 富士生命……………0120-211-901
 プルデンシャル生命……………0120-810-740
 プルデンシャル・ジブラルタ・ファイナンシャル生命
 ……0120-28-2269
 マスマチュアル生命……………0120-817-024
 マニュライフ生命
 ……0120-063-730(コールセンター)
 ……0120-922-629(被災されたお客さまの専用)
 三井生命……………0120-318-766
 三井住友海上きらめき生命……………0120-324-386
 三井住友海上プライマリー生命(旧三井住友海上メット
 ライフ生命)……………0120-81-8107
 みどり生命……………0120-566-322
 明治安田生命……………0120-662-332
 メットライフ アリコ(旧アリコジャパン)…0120-022-203
 メディケア生命……………0120-315-056
 ライフネット生命……………0120-717-991(保険金等ご請求)
 ……0120-205-566(その他)

生命保険協会

生命保険相談所(生命保険に関するご相談全般)

……0120-226-026
 (東京 23 区内からは 03-3286-2648)
 災害地域生保契約照会センター……………0120-001-731

クレジットカード関連

クレジットカード会社(全国)

アメリカンエクスプレス……………0120-020-120(個人)
 ……0120-974-990(法人)
 ……0120-333-983(加盟店)
 イオンクレジットサービス(株) ……0120-125-725
 出光クレジット(株)……………0120-508-883
 (株)オリエントコーポレーション……………0120-370-024
 (株)クレディセゾン……………0120-107-242(セゾンカード)
 ……03-6668-7669(UCカード)
 (株)ジェシービー……………0120-001-876(会員)
 ……0120-535-270(加盟店)
 シティカードジャパン(株)……………045-523-1420
 (株)ジャックス……………0120-035-522
 住信・パナソニックファイナンシャルサービス(株)
 ……0120-649-333
 セブンカードサービス(株)……………0120-511-211
 (株)ソニーファイナンスインターナショナル
 ……0120-935-698
 三井住友カード(株)……………0120-498-098
 三菱UFJニコス(株)……………0120-007-425
 ユーシーカード(株)……………03-6893-8300
 楽天KC(株)……………0570-01-5971(会員)
 ……0570-00-6910(加盟店)
 (社)日本クレジット協会 消費者相談室
 ……03-5645-3361

クレジットカード会社(東北地方)

あおぎんクレジットカード(株)……………017-773-6511
 あおぎんディーシーカード(株)……………017-776-2161
 (株)青森銀行……………0120-003-387
 (協)青森日商連……………017-775-3618
 (株)日専連ホールディングス……………017-776-2000

(株)いわぎんクレジットサービス……………019-622-2331
 (株)いわぎんディーシーカード……………019-622-1073
 (株)岩手銀行……………0120-120-086
 きたぎんユーシー(株)……………019-623-2600
 (株)東北ジェーシーピーカード……………0120-789-909
 (株)日専連パートナーズ……………019-653-2000
 (株)日専連宮古……………0193-64-2000
 ゼビオカード(株)……………03-6688-7669(紛失・盗難)
 ………………03-6893-8288(デスク)
 (株)大東クレジットサービス……………024-925-3211(UFJ)
 ………………024-923-8991(VISA)
 (株)東邦カード……………0120-511-211(JCBデスク)
 ………………0120-794-082(JCB紛失・盗難)
 (株)東邦銀行……………024-521-5550(JCB)
 ………………024-521-5601(VISA)
 (株)東邦クレジットサービス……………024-524-1700
 (株)福島カードサービス……………024-528-8810
 福島信用販売(株)……………024-932-6464
 (株)七十七カード……………022-298-1877(JCB)
 ………………022-298-2077(VISA・MASTER)
 仙銀カード(株)……………022-225-8371
 (株)東北しんきんカード……………022-267-1331
 (株)日専連ライフサービス……………022-267-9222

日本クレジットカード協会

相談窓口……………03-6738-6626

日本クレジット協会

相談窓口……………0120-623-456

火災・中小企業等共済関連

各連絡先

青森県火災共済協同組合……………017-777-8111(代)
 青森県中小企業共済協同組合……………017-777-8111(代)
 秋田県火災共済協同組合……………018-864-3320(代)
 秋田県商工共済協同組合……………018-864-3320(代)
 茨城県火災共済協同組合……………029-224-0610(代)

茨城県中小企業共済協同組合……………029-224-0616
 岩手県火災共済協同組合……………019-654-2551(代)
 岩手県中小企業共済協同組合……………019-654-2551(代)
 静岡県火災共済協同組合……………054-254-9161(代)
 静岡県商工共済協同組合……………054-254-9163
 千葉県火災共済協同組合……………043-246-1014
 千葉県中小企業共済協同組合……………043-247-2671
 東京都火災共済協同組合……………03-3542-0271(代)
 東京都中小企業共済協同組合……………03-3542-0271(代)
 長野県火災共済協同組合……………026-228-1174(代)
 長野県中小企業共済協同組合……………026-228-1174(代)
 新潟県火災共済協同組合……………0120-025-744
 新潟県中小企業共済協同組合……………0120-025-744
 福島県火災共済協同組合……………024-526-1027(代)
 福島県中小企業共済協同組合……………024-526-1027(代)
 宮城県火災共済協同組合……………022-263-1265(代)
 宮城県中小企業共済協同組合……………022-263-1265(代)
 山形県火災共済協同組合……………023-647-2380(代)
 山形県中小企業共済協同組合……………023-647-2380(代)

その他共済関連

CO・OP共済

いばらぎコープ生活協同組合……………0120-414-930
 岩手県学校生活協同組合……………0120-528-270
 いわて生活協同組合……………0120-168-160
 生活協同組合あいコープふくしま……………0120-212-107
 生活協同組合あいコープみやぎ……………0120-250-786
 生活協同組合コープながの……………0120-888-705
 生活協同組合コープふくしま……………0120-59-1008
 生活協同組合パルシステム茨城……………0120-700-750
 生活協同組合パルシステム福島……………0120-700-750
 生活クラブ生活協同組合(岩手)……………0120-345-712
 生活クラブ生活協同組合(茨城)……………0120-345-712
 生活クラブ生活協同組合(長野)……………0120-345-712
 常陸生活協同組合……………0120-567-161
 福島県南生活協同組合……………0120-077-105
 みやぎ生活協同組合……………0120-398-521

JA共済

全国	0120-536-093
北海道	011-232-6375
青森県	017-729-8680
秋田県	018-864-2362
茨城県	029-232-2214
岩手県	0120-370-442
宮城県	0120-14-9031
山形県	023-634-8230
千葉県	043-245-7426
東京都	042-542-0157
長野県	026-236-2357
新潟県	0120-023-230
福島県	024-554-3445

大学生協

学生賠償責任保険に関するお問い合わせ

共栄火災海上保険株式会社 大学生協保険制度専用
0120-020-650

共済(生命・火災)に関するお問い合わせ

全国大学生協共済生活協同組合連合会共済サポート
0120-335-770

扶養者死亡保障保険に関するお問い合わせ

共栄火災海上保険株式会社 大学生協保険制度専用
0120-020-650

全労済

住宅災害 被災受付専用ダイヤル 0120-005-562

法務局一覧

青森県

青森法務局(本局) 017-776-6231

五所川原支局	0173-34-2330
十和田支局	0176-23-2424
八戸支局	(登記部門)0178-24-3346 (総務課)0178-24-3351
弘前支局	0172-26-1150
むつ支局	0175-23-3202

茨城県

鹿嶋支局	0299-83-6000
古河出張所	0280-22-0295
下妻支局	0296-43-3935 0296-43-3937
筑西出張所	0296-22-3495
つくば出張所	029-851-8186 029-851-8311
土浦支局	029-821-0783 029-821-0792
取手出張所	0297-83-0057
常陸太田支局	0294-73-0221 0294-73-0222
日立支局	0294-21-2253
水戸法務局(本局)	029-227-9911
龍ヶ崎支局	0297-62-0225 0297-64-2607

岩手県

一関支局	0191-23-4149
大船渡出張所	0192-26-2606
二戸支局	0195-25-4811
花巻支局	0198-24-8311
水沢支局	0197-24-0511
宮古支局	0193-62-2337
盛岡法務局(本局)	0196-24-9851(登記部門) 0196-24-1141(戸籍課)

長野県

飯田支局	0265-22-0014
飯山支局	0269-62-2302

伊那支局.....0265-78-3462
 上田支局.....0268-23-2001
 大町支局.....0261-22-0379
 木曾支局.....0264-22-2186
 佐久支局.....0267-67-2272
 諏訪支局.....0266-52-1043
 長野法務局(本局).....026-235-6611
 松本支局.....0263-32-2567

福島県

いわき支局.....0246-23-1651
0246-23-1729(登記部門)
 郡山支局.....024-922-5624(登記部門)
024-922-1405
 白河支局.....0248-22-1201
0248-22-1202
 須賀川出張所.....0248-76-3921
 相馬支局.....0244-36-3413
 田島出張所.....0241-62-0249
 富岡出張所.....0240-22-3052
 二本松出張所.....0243-22-2617
 福島法務局(本局).....024-534-1111
 若松支局.....0242-27-1498
0242-27-1501(登記)

宮城県

石巻支局.....0225-22-6188
0225-22-6189
 大河原支局.....0224-52-6053
0224-52-6054
 気仙沼支局.....0226-22-6692
0226-22-6717
 塩竈支局.....022-362-2338
022-363-0065
 仙台法務局(本局).....022-225-5611
 登米支局.....0220-52-2070
0220-52-2498
 名取出張所.....022-382-3031

古川支局.....0229-22-0510
0229-22-1535
0229-22-0509(登記専用)

企業関連(雇用関係)

労働局

岩手労働局総合労働相談コーナー.....0120-980-783
 福島労働局総合労働相談コーナー.....024-536-4600
 宮城労働局助成金コーナー.....022-299-8063

商工中金

全営業店

平日相談窓口.....0120-079-366

日本政策金融金庫

漁業者向け

青森支店農林水産事業.....017-777-4211
 仙台支店農林水産事業.....022-221-2331
 福島支店農林水産事業.....024-521-3328
 水戸支店農林水産事業.....029-232-3623
 盛岡支店農林水産事業.....019-653-5121

総合相談窓口

小規模企業向けの小口資金(国民生活事業)
0120-154-505
 中小企業向けの長期事業資金(中小企業事業)
0120-154-505
 農林漁業や食品産業向けの事業資金(農林水産事業)
0120-154-505

中小企業向け

会津若松支店国民生活事業.....0242-27-3120
 青森支店国民生活事業.....017-723-2331
 青森支店中小企業事業.....017-734-2511
 一関支店国民生活事業.....0191-23-4157

郡山支店国民生活事業	024-923-7140
仙台支店国民生活事業	022-222-5173
仙台支店中小企業事業	022-223-8144
土浦支店国民生活事業	029-822-4141
八戸支店国民生活事業	0178-22-6274
日立支店国民生活事業	0294-24-2451
福島支店国民生活事業	024-523-2341
福島支店中小企業事業	024-522-9241
水戸支店国民生活事業	029-221-7137
水戸支店中小企業事業	029-231-4246
盛岡支店国民生活事業	019-623-4392
盛岡支店中小企業事業	019-623-6125

水戸	029-226-2237
龍ヶ崎	0297-62-3331

岩手県

一関	0191-23-4125
大船渡	0192-26-5231
釜石	0193-23-0651
二戸	0195-23-4131
花巻	0198-23-5231
宮古	0193-62-6455
盛岡	019-621-5115

福島県

会津	0242-26-6494
いわき	0246-23-2255
喜多方	0241-22-4211
郡山	024-922-1370
白河	0248-24-1391
須賀川	0248-75-3519
相馬	0244-36-4175
富岡	0240-22-3003
富岡(仮事務所)	0246-35-0050
福島	024-536-4610

労働基準監督署一覧

青森県

青森	017-734-4444
五所川原	0173-35-2309
十和田	0176-23-2780
八戸	0178-46-3311
弘前	0172-33-6411
むつ	0175-22-3136

秋田県

秋田	018-865-3671
大館	0186-42-4033
大曲	0187-63-5151
能代	0185-52-6151
本荘	0184-22-4124
横手	0182-32-3111

茨城県

鹿嶋	0299-83-8461
古河	0280-32-3232
常総	0297-22-0264
筑西	0296-22-4564
土浦	029-821-5127
日立	0294-22-5187

宮城県

石巻	0225-22-3365
石巻(気仙沼臨時窓口)	0226-25-6921
大河原	0224-53-2154
瀬峰	0228-38-3131
仙台	022-299-9071
古川	0229-22-2112

ハローワーク(職業安定所)一覧

青森県

青森	017-776-1561
黒石	0172-53-8609
五所川原	0173-34-3171
十和田(出)	0176-23-5361

野辺地.....0175-64-8609
八戸.....0178-22-8609
弘前.....0172-38-8609
三沢.....0176-53-4178
むつ.....0175-22-1331

秋田県

秋田.....018-864-4111
大館.....0186-42-2531~3
大曲.....0187-63-0335~6
男鹿(出).....0185-23-2411~2
角館(出).....0187-54-2434
鹿角.....0186-23-2173
鷹巣(出).....0186-60-1586
能代.....0185-54-7311~3
ハローワークプラザ秋田(準備中).....018-836-7820
本荘.....0184-22-3421~2
湯沢.....0183-73-6117~9
横手.....0182-32-1165~6

茨城県

石岡.....0299-26-8141
笠間(出).....0296-72-0252
古河.....0280-32-0461
下妻(出).....0296-43-3737
常総.....0297-22-8609
高萩.....0293-22-2549
筑西.....0296-22-2188
土浦.....029-822-5124
日立.....0294-21-6441
常陸大宮.....0295-52-3185
常陸鹿嶋.....0299-83-2318
水戸.....029-231-6221
龍ヶ崎.....0297-60-2727

岩手県

一関.....0191-23-4135

大船渡.....0192-27-4165
釜石.....0193-23-8609
北上.....0197-63-3314
久慈.....0194-53-3374
遠野(出).....0198-62-2842
二戸.....0195-23-3341
沼宮内(出).....0195-62-2139
花巻.....0198-23-5118
ハローワークプラザ盛岡.....019-623-4800
水沢.....0197-24-8609
宮古.....0193-63-8609
盛岡.....019-624-8902~8

福島県

会津若松.....0242-26-3333
磐城(出).....0246-54-6666
喜多方(出).....0241-22-4111
郡山.....024-942-8609
白河.....0248-24-1256
須賀川.....0248-76-8609
相双.....0244-24-3531
相馬(出).....0244-36-0211
平.....0246-23-1421
富岡(出).....0240-22-3121
勿来(出).....0246-63-3171
二本松.....0243-23-0343
ハローワークプラザ郡山.....024-931-1151
福島.....024-534-4121
南会津(出).....0241-62-1101

宮城県

石巻.....0225-95-0158~9
石巻(立町臨時庁舎).....0225-21-5390~1
大河原.....0224-53-1042~4
気仙沼.....0226-41-6720
塩釜.....022-362-3361~3
白石(出).....0224-25-3107
仙台.....022-299-8811

大和(出).....022-345-2350
 築館.....0228-22-2531~2
 迫.....0220-22-8609
 ハローワークプラザ青葉.....022-266-8609
 ハローワークプラザ泉.....022-771-1217
 古川.....0229-22-2305~6

**厚生労働省職業安定局 派遣・有期労働対策部
 需給調整事業課**

問い合わせ.....03-3502-5227

日本財団

災害支援センター.....0120-656-519
 海洋グループ貸付チーム.....03-6229-5142

受信料(NHK)

日本放送協会(NHK)

受信料に関するナビダイヤル.....0570-077-077

運転免許センター一覧

青森県

青森運転免許センター.....0177-82-0081

秋田県

秋田運転免許センター.....018-863-1111

茨城県

茨城県運転免許センター.....029-293-8811

岩手県

盛岡運転免許センター.....019-683-1251
 釜石沿岸運転免許センター.....019-322-6280
 県南運転免許センター.....019-744-3511
 県北運転免許センター.....0194-52-0613

福島県

郡山警察本部運転免許センター.....024-961-2100
 福島警察本部運転免許センター.....024-591-4372

宮城県

石巻運転免許センター.....0225-83-6211
 仙南運転免許センター.....0224-53-0111
 古川運転免許センター.....0229-22-8011
 宮城運転免許センター.....022-373-3601

山形県

山形警察本部運転免許センター.....023-655-2150

運輸局一覧

青森運輸支局.....017-739-1501
 青森運輸支局 八戸自動車検査登録事務所
0178-20-3161

青森運輸支局 八戸海事事務所.....0178-33-0718
 秋田運輸支局.....018-863-5811
 石巻海事事務所.....0225-95-1228

※津波被害により、仮事務所を石巻合同庁舎3階に
 設置して業務再開します。

お問い合わせ.....090-5180-3733

岩手運輸支局(本庁舎).....019-638-2154
 岩手運輸支局(宮古庁・海事関係のみ).....0193-62-3500

※現在、業務再開にむけて準備中です。

気仙沼海事事務所.....0226-22-6906

※津波被害により、現在事務所を気仙沼魚市場(屋上
 西倉庫内)に設置して業務再開しました。

.....(船員関係)090-5180-3732

.....(船舶検査登録関係)090-6255-4505

東北運輸局(本局).....022-299-8851
 福島運輸支局(本庁舎).....024-546-0345
 福島運輸支局(小名浜庁舎・海事関係のみ)

.....0246-54-2311

※現在、業務再開にむけて準備中です。

福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所

.....0246-27-6151
宮城運輸支局.....022-235-2517

税務署一覧

青森県

青森税務署.....017-776-4241
黒石税務署.....0172-52-4111
五所川原税務署.....0173-34-3136
十和田税務署.....0176-23-3151
八戸税務署.....0178-43-0141
弘前税務署.....0172-32-0331
むつ税務署.....0175-22-3294

茨城県

潮来税務署.....0299-66-6931
太田税務署.....0294-72-2171
古河税務署.....0280-32-4161
下館税務署.....0296-24-2121
土浦税務署.....029-822-1100
日立税務署.....0294-21-6346
水戸税務署.....029-231-4211
竜ヶ崎税務署.....0297-66-1303

岩手県

一関税務署.....0191-23-4205
大船渡税務署.....0192-26-3481
釜石税務署.....0193-25-2081
久慈税務署.....0194-53-4161
二戸税務署.....0195-23-2701
花巻税務署.....0198-23-3341
水沢税務署.....0197-24-5111
宮古税務署.....0193-62-1921
盛岡税務署.....019-622-6141

福島県

会津若松税務署.....0242-27-4311
いわき税務署.....0246-23-2141

喜多方税務署.....0241-24-5050
郡山税務署.....024-932-2041
白河税務署.....0248-22-7111
須賀川税務署.....0248-75-2194
相馬税務署.....0244-36-3111
田島税務署.....0241-62-1230
二本松税務署.....0243-22-1192
福島税務署.....024-534-3121

宮城県

石巻税務署.....0225-22-4151
大河原税務署.....0224-52-2202
気仙沼税務署.....0226-22-6780
佐沼税務署.....0220-22-2501
塩釜税務署.....022-362-2151
仙台北税務署.....022-222-8121
仙台中税務署.....022-783-7831
仙台南税務署.....022-306-8001
築館税務署.....0228-22-2261
古川税務署.....0229-22-1711

県税事務所

青森県

青森県税事務所.....017-722-1111
五所川原県税事務所.....0173-34-2111
十和田県税事務所.....0176-22-8111
八戸県税事務所.....0178-27-5111
弘前県税事務所.....0172-32-1131
むつ県税事務所.....0175-22-8581

茨城県

筑西県税事務所.....0296-24-9157
土浦県税事務所.....029-822-7205
行方県税事務所.....0299-72-0772
常陸太田県税事務所.....0294-80-3316
水戸県税事務所.....029-221-6605

岩手県

一関地方振興局	0191-26-1411
大船渡地方振興局	0192-27-9911
釜石地方振興局	0193-25-2701
北上地方振興局	0197-65-2731
久慈地方振興局	0194-53-4981
千厩地方振興局	0191-52-4901
遠野地方振興局	0198-62-9930
二戸地方振興局	0195-23-9201
花巻地方振興局	0198-22-4911
水沢地方振興局	0197-22-2811
宮古地方振興局	0193-64-2211
盛岡地方振興局	0196-51-3111

福島県

会津地方振興局県税部	0242-29-5233
いわき地方振興局県税部	0246-24-6024
相双地方振興局県税部	0244-26-1123
県中地方振興局県税部	024-935-1233
県南地方振興局県税部	0248-23-1512
県北地方振興局県税部	024-523-4790
南会津地方振興局県税部	0241-62-5212

宮城県

大河原県税事務所	0224-53-3111
気仙沼県税事務所	0226-24-2121
塩釜県税事務所	022-365-4191
仙台北県税事務所	022-275-9111
仙台中央県税事務所	022-715-0621
仙台南県税事務所	022-248-2961
東部県税事務所	0225-95-1411
北部県税事務所	0229-91-0701

全国避難者情報システム

総務省自治行政局住民制度課	03-5253-5517
---------------	--------------

住宅金融支援機構

各相談窓口出張所・来店に関する問い合わせ

住宅金融支援機構東北支店

・・・022-227-5012(宮城・福島・岩手各出張所総合窓口)

住宅金融支援機構お客様コールセンター(災害専用)

・・・・・・・・・・・・0120-086-353

・・・・・・・・・・・・048-615-0420

障害者の方関連

日本障害フォーラム(JDF)

東北関東大震災被災障害者総合支援本部 みやぎ支援

センター・・・・・・・・・・・・022-306-4663

被災地障害支援センターふくしま

・・・・・・・・・・・・080-6007-8531

介護・地域包括センター一覧

青森県

青森市おおの地域包括支援センター・・・・017-711-7475

青森市地域包括支援センターおきだて・・017-761-4580

青森市地域包括支援センター寿永・・・・017-739-6711

青森市地域包括支援センターすずかけ・017-761-7111

青森市地域包括支援センター浪岡・・・・0172-69-1117

青森市地域包括支援センターのぎわ・・017-763-2255

青森市地域包括支援センターみちのく・・017-765-0892

青森市中央地域包括支援センター・・・・017-723-9111

青森市東部地域包括支援センター・・・・017-726-5288

青森市東青森地域包括支援センター・・・・017-765-3351

青森市南地域包括支援センター・・・・017-728-3451

鯉ヶ沢町地域包括支援センター・・・・0173-72-2111

板柳町地域包括支援センター・・・・0172-79-2116

田舎館村地域包括支援センター・・・・0172-58-3704

今別町地域包括支援センター・・・・0174-35-2122

おいらせ町地域包括支援センター・・・・0178-52-7086

大間町地域包括支援センターくろまつ・・0175-37-5111

大鰐町地域包括支援センター……………0172-48-2111
 風間浦村地域包括支援センター……………0175-35-3111
 黒石市地域包括支援センター……………0172-52-2111
 五所川原市地域包括支援センター……………0173-38-3939
 五戸町地域包括支援センター……………0178-62-2111
 佐井村地域包括支援センター……………0175-38-4193
 三戸町地域包括支援センター……………0179-20-1153
 七戸町地域包括支援センター……………0176-68-3500
 新郷村地域包括支援センター……………0178-61-7560
 外ヶ浜町地域包括支援センター……………0174-31-1241
 田子町地域包括支援センター……………0179-20-7110
 つがる市地域包括支援センター……………0173-42-2111
 鶴田町地域包括支援センター……………0173-22-3918
 東北町地域包括支援センター……………0176-56-3111
 十和田市地域包括支援センター……………0176-23-5111
 中泊町地域包括支援センター……………0173-57-3601
 南部町地域包括支援センター……………0178-76-2111
 西目屋村地域包括支援センター……………0172-85-3123
 野辺地町地域包括支援センター……………0175-64-1770
 階上町地域包括支援センター……………0178-88-2115
 八戸市地域包括支援センター……………0178-43-2111
 東通村地域包括支援センター……………0175-28-5700
 平内町地域包括支援センター……………017-755-2114
 平川市地域包括支援センター……………0172-44-1111
 弘前市第一地域包括支援センター……………0172-31-1203
 弘前市第二地域包括支援センター……………0172-95-3702
 弘前市第三地域包括支援センター……………0172-39-2515
 弘前市東部地域包括支援センター……………0172-26-2433
 弘前市西部地域包括支援センター……………0172-82-1516
 弘前市南部地域包括支援センター……………0172-87-6779
 弘前市北部地域包括支援センター……………0172-95-2100
 深浦町地域包括支援センター……………0173-76-2042
 藤崎町地域包括支援センター……………0172-65-4155
 三沢市地域包括支援センター……………0176-51-8773
 むつ市地域包括支援センター……………0175-22-1111
 むつ市地域包括支援センター桜木……………0175-29-2111
 むつ市地域包括支援センターみちのく……………0175-23-7930
 横浜町地域包括支援センター……………0175-78-2111

蓬田村地域包括支援センター……………0174-27-3445
 六ヶ所村地域包括支援センター……………0175-72-4457

茨城県

阿見町地域包括支援センター……………029-887-8124
 石岡市地域包括支援センター……………0299-35-1127
 潮来市地域包括支援センター……………0299-63-1288
 稲敷市地域包括支援センター……………029-892-5711
 茨城町地域包括支援センター……………029-292-8577
 牛久市地域包括支援センター……………029-871-1295
 大洗町地域包括支援センター……………029-267-4100
 小美玉市地域包括支援センター……………0299-48-1111
 小美玉市地域包括支援センター美野里……………0299-35-7172
 笠間市友部地域包括支援センター……………0296-77-1101
 笠間市笠間地域包括支援センター……………0296-72-1111
 笠間市岩間地域包括支援センター……………0299-37-6611
 かすみがうら市地域包括支援センター……………0299-59-2111
 神栖市地域包括支援センター……………0299-91-1701
 河内町地域包括支援センター……………0297-60-4071
 北茨城市地域包括支援センター……………0293-43-1111
 古河市中央地域包括支援センター……………0280-92-5920
 五霞町地域包括支援センター……………0280-84-0006
 境町地域包括支援センター……………0280-87-7111
 桜川市地域包括支援センター……………0296-75-3111
 下妻市地域包括支援センター……………0296-43-2111
 常総市地域包括支援センター……………0297-23-2930
 城里町地域包括支援センター……………029-288-3111
 大子町地域包括支援センター……………0295-72-1175
 高萩市地域包括支援センター……………0293-22-0080
 地域包括支援センター鮎川さくら館……………0294-36-7300
 地域包括支援センターサントピア鹿島……………0299-85-1522
 地域包括支援センター青燈会……………029-295-5288
 地域包括支援センターたかおざき……………0299-82-9351
 地域包括支援センターナザレ園……………029-296-3405
 地域包括支援センター福祉の森聖孝園……………0294-39-1166
 地域包括支援センターゆたか園……………029-295-1287
 筑西市地域包括支援センター……………0296-24-2111
 つくば市地域包括支援センター……………029-857-9009

つくば市地域包括支援センター(社会福祉協議会)029-857-5634	岩泉町地域包括支援センター.....0194-22-2111
つくばみらい市地域包括支援センター...0297-57-0123	岩手町地域包括支援センター.....0195-62-2111
土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら029-824-0332	奥州市胆沢地域包括支援センター.....0197-46-2977
土浦市地域包括支援センター.....029-826-1146	奥州市江刺地域包括支援センター.....0197-35-2111
東海村地域包括支援センター.....029-287-2516	奥州市衣川地域包括支援センター.....0197-52-3800
利根町地域包括支援センター.....0297-68-8941	奥州市前沢地域包括支援センター.....0197-41-3501
取手市地域包括支援センター.....0297-71-2727	奥州市水沢地域包括支援センター.....0197-51-5465
行方市地域包括支援センター.....0299-55-0111	大迫地域包括支援センター.....0198-48-4186
はさき地域包括支援センター.....0479-44-1170	大槌町地域包括支援センター.....0193-42-8749
坂東市地域包括支援センター.....0280-82-1284	大船渡市地域包括支援センター.....0192-26-2943
坂東市南部地域包括支援センター...0297-38-1111	金ヶ崎町地域包括支援センター.....0197-44-4560
常陸太田市地域包括支援センター.....0294-72-8881	釜石市地域包括支援センター.....0193-22-2620
常陸大宮市南部地域包括支援センター...0295-53-6810	軽米町地域包括支援センター.....0195-46-4111
常陸大宮市北部地域包括支援センター...0295-57-3326	北上市地域包括支援センター.....0197-64-2111
日立市地域包括支援センター.....0294-22-3111	九戸村地域包括支援センター.....0195-42-2111
ひたちなか市地域包括支援センター...029-273-0111	久慈市地域包括支援センター.....0194-61-1557
ひたちなか市南部地域包括支援センター029-354-5221	葛巻町地域包括支援センター.....0195-66-2111
ひたちなか市西部地域包括支援センター029-276-0655	高齢者総合相談センターさくらまち.....0191-48-3180
鉾田市地域包括支援センター.....0291-34-0011	高齢者総合相談センターしづたみ.....0191-71-0053
水戸市地域支援センター.....029-224-1111	五月園地域包括支援センター.....019-613-6161
美浦村地域包括支援センター.....029-885-0340	雫石町地域包括支援センター.....019-691-1105
守谷市地域包括支援センター.....0297-45-1111	紫波町地域包括支援センター.....019-671-1101
八千代町地域包括支援センター.....0296-30-2400	普代村地域包括支援センター.....0194-35-3795
結城市地域包括支援センター.....0296-34-0324	住田町地域包括支援センター.....0192-46-2424
龍ヶ崎市地域包括支援センター.....0297-62-8686	滝沢村地域包括支援センター.....019-684-2111

岩手県

青山和敬荘地域包括支援センター.....019-648-8622	西和賀町地域包括支援センター.....0197-85-3137
石鳥谷地域包括支援センター.....0198-45-4666	二戸市地域包括支援センター.....0195-23-0810
一関西部地域包括支援センター.....0191-21-8618	野田村地域包括支援センター.....0194-78-3310
一関東部地域包括支援センター.....0191-51-3040	花巻西地域包括支援センター.....0198-25-2504
高齢者相談総合センターひらいずみ...0191-46-5653	花巻中央地域包括支援センター.....0198-24-7246
一戸町地域包括支援センター.....0195-32-3700	洋野町地域包括支援センター.....0194-69-1966
イーハトーブ地域包括支援センター...019-635-5777	宮古市地域包括支援センター.....0193-62-2111
	盛岡駅西口地域包括支援センター.....019-606-3361

八幡平市地域包括支援センター……………0195-76-2111
矢巾町地域包括支援センター……………019-611-2855
山岸和敬荘地域包括支援センター……………019-662-8000
山田町山田町地域包括支援センター………0193-82-3136
陸前高田市地域包括支援センター……………0192-54-2111

福島県

会津坂下町地域包括支援センター……………0242-84-2700
会津美里町地域包括支援センター……………0242-56-2256
会津若松市河東地域包括支援センター…0242-75-4815
会津若松市北会津地域包括支援センター
……………0242-56-5005
会津若松市若松第1地域包括支援センター
……………0242-36-6770
会津若松市若松第2地域包括支援センター
……………0242-27-0211
会津若松市若松第3地域包括支援センター
……………0242-38-3090
会津若松市若松第4地域包括支援センター
……………0242-37-7711
会津若松市若松第5地域包括支援センター
……………0242-39-2779
浅川町地域包括支援センター……………0247-36-4723
熱海地域包括支援センター……………024-984-6868
熱塩加納サブセンター……………0241-36-2336
安積地域包括支援センター……………024-946-9088
飯館村地域包括支援センター……………0244-42-1113
石川町地域包括支援センター……………0247-26-4606
泉崎村地域包括支援センター……………0248-54-1777
猪苗代町地域包括支援センター……………0242-72-1530
内郷・好間・三和地域包括支援センター…0246-27-8660
大熊町地域包括支援センター……………0240-32-3113
大玉村地域包括支援センター……………0243-48-3131
大槻・逢瀬地域包括支援センター……………024-962-3945
小川・川前地域包括支援センター……………0246-83-1411
小高地地域包括支援センター……………0244-44-5977
小名浜地域包括支援センター……………0246-54-2945
小野町地域包括支援センター……………0247-72-2128

鏡石町地域包括支援センター「あんしんかん」
……………0248-92-3212
鹿島地域包括支援センター……………0244-46-5354
片平・喜久田地域包括支援センター……………024-962-0354
葛尾村地域包括支援センター……………0240-29-2112
金山町地域包括支援センター……………0241-55-3409
川内村地域包括支援センター……………0240-38-2941
川俣町地域包括支援センター……………024-538-2600
喜多方市地域包括支援センター……………0241-21-8856
北塩原村地域包括支援センター……………0241-28-3733
国見町地域包括支援センター……………024-585-2702
桑折町地域包括支援センター……………024-582-1188
郡山西部地域包括支援センター……………024-923-6221
郡山中央地域包括支援センター……………024-925-5858
郡山東部・中田地域包括支援センター…024-956-8200
郡山北部地域包括支援センター……………024-931-3032
郡山南部地域包括支援センター……………024-991-5811
湖南地区地域包括支援センター……………024-992-0291
鮫川村地域包括支援センター……………0247-49-3600
塩川サブセンター……………0241-28-1253
四倉・久之浜大久地域包括支援センター
……………0246-32-2115
下郷町地域包括支援センター……………0241-69-1199
常磐・遠野地域包括支援センター……………0246-43-2151
昭和村地域包括支援センター……………0241-57-2648
白河市地域包括支援センター……………0248-21-0332
新地町地域包括支援センター……………0244-62-5580
須賀川西部地域包括支援センター……………0248-75-3222
須賀川中央地域包括支援センター……………0248-88-8215
須賀川東部地域包括支援センター……………0248-79-1551
須賀川長沼・岩瀬地域包括支援センター
……………0248-67-3113
相馬市地域包括支援センター……………0244-36-2227
大成・大槻東地域包括支援センター……………024-962-7013
平地地域包括支援センター……………0246-25-6301
高郷サブセンター……………0244-44-7111
立子山・飯野地域包括支援センター……………024-562-4110

伊達市伊達地域包括支援センター……………024-551-2144	福島市西部地域包括支援センター……………024-594-5800
伊達市保原地域包括支援センター……………024-574-4774	福島市清明・吉井田地域包括支援センター……………024-546-6222
伊達市梁川地域包括支援センター……………024-577-6111	福島市第三・東部地域包括支援センター……………024-525-7888
伊達市霊山・月館地域包括支援センター……………024-586-1323	福島市中央地域包括支援センター……………024-533-8891
只見町地域包括支援センター……………0241-84-7005	福島市信夫地域包括支援センター……………024-593-0151
棚倉町地域包括支援センター……………0247-33-7811	福島市北信東地域包括支援センター……………024-553-1555
玉川村地域包括支援センター……………0247-57-4620	福島市北信西地域包括支援センター……………024-552-5544
田村市地域包括支援センター……………0247-81-1307	福島市松川地域包括支援センター……………024-567-5840
田村地域包括支援センター……………024-955-4013	福島市南地域包括支援センター……………024-547-2345
天栄村地域包括支援センター……………0248-82-3833	福島市渡利地域包括支援センター……………024-515-3135
富岡町地域包括支援センター……………0240-21-0210	双葉町地域包括支援センター……………0240-23-0333
富田地域包括支援センター……………024-935-0522	富久山地域包括支援センター……………024-934-5340
中島村地域包括支援センター……………0248-52-3400	古殿町地域包括支援センター……………0247-53-4394
勿来・田人地域包括支援センター……………0246-63-2140	南相馬市地域包括支援センター……………0244-25-3329
浪江町地域包括支援センター……………0240-34-4664	三島町地域包括支援センター……………0241-48-5044
楢葉町地域包括支援センター……………0240-25-4155	南会津町地域包括支援センター……………0241-62-6161
にしあいづ地域包括支援センター……………0241-45-3327	三春町地域包括支援センター……………0247-62-8586
西郷村地域包括支援センター……………0248-25-5121	三穂田地域包括支援センター……………024-946-1527
二本松市地域包括支援センター……………0243-23-3600	本宮市地域包括支援センター……………0243-33-1111
二本松市地域包括支援センター岩代分室 (サブセンター)……………0243-55-3455	柳津町地域包括支援センター……………0241-42-2550
芳賀・小原田地域包括支援センター……………024-941-1121	矢吹町地域包括支援センター……………0248-44-5233
塙町地域包括支援センター……………0247-43-2224	矢祭町地域包括支援センター……………0247-46-3770
原町東地域包括支援センター……………0244-24-3390	山都サブセンター……………0241-38-3139
磐梯町地域包括支援センター……………0242-73-3530	湯川村地域包括支援センター……………0241-28-1585
檜枝岐村地域包括支援センター……………0241-75-2382	
平田村地域包括支援センター……………0247-55-3125	
広野町地域包括支援センター……………0240-27-4681	
日和田・西田地域包括支援センター……………024-958-6878	
福島市吾妻西地域包括支援センター……………024-591-3708	
福島市吾妻東地域包括支援センター……………024-555-3522	
福島市飯坂北地域包括支援センター……………024-573-6077	
福島市飯坂東地域包括支援センター……………024-542-8411	
福島市飯坂南地域包括支援センター……………024-542-8779	
福島市清水東地域包括支援センター……………024-558-7300	
福島市清水西地域包括支援センター……………024-591-4876	
福島市信陵地域包括支援センター……………024-557-7773	
	宮城県
	青葉区あやし地域包括支援センター……………022-392-2230
	青葉区上杉地域包括支援センター……………022-221-5569
	青葉区大倉地域包括支援センター……………022-391-2161
	青葉区花京院地域包括支援センター……………022-716-5390
	青葉区木町通地域包括支援センター……………022-728-7830
	青葉区国見地域包括支援センター……………022-727-8923
	青葉区国見ヶ丘地域包括支援センター……………022-303-3805
	青葉区五橋地域包括支援センター……………022-716-5460
	青葉区小松島地域包括支援センター……………022-233-6954
	青葉区桜ヶ丘地域包括支援センター……………022-303-5870

青葉区台原地域包括支援センター……022-727-5360
 青葉区葉山地域包括支援センター……022-273-4910
 青葉区双葉ヶ丘地域包括支援センター…022-275-3881
 青葉区南吉成地域包括支援センター……022-719-5733
 石巻市稲井地域包括支援センター……0225-93-8166
 石巻市雄勝地域包括支援センター……0225-61-3732
 石巻市河南地域包括支援センター……0225-86-5501
 石巻市中央地域包括支援センター……0225-21-5171
 石巻市蛇田地域包括支援センター……0225-92-7355
 石巻市湊地域包括支援センター……0225-90-3146
 石巻市ものう地域包括支援センター……0225-76-5581
 石巻市山下地域包括支援センター……0225-96-2010
 石巻市渡波地域包括支援センター……0225-25-3771
 泉区向陽台地域包括支援センター……022-343-1512
 泉区将監地域包括支援センター……022-772-5501
 泉区寺岡地域包括支援センター……022-378-8886
 泉区泉中央地域包括支援センター……022-372-8079
 泉区虹の丘地域包括支援センター……022-373-9333
 泉区根白石地域包括支援センター……022-376-8310
 泉区松森地域包括支援センター……022-772-6220
 泉区南光台地域包括支援センター……022-728-8500
 泉区八乙女地域包括支援センター……022-773-3611
 岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター
 ……………0223-25-6834
 岩沼西地域包括支援センター……0223-36-7266
 大衡村地域包括支援センター……022-345-6060
 大崎市志田地域包括支援センター……0229-53-1271
 大崎市田尻地域包括支援センター……0229-39-3601
 大崎市玉造地域包括支援センター……0229-72-4888
 大崎市古川地域包括支援センター……0229-87-3113
 大郷町地域包括支援センター……022-359-4826
 女川町地域包括支援センター……0225-53-2272
 加美町地域包括支援センター……0229-63-3600
 大河原町地域包括支援センター……0224-51-3480
 川崎町地域包括支援センター……0224-84-6021
 栗原市一迫・花山地域包括支援センター0228-52-2110
 栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター0228-45-2471

栗原市築館・志波姫地域包括支援センター
 ……………0228-24-8080
 栗原市瀬峰・高清水地域包括支援センター
 ……………0228-59-3861
 栗原市若柳・金成地域包括支援センター0228-42-3233
 気仙沼市地域包括支援センター……0226-21-1212
 蔵王町地域包括支援センター……0224-33-2003
 塩竈市地域包括支援センター……022-366-1204
 塩竈市北部地区地域包括支援センター022-361-3822
 塩竈市西部地区地域包括支援センター…022-367-0414
 色麻町地域包括支援センター……0229-66-1071
 七ヶ浜町地域包括支援センター……022-357-7447
 七ヶ宿町地域包括支援センター……0224-37-2331
 柴田町地域包括支援センター……0224-86-3340
 白石市地域包括支援センター……0224-22-1361
 角田市地域包括支援センター……0224-61-1288
 太白区愛宕橋地域包括支援センター…022-215-8822
 太白区郡山地域包括支援センター……022-748-0455
 太白区秋保地域包括支援センター……022-399-2205
 太白区富沢地域包括支援センター……022-748-0503
 太白区長町地域包括支援センター……022-304-2154
 太白区西多賀地域包括支援センター…022-307-3383
 太白区西中田地域包括支援センター…022-741-5290
 太白区東中田地域包括支援センター…022-242-6351
 太白区茂庭地域包括支援センター……022-281-4115
 太白区八木山地域包括支援センター…022-229-0811
 太白区山田地域包括支援センター……022-307-4440
 大和町地域包括支援センター……022-345-7241
 多賀城市中央地域包括支援センター…022-368-6350
 多賀城市東部地域包括支援センター…022-363-4055
 多賀城市西部地域包括支援センター…022-209-3950
 富谷町保健福祉総合支援センター……022-348-1138
 登米市津山・豊里地域包括支援センター0225-68-3780
 登米市東和・登米地域包括支援センター0220-53-4811
 登米市迫地域包括支援センター……0220-22-1152
 登米市中田・石越地域包括支援センター0220-34-7611
 登米市米山・南方地域包括支援センター0220-29-5821
 名取西地域包括支援センター……022-386-7225

名取東地域包括支援センター……………022-385-3530
 名取南地域包括支援センター……………022-399-7570
 東松島市地域包括支援センター……………0225-83-1966
 松島町地域包括支援センター……………022-354-6525
 マリンホーム地域包括支援センター……0223-25-6656
 丸森町地域包括支援センター……………0224-72-3023
 美里町地域包括支援センター……………0229-32-2941
 南三陸町地域包括支援センター……………0226-46-5266
 南東北地域包括支援センター……………0223-23-7543
 宮城野区榴岡地域包括支援センター……022-297-5906
 宮城野区岩切地域包括支援センター……022-255-2524
 宮城野区高砂地域包括支援センター……022-388-7828
 宮城野区燕沢地域包括支援センター……022-388-3690
 宮城野区東仙台地域包括支援センター…022-782-3511
 宮城野区福田町地域包括支援センター…022-388-6101
 村田町地域包括支援センター……………0224-83-6413
 地域包括センター本吉分室……………0226-42-2975
 山元町地域包括支援センター……………0223-37-3901
 利府町地域包括支援センター……………022-356-1334
 若林区荒浜地域包括支援センター……022-288-7581
 若林区河原町地域包括支援センター……022-262-1180
 若林区遠見塚地域包括支援センター……022-781-3877
 若林区六郷地域包括支援センター……022-289-2111
 涌谷町地域包括支援センター……………0229-43-5111
 亙理町地域包括支援センター……………0223-34-1331

東電福島原子力補償相談室

相談窓口……………0120-926-404

原子力損害賠償紛争和解仲介室

紛争解決センター……………0120-377-155

福島県弁護士会

震災・原発無料面談相談予約受付……0120-700-791

原子力発電所事故 被害者救済支援センター
……………024-533-7770

原子力損害賠償支援機構

電話相談窓口……………0120-01-3814

弁護士による対面相談の予約(福島事務所)
……………0120-330-540

放射線に関する健康相談

独立行政法人放射線医学総合研究所…043-290-4003

文部科学省の健康相談ホットライン……0120-755-199

中小企業の移転資金の貸付

公益財団法人福島県産業振興センター
……………024-525-4019
……………024-534-0928

子ども関連

文部科学省

総務課広報……………03-5253-4111(代表)

あしなが育英会

相談窓口……………0120-77-8565

財産法人全国里親会

……………03-3404-2024(代表)

原発事故関連

日本年金機構

ねんきんダイヤル……………0570-05-1165

年金事務所一覧

青森県

青森年金事務所……………017-734-7495

八戸年金事務所……………0178-44-1742

弘前年金事務所……………0172-27-1339

むつ年金事務所……………0175-22-4947

茨城県

- 下館年金事務所.....0296-25-0834
土浦年金事務所.....029-824-7169
日立年金事務所.....0294-24-2193
街角の年金相談センター土浦.....029-825-2300
※電話相談不可・窓口相談のみ
街角の年金相談センター水戸.....029-231-6541
水戸北年金事務所.....029-231-2283
水戸南年金事務所.....029-227-3278

岩手県

- 一関年金事務所.....0191-23-4246
二戸年金事務所.....0195-23-4111
花巻年金事務所.....0198-23-3351
宮古年金事務所.....0193-62-1963
盛岡年金事務所.....019-623-6211

福島県

- 会津若松年金事務所.....0242-27-5321
郡山年金事務所.....024-932-3434
白河年金事務所.....0248-27-4161
相馬年金事務所.....0244-36-5172
平金年金事務所.....0246-23-5611
東北福島年金事務所.....024-535-0141
街角の年金相談センター福島.....024-531-3838
※電話相談不可・窓口相談のみ

宮城県

- 石巻年金事務所.....0225-22-5115
大河原年金事務所.....0224-51-3112
仙台北年金事務所.....022-224-0892
仙台東年金事務所.....022-257-6112
仙台南年金事務所.....022-246-5117

古川年金事務所.....0229-23-1200
街角の年金相談センター仙台.....022-262-5527
※電話相談不可・窓口相談のみ

金融機関一覧(銀行)

あおぞら銀行

- 平日相談窓口.....0120-250-399(あおぞらホームコール)
休日相談窓口.....0120-198-231(仙台支店)

青森銀行

- 平日相談窓口.....0178-43-0111(八戸支店)
休日相談窓口(個人ローン).....0120-608-743

秋田銀行

- 平日相談窓口.....0120-303-242(借入)(審査部)
0120-001-260(借入以外)(営業支援部)
休日相談窓口(個人ローン).....0120-804-874

足利銀行

- 相談窓口.....0120-21-6556(あしぎんフリーダイヤル)

イオン銀行

- 相談窓口.....0120-13-1089

岩手銀行

- 平日相談窓口.....0120-064-626(営業店窓口、ATM)
.....0120-788-506(通帳、キャッシュカード①)
.....0120-131-344※(通帳、キャッシュカード②)
(※)自動音声の流れますが、そのまま「1、
#」を押してください。
.....0120-251-789(借入)
休日相談窓口
.....0120-131-344※(通帳、キャッシュカード)
(※)自動音声の流れますが、そのまま「1、
#」を押してください

北日本銀行

- 相談窓口.....0120-836-236(預金)
.....0120-601-235(借入(個人))
.....0120-333-061(借入(事業者))

きらやか銀行

平日相談窓口

.....0120-379-305(「東日本大震災」相談受付)

.....0120-389-166(「東日本大震災」相談受付)

七十七銀行

通帳、キャッシュカード.....0120-77-1099

相続.....0120-7838-77

個人ローン

本店ローンセンター.....0120-06-4377

長町ローンセンター.....0120-52-4377

泉ローンセンター.....0120-57-4377

仙台東口ローンセンター.....0120-58-4377

古川ローンセンター.....0120-70-4377

岩沼ローンセンター.....0120-82-4377

石巻ローンセンター.....0120-87-4377

社せきのしたローンセンター.....0120-89-4377

個人債務の私的整理.....0120-03-0977

営業店舗等のご案内.....0120-78-1177

テレフォンセンター.....0120-56-8677

(携帯電話・PHS からは 022-723-3977)

じぶん銀行

お客さまセンター.....0120-926-111

.....03-6311-8003

じぶんローン支店(カードローン).....0120-926-222

ジャパンネット銀行

相談窓口.....0120-369-074

(携帯電話・PHS からは 03-6739-5000)

荘内銀行

相談窓口.....0120-1032-39(コンタクトセンター)

常陽銀行

平日相談窓口.....0120-001-769(災害ご相談専用)

休日相談窓口.....0120-321-006(災害ご相談専用)

新生銀行

新生パワーコール.....0120-456-007

個人融資専用.....0120-456-515

法人融資専用.....0120-067-607

住信SBIネット銀行

一般のお問合せ.....0120-103-371(通話料無料)

.....03-5363-7382(通話料有料)

住宅ローン専用.....0120-552-758(通話料無料)

.....03-5363-7383(通話料有料)

住友信託銀行

相談窓口.....0120-897-117

住宅ローン事務センター.....0120-337-599

セブン銀行

相談窓口.....0088-21-1189

セブン銀行の口座・ATMに関するお問合せ

.....0120-77-1179

仙台銀行

相談窓口.....0120-251-339(営業店窓口、ATM、預金)

.....0120-863-989(相続)

.....0120-538-070(紛失・盗難)

ソニー銀行

相談窓口.....0120-365-723

※住宅ローン・無担保ローンについては、音声ガイダンスが流れましたら「99#」を押してください。

大東銀行

平日相談窓口.....024-925-1111(総合相談窓口)

.....0120-12-6554(借入)

休日相談窓口.....0120-601-766(総合相談窓口)

.....0120-60-9674(借入)

千葉銀行

平日相談窓口.....0120-86-7889

休日相談窓口.....043-227-5211(千葉)
.....04-7160-1311(柏)
.....047-424-1931(船橋)

中央三井信託銀行

相談窓口.....0120-56-0380
企業年金受給者専用.....0120-321-749
確定拠出年金受給者専用.....0120-367-401

筑波銀行

相談窓口.....0120-615-668(災害相談ダイヤル)

東京スター銀行

平日相談窓口...0120-82-0804(個人)(震災関連専用)
..0120-81-3626(法人)(震災関連専用)
休日相談窓口.....0120-81-8689

東邦銀行

相談窓口.....0120-104-157(休業店舗)
.....0120-14-8656(被災者専用)

東北銀行

相談窓口.....0120-164-416

栃木銀行

平日相談窓口.....0120-29-6043

東日本銀行

平日相談窓口.....0120-600-185

福島銀行

相談窓口.....024-525-2663(ATM)
.....0120-294-091(平日・預金・振込)
.....0120-762-940(平日・借入)
.....0120-252-940(土日祝日)

北都銀行

相談窓口.....0120-18-4226

北洋銀行

相談窓口.....0120-608-552(個人融資相談)
.....0120-617-780(住宅ローン)(返済相談)

北海道銀行

平日相談窓口.....011-261-7111

みずほ銀行

相談窓口.....0120-3242-86(33#)

みずほコーポレート銀行

平日相談窓口.....03-3214-1111

みずほ信託銀行

相談窓口(個人の借入).....0120-087-555
仙台支店.....0120-666-171

みちのく銀行

相談窓口
.....0120-86-3709(テレフォンバンキングセンター)

三井住友銀行

相談窓口.....0120-11-5866
相談窓口(法人).....0120-16-2310

三菱東京UFJ銀行

震災に関する専用フリーダイヤル.....0120-818-130

三菱UFJ信託銀行

インフォメーションデスク.....0120-876-636

山形銀行

平日相談窓口.....0120-170-585

ゆうちょ銀行

相談窓口.....0120-108-420

楽天銀行

楽天銀行スーパーローン……………0120-638-411
楽天銀行住宅ローン……………0120-456-225
VISA デビットカード……………0120-83-6910
(携帯電話・PHS からは 03-6832-2253)
その他のお問い合わせ……………0120-77-6910
(携帯電話・PHS からは 03-6832-2255)

……………080-6052-3535

休日相談窓口・0120-635-313[あぶくましんきんプラザ]
……………0244-36-5151[相馬支店]

りそな銀行

各種お届け相談コール……………0120-688-865
ローンご相談コール……………0120-61-3989
住宅ローン専用火災保険……………0120-620-122

石巻信用金庫

平日相談窓口……………0225-95-4111

石巻商工信用組合

平日相談窓口……………0225-96-2075

一関信用金庫

平日相談窓口……………0191-23-6111
休日相談窓口……………0120-37-9006[一関インター支店]

金融機関一覧(銀行除く)

会津商工信用組合

平日相談窓口……………0242-22-7575

茨城県信用組合

平日相談窓口……………029-231-2131

会津信用金庫

平日相談窓口……………0242-22-7551

いわき信用組合

ローンセンター……………0120-21-2334

青い森信用金庫

融資……………0178-44-3301

岩手県医師信用組合

平日相談窓口……………019-651-0211

青森県信用組合

平日相談窓口……………017-729-3511

羽後信用金庫

平日相談窓口……………0184-23-3001

秋田信用金庫

平日相談窓口……………018-866-6171

ウリ信用組合

平日相談窓口……………011-218-3000

秋田県信用組合

平日相談窓口……………018-833-7733

烏山信用金庫

平日相談窓口……………0287-84-1511

あすか信用組合

平日相談窓口……………0120-575-852
携帯電話からは 03-3208-5160

北上信用金庫

平日相談窓口……………0197-63-2307

あぶくま信用金庫

いわき相談所(平日)……………0246-35-6336
……………080-6052-3497

北郡信用組合

平日相談窓口……………0237-55-5581

気仙沼信用金庫

平日相談窓口.....0226-22-6830

郡山信用金庫

平日相談窓口.....024-932-2230

五城信用組合

平日相談窓口.....0224-52-1239

佐原信用金庫

平日相談窓口.....0478-54-2120

白河信用金庫

平日相談窓口.....0248-22-3171

休日ローン相談窓口.....0248-22-7100[新白河支店]

.....0248-44-2711[矢吹東支店]

.....0247-33-3171[棚倉支店]

新庄信用金庫

平日相談窓口.....0233-22-4222

須賀川信用金庫

平日相談窓口.....0248-75-3171

仙北信用組合

平日相談窓口.....0228-32-2586

仙南信用金庫

平日相談窓口.....0224-25-3171

相双信用組合

平日相談窓口.....0244-36-5561

いわき相談所.....0246-57-0006

.....080-4153-1523

中央商銀信用組合

平日相談窓口.....0120-86-1493[コールセンター]

中央労働金庫

お客様相談デスク.....0120-86-6956

銚子信用金庫

平日相談窓口.....0479-25-2100

鶴岡信用金庫

平日相談窓口.....0235-22-2350

東奥信用金庫

平日相談窓口.....0172-34-8400

東北労働金庫

平日相談窓口.....0120-1919-62

杜陵信用組合

平日相談窓口.....019-651-5550

休日相談窓口.....080-1804-2434

二本松信用金庫

平日相談窓口.....0243-23-1215

ハナ信用組合

平日相談窓口.....03-3356-4141

花巻信用金庫

平日相談窓口.....0198-23-5311

ひまわり信用金庫

平日相談窓口.....0247-21-2121

休日相談窓口.....0120-337-229(平店)

.....0800-800-8513(小名浜店)

福島県商工信用組合

平日相談窓口.....024-991-1840

福島信用金庫

平日相談窓口.....0120-201-219[総合相談センター]

休日相談窓口.....024-557-5682〔北支店〕
.....024-545-1751〔南支店〕

古川信用組合

平日相談窓口.....0229-22-1845

水沢信用金庫

平日相談窓口.....0197-23-5191

水戸信用金庫

平日相談窓口.....029-222-3308(融資)
.....0120-310-861(預金)
休日相談窓口.....029-251-1515〔赤塚支店〕
.....0297-64-7601〔龍ヶ岡支店〕
.....029-859-8311〔研究学園支店〕

宮城第一信用金庫

平日相談窓口.....022-722-3842〔相談センター〕

宮古信用金庫

平日相談窓口.....0193-62-5634〔駅前支店〕

盛岡信用金庫

平日相談窓口...0120-160-656〔ローンプラザもりしん〕
休日相談窓口...0120-160-656〔ローンプラザもりしん〕

杜の都信用金庫

平日相談窓口...0120-116-401〔ファイナンスセンター〕
休日相談窓口...0120-116-401〔ファイナンスセンター〕

山形県医師信用組合

平日相談窓口.....023-666-5700

山形信用金庫

平日相談窓口.....023-632-2161

山形第一信用組合

平日相談窓口.....0238-52-1410

山形中央信用組合

平日相談窓口.....0238-84-2187

結城信用金庫

平日相談窓口.....0296-32-2110

米沢信用金庫

平日相談窓口.....0238-22-3430

※金融庁※

監督局総務課監督企画.....03-3506-6000(代表)
(内線 3738)

企業関連(経営等)

沖縄振興開発公庫.....098-941-1765
小規模企業共済、倒産防止共済.....050-5541-7171
商工組合中央金庫.....0120-079-366
中小企業基盤整備機構関東支部.....03-5470-1509
中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター
福島.....024-529-5113
中小企業復興支援センター仙台.....022-399-9077
中小企業復興支援センター盛岡.....090-4097-6989
.....090-5219-5527
中小企業電話相談ナビダイヤル.....0570-064-350
日本政策金融公庫.....0120-154-505
社団法人リース事業協会相談窓口.....03-3592-2801

信用保証協会一覧

青森県

五所川原支所.....0173-35-4121
十和田支所.....0176-23-4331
八戸支所.....0178-24-6181
保証課.....017-723-1353
弘前支所.....0172-32-1331
本所.....017-723-1351
むつ支所.....0175-22-1204

茨城県

土浦支店.....029-826-7812
本店営業部.....029-224-7812

岩手県

一関支所.....0191-23-2533
奥州支所.....0197-25-3171
大船渡支所(仮事務所).....0193-22-1321
釜石支所.....0193-22-1321
二戸支所.....0195-23-4115
保証一課.....019-654-1501
保証二課.....019-654-1502
宮古支所.....0193-62-2700

福島県

会津若松支所.....0242-23-1282
いわき支所.....0246-23-3570
郡山支所.....024-932-2769
白河支所.....0248-24-0156
相双支所.....0244-23-5105
本所保証課.....024-526-1530

宮城県

石巻支店.....0225-22-4178
大崎支店.....0229-22-0722
経営支援部.....022-225-5230
気仙沼支店.....0226-22-1972
白石支店.....0224-25-2135
仙台東支店.....022-783-9021
本店営業部.....022-225-6421

個人版私的整理ガイドライン

個人版私的整理ガイドラインコールセンター
.....0120-380-883

産業復興相談センター

岩手県産業復興相談センター.....019-681-0812
宮城県産業復興相談センター.....022-722-3858
福島県産業復興相談センター.....024-573-2561
茨城県産業復興相談センター.....029-302-5880

商工会一覧

都道府県商工会連合会

青森県商工会連合会.....017-734-3394
茨城県商工会連合会.....029-224-2635
岩手県商工会連合会.....019-622-4165
福島県商工会連合会.....024-525-3411
宮城県商工会連合会.....022-225-8751

県庁所在地商工会議所

青森商工会議所.....017-734-1311
仙台商工会議所.....022-265-8181
福島商工会議所.....024-536-5511
水戸商工会議所.....029-224-3315
盛岡商工会議所.....019-624-5880

農林水産関連

漁業資金貸付

農林中央金庫JFマリンバンク部.....03-6378-7308
.....03-6378-7322
.....03-6378-7323

農業資金貸付又は農林中金

JAバンク震災被災者サポートダイヤル・0120-345-502

中小企業向け融資関連

中小企業庁金融課.....03-3501-2876
独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室
.....050-5541-7171

公益財団法人福島県産業復興センター・・・024-525-4019
・・・024-534-0928

いのちの電話ダイヤル

あおもりのいのちの電話・・・・・・・・・・0172-33-7830
茨城いのちの電話(つくば)・・・・・・・・029-855-1000
茨城いのちの電話(水戸)・・・・・・・・029-255-1000
仙台いのちの電話・・・・・・・・・・022-718-4343
福島いのちの電話・・・・・・・・・・024-536-4343
盛岡いのちの電話・・・・・・・・・・019-654-7575

学校関連

小・中学校

青森県学校教育課・・・・・・・・・・017-734-9895
秋田県義務教育課・・・・・・・・・・018-860-5147
茨城県義務教育課・・・・・・・・・・029-301-5226
岩手県学校教育室義務教育担当・・・・019-629-6139
神奈川県子ども教育支援課・・・・045-210-8217
群馬県義務教育課・・・・・・・・・・027-226-4615
埼玉県小中学校人事課学事担当・・・・048-830-6939
千葉県指導課教育課程室・・・・・・・・043-223-4059
東京都義務教育課・・・・・・・・・・03-5320-6752
栃木県教育委員会事務局教職員課・・・・028-623-3385
新潟県義務教育課・・・・・・・・・・025-280-5604
福島県学習指導課・・・・・・・・・・024-521-3364
北海道義務教育課・・・・・・・・・・011-204-5769
宮城県義務教育課・・・・・・・・・・0120-933-637
山形県義務教育課・・・・・・・・・・023-630-2871

警察署一覧

青森県

青森警察署・・・・・・・・・・017-723-0110
青森南警察署・・・・・・・・・・0172-62-4021
鯉ヶ沢警察署・・・・・・・・・・0173-72-2151
板柳警察署・・・・・・・・・・0172-73-3151

大間警察署・・・・・・・・・・0175-37-2211
黒石警察・・・・・・・・・・0172-52-2311
五所川原警察署・・・・・・・・・・0173-35-2141
五戸警察署・・・・・・・・・・0178-62-3241
三戸警察署・・・・・・・・・・0179-22-1135
七戸警察署・・・・・・・・・・0176-62-3101
外ヶ浜警察署・・・・・・・・・・0174-22-2211
つがる警察署・・・・・・・・・・0173-42-3150
十和田警察署・・・・・・・・・・0176-23-3195
野辺地警察署・・・・・・・・・・0175-64-2121
八戸警察署・・・・・・・・・・0178-43-4141
弘前警察署・・・・・・・・・・0172-32-0111
三沢警察署・・・・・・・・・・0176-53-3145
むつ警察署・・・・・・・・・・0175-22-1321

茨城県

石岡警察署・・・・・・・・・・0299-28-0110
稲敷警察署・・・・・・・・・・029-893-0110
茨城県警察本部・・・・・・・・・・029-301-0110
牛久警察署・・・・・・・・・・029-871-0110
太田警察署・・・・・・・・・・0294-73-0110
大宮警察署・・・・・・・・・・0295-52-0110
鹿嶋警察署・・・・・・・・・・0299-82-0110
笠間警察署・・・・・・・・・・0296-73-0110
古河警察署・・・・・・・・・・0280-30-0110
境警察署・・・・・・・・・・0280-86-0110
桜川警察署・・・・・・・・・・0296-55-0110
下妻警察署・・・・・・・・・・0296-43-0110
常総警察署・・・・・・・・・・0297-22-0110
大子警察署・・・・・・・・・・0295-72-0110
高萩警察署・・・・・・・・・・0293-24-0110
筑西警察署・・・・・・・・・・0296-24-0110
つくば中央警察署・・・・・・・・・・029-851-0110
つくば北警察署・・・・・・・・・・029-867-1191
土浦警察署・・・・・・・・・・029-821-0110
取手警察署・・・・・・・・・・0297-77-0110
那珂警察署・・・・・・・・・・029-352-0110
行方警察署・・・・・・・・・・0299-72-0110

日立警察署.....0294-22-0110
ひたちなか東警察署.....029-264-0110
ひたちなか西警察署.....029-272-0110
鉾田警察署.....0291-34-0110
水戸警察署.....029-233-0110
結城警察署.....0296-33-0110
竜ヶ崎警察署.....0297-62-0110

岩手県

一関警察署.....0191-21-0110
岩泉警察署.....0194-31-0110
岩手県警察本部.....019-653-0110
岩手警察署.....0195-62-0110
江刺警察署.....0197-31-0110
大船渡警察署.....0192-26-0110
釜石警察署.....0193-22-0110
北上警察署.....0197-61-0110
久慈警察署.....0194-53-0110
紫波警察署.....019-671-0110
千厩警察署.....0191-51-0110
遠野警察署.....0198-62-0110
二戸警察署.....0195-23-0110
花巻警察署.....0198-23-0110
水沢警察署.....0197-25-0110
宮古警察署.....0193-64-0110
盛岡西警察署.....019-645-0110
盛岡東警察署.....019-606-0110

福島県

会津若松警察署.....0242-22-5454
会津坂下警察署.....0242-83-3451
石川警察署.....0247-26-2191
猪苗代警察署.....0242-63-0110
いわき中央警察署.....0246-26-2121
いわき東警察署.....0246-54-1111
いわき南警察署.....0246-63-2141
喜多方警察署.....0241-22-5111
郡山北警察署.....024-991-0110

郡山警察署.....024-922-2800
白河警察署.....0248-23-0110
須賀川警察署.....0248-75-2121
相馬警察署.....0244-36-3191
伊達警察署.....024-575-2251
棚倉警察署.....0247-33-3241
田村警察署.....0247-62-2121
二本松警察署.....0243-23-1212
福島県警察本部.....024-522-2151
福島警察署.....024-522-2121
福島北警察署.....024-554-0110
双葉警察署.....0240-22-2121
南会津警察署.....0241-62-1140
南相馬警察署.....0244-22-2191

宮城県

石巻警察署.....0225-95-4141
泉警察署.....022-375-7171
岩沼警察署.....0223-22-4341
大河原警察署.....0224-53-2211
角田警察署.....0224-63-2211
河北警察署.....0225-62-3411
加美警察署.....0229-63-2311
気仙沼警察署.....0226-22-7171
佐沼警察署.....0220-22-2121
塩釜警察署.....022-362-4141
白石警察署.....0224-25-2138
仙台北警察署.....022-233-7171
仙台中央警察署.....022-222-7171
仙台東警察署.....022-231-7171
仙台南警察署.....022-246-7171
大和警察署.....022-345-0101
築館警察署.....0228-22-1101
遠田警察署.....0229-33-2321
登米警察署.....0220-52-2121
鳴子警察署.....0229-82-2249
古川警察署.....0229-22-2311
南三陸警察署.....0226-46-3131

宮城県警察本部.....022-221-7171
若柳警察署.....0228-32-3111
亘理警察署.....0223-34-2111

平内町.....017-755-2111
弘前市.....0172-35-1111
深浦町.....0173-74-2111
藤崎町.....0172-75-3111
三沢市.....0176-53-5111
むつ市.....0175-22-1111
横浜町.....0175-78-2111
蓬田村.....0174-27-2111
六ヶ所村.....0175-72-2111
六戸町.....0176-55-3111

県・市区町村役場一覧

青森県

青森県庁.....017-722-1111
青森市.....017-734-1111
鱒ヶ沢町.....0173-72-2111
板柳町.....0172-73-2111
田舎館村.....0172-58-2111
今別町.....0174-35-2001
おいらせ町.....0178-56-2111
大間町.....0175-37-2111
大鰐町.....0172-48-2111
風間浦村.....0175-35-2111
黒石市.....0172-52-2111
五所川原市.....0173-35-2111
五戸町.....0178-62-2111
佐井村.....0175-38-2111
三戸町.....0179-20-1111
七戸町.....0176-68-2111
新郷村役場.....0178-78-2111
外ヶ浜町.....0174-31-1111
田子町.....0179-32-3111
つがる市.....0173-42-2111
鶴田町.....0173-22-2111
東北町.....0176-56-3111
十和田市.....0176-23-5111
中泊町.....0173-57-2111
南部町.....0178-84-2111
西目屋村.....0172-85-2111
野辺地町.....0175-64-2111
階上町役場.....0178-88-2111
八戸市.....0178-43-2111
東通村.....0175-27-2111
平川市.....0172-44-1111

茨城県

阿見町.....029-888-1111
石岡市.....0299-23-1111
潮来市.....0299-63-1111
稲敷市.....029-892-2000
茨城県庁.....029-301-1111
茨城町.....029-292-1111
牛久市.....029-873-2111
大洗町.....029-267-5111
小美玉市.....0299-48-1111
笠間市.....0296-77-1101
鹿嶋市.....0299-82-2911
かすみがうら市.....0299-59-2111
神栖市.....0299-90-1111
河内町.....0297-84-2111
北茨城市.....0293-43-1111
古河市.....0280-92-3111
五霞町.....0280-84-1111
境町.....0280-81-1300
桜川市.....0296-58-5111
下妻市.....0296-43-2111
城里町.....029-288-3111
常総市.....0297-23-2111
大子町.....0295-72-1111
高萩市.....0293-23-2111
筑西市.....0296-24-2111
つくば市.....029-836-1111

つくばみらい市.....0297-58-2111
 土浦市.....029-826-1111
 東海村.....029-282-1711
 利根町.....0297-68-2211
 取手市.....0297-74-2141
 那珂市.....029-298-1111
 行方市.....0299-72-0811
 坂東市.....0297-35-2121
 日立市.....0294-22-3111
 常陸太田市.....0294-72-3111
 常陸大宮市.....0295-52-1111
 ひたちなか市.....029-273-0111
 鉾田市.....0291-33-2111
 水戸市.....029-224-1111
 美浦村.....029-885-0340
 守谷市.....0297-45-1111
 八千代町.....0296-48-1111
 結城市.....0296-32-1111
 龍ヶ崎市.....0297-64-1111

住田町.....0192-46-2111
 滝沢村.....019-684-2111
 田野畑村.....0194-34-2111
 遠野市.....0198-62-2111
 西和賀町.....0197-82-2111
 二戸市.....0195-23-3111
 野田村.....0194-78-2111
 八幡平市.....0195-76-2111
 花巻市.....0198-24-2111
 平泉町.....0191-46-2111
 洋野町.....0194-65-2111
 藤沢町.....0191-63-2111
 普代村.....0194-35-2111
 宮古市.....0193-62-2111
 盛岡市.....019-651-4111
 矢巾町.....019-697-2111
 山田町.....0193-82-3111
 陸前高田市.....0192-54-2111

岩手県

一関市.....0191-21-2111
 一戸町場.....0195-33-2111
 岩泉町.....0194-22-2111
 岩手県庁.....019-651-3111
 岩手町.....0195-62-2111
 奥州市.....0197-24-2111
 大槌町.....0193-42-2111
 大船渡市.....0192-27-3111
 金ヶ崎町.....0197-42-2111
 釜石市.....0193-22-2111
 軽米町.....0195-46-2111
 北上市.....0197-64-2111
 久慈市.....0194-52-2111
 九戸村.....0195-42-2111
 葛巻町.....0195-66-2111
 雫石町.....019-692-2111
 紫波町.....019-672-2111

福島県

会津坂下町.....0242-84-1503
 会津美里町.....0242-55-1122
 会津若松市.....0242-39-1111
 浅川町.....0247-36-4121
 飯館村.....0244-42-1611
 石川町.....0247-26-2111
 泉崎村.....0248-53-2111
 猪苗代町.....0242-62-2111
 いわき市.....0246-22-1111
 大熊町.....0242-26-3844
 大玉村.....0243-48-3131
 小野町.....0247-72-2111
 鏡石町.....0248-62-2111
 金山町.....0241-54-5111
 葛尾村.....0242-83-2651
 川内村.....024-946-8828
 川俣町.....024-566-2111
 喜多方市.....0241-24-5211

北塩原村.....0241-23-3111
 国見町.....024-585-2111
 桑折町.....024-582-2111
 郡山市.....024-924-2491
 鮫川村.....0247-49-3111
 下郷町.....0241-69-1122
 昭和村.....0241-57-2111
 白河市.....0248-22-1111
 新地町.....0244-62-2111
 須賀川市.....0248-75-1111
 相馬市.....0244-37-2120
 伊達市.....024-575-1111
 只見町.....0241-82-5210
 棚倉町.....0247-33-2111
 玉川村.....0247-57-3101
 田村市.....0247-81-2111
 天栄村.....0248-82-2111
 富岡町.....024-946-8813
 中島村.....0248-52-2111
 浪江町.....0243-46-4731
 檜葉町.....0242-56-2155
 西会津町.....0241-45-2211
 西郷村.....0248-25-1111
 二本松市.....0243-23-1111
 塙町.....0247-43-2111
 磐梯町.....0242-74-1211
 檜枝岐村.....0241-75-2311
 平田村.....0247-55-3111
 広野町.....0246-43-1331
 福島市.....024-535-1111
 双葉町.....0480-73-6880
 古殿町.....0247-53-3111
 三島町.....0241-48-5511
 南会津町.....0241-62-6200
 南相馬市.....0244-22-2111
 三春町.....0247-62-2111
 本宮市.....0243-33-1111
 矢吹町.....0248-42-2111

矢祭町.....0247-46-3131
 湯川村.....0241-27-8800
 柳津町.....0241-42-2112

宮城県

青葉区.....022-225-7211
 泉区.....022-372-3111
 石巻市.....0225-95-1111
 岩沼市.....0223-22-1111
 大河原町.....0224-53-2111
 大崎市.....0229-23-2111
 大郷町.....022-359-3111
 大衡村.....022-345-5111
 女川町(※仮設役場).....0225-54-3131
 角田市.....0224-63-2111
 川崎町.....0224-84-2111
 加美町.....0229-63-3111
 栗原市.....0228-22-1122
 気仙沼市.....0226-22-6600
 蔵王町.....0224-33-2211
 塩釜市.....022-364-1111
 色麻町.....0229-65-2111
 七ヶ宿町.....0224-37-2111
 柴田町.....0224-55-2111
 白石市.....0224-25-2111
 仙台市.....022-261-1111
 太白区.....022-247-1111
 大和町.....022-345-1111
 多賀城市.....022-368-1141
 富谷町.....022-358-3111
 登米市.....0220-22-2111
 名取市.....022-384-2111
 東松島市.....0225-82-1111
 松島町.....022-354-5701
 丸森町.....0224-72-2111
 美里町.....0229-33-2111
 南三陸町(※仮設役場).....0226-46-2600
 宮城野区.....022-291-2111

村田町.....0224-83-2111
利府町.....022-767-2111
若林区.....022-282-1111
涌谷町.....0229-43-2111
亶理町.....0223-34-1111
山元町.....0223-37-1111

あしなが育英会	24	原子力損害賠償紛争和解仲介室	52
遺児	17、19	建設工事請負契約書	29
医療費	30、40	建築制限	6
印鑑登録カード	40	限定承認	12
印紙税	26、29	原発事故	49
運転免許証	41	権利証	41
延納	28	高速道路通行料の無料化	9
改印届	40	小切手	32
解雇	20	国民健康保険料	30
介護保険料	30	国民年金保険料	30
介護利用料	13	心の相談窓口	15
外国語による相談	45	個人版私的整理ガイドライン	31
外国人登録	45	戸籍	39
会社更生	33	戸籍抄本	39
学生	19	戸籍謄本	39
学費	18	固定資産税	26、30
加算支援金	23	雇用調整助成金	20
仮設住宅	9	ゴルフ場利用税	26
仮設住宅の介護	13	再液化化防止費用	8
仮決算の中間申告	29	災害援護資金融資	33
仮払い金	52	災害救助法による応急修理	7
がれき撤去	9	災害減免法	27
義援金	23、38	災害公営住宅(復興住宅)	7
義足	14	災害障害見舞金	23
基礎支援金	23	災害弔慰金	23
虐待	17	災害復興住宅融資制度	6
休業	21	債権買取り	32
休業手当	21	財産形成住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税	27
求職者支援制度	21	最低生活費	37
境界標	8	差押禁止	25
教科書	18	査証申請	45
緊急保証	34	雑損控除	27
車いす	14	里親	19
クレジット	33	産業復興機構	32
軽自動車税	26	産業復興相談センター	32
研究者	19	支援金	23
健康保険料	30	事業所税	26

事業税	26	除染	56
事業用資産	28	所得税	26、27、29
自主的避難	50	自立更生計画書	38
実印	40	申告・納付期限の延長	26
失業手当	21	震災特例旅券	42
失踪宣告制度	40	親族里親制度	24
私的整理	33	新卒者	22
自動車検査証	43	生活福祉資金貸付	33
自動車重量税	26、29	生活復興支援資金貸付	33
自動車取得税	26、29	生活復興支援制度	7
自動車税	26	生活保護	37
自動車保管場所証明書(車庫証明)	44	税金	26
自動車保険	43	成年後見人	13
死亡	11	生命保険金	39
死亡届	39	全国里親会	24
死亡認定制度	40	全国避難者情報システム	43
死亡の推定	39	船舶融資	35
写真の復元	16	葬儀	11
若年者雇用奨励金	20	相続	11、39
就職活動	22	相続税	26、28
就職説明会	22	相続放棄	12
住宅借入金特別控除	27	贈与税	26、28
住宅金融支援機構	31	損害賠償請求	49
住宅再建	6	代替資産	28
集団移転	8	代表印	40
収入認定	38	地デジ移行	9
授業料	18	中央共同募金会	24
塾	18	中小企業電話相談ナビダイヤル	34
熟慮期間の延長	12	中小企業倒産防止共済制度	34
酒税	26	弔慰金	23
出荷停止	35	通常の財産	25
障害者支援センター	14	杖	14
奨学金	18	手形	32
消費税	26、29	転校	17
奨励金	20	登記識別情報通知書	41
助成金	20	登記手数料	42
女性向け電話相談窓口	15	登録免許税	26、29

東電	49	法人税	26
東電補償基準	49	法的倒産手続	33
特定地域中小企業特別資金	34、56	法律相談	47
特別一時金	24	保険料	39
特別弔慰金	24	母子寡婦世帯	7
都市計画税	26	母子寡婦福祉資金貸付金	34
土地の境界	8	未成年後見人	19
内定	22	みなし仮設住宅	7
悩み	17	未払い賃金立替払い制度	21
二重ローン	32	見舞金	24
日本財団	35	身元の確認	11
日本赤十字社	7、24	民事再生	33
年金	39	民事法律扶助	54
納税の猶予	26	滅失登記	6
農地	8	目や耳の不自由な方	14
農林中央金庫	35	雇止め	20
廃車手続	43	行方不明者	11
派遣	21	行方不明者の財産管理	11
破産	33	行方不明の場合の相続	12
発達障害	14	養育里親制度	24
東日本大震災事業者再生支援機構	32	リース	33
被災者雇用開発助成金	20	り災証明書	41
被災者生活再建支援制度	6、8	利子補給	35
被災者生活再建支援金	23	労災	39
被災者ノート	50	ローン	31
被災者向け公営住宅等情報センター	7	路線価	28
被災証明書	42、57		
避難指示	35		
不安	17		
復興特別貸付	34		
不動産取得税	26、29		
不動産譲渡契約書	29		
風評被害	35		
扶養控除	27		
不渡り	32		
法テラス	47		